

187
121

宮殿調度番角解
附乘物考

187-121
1200901503199

宮殿調度圖解

例言

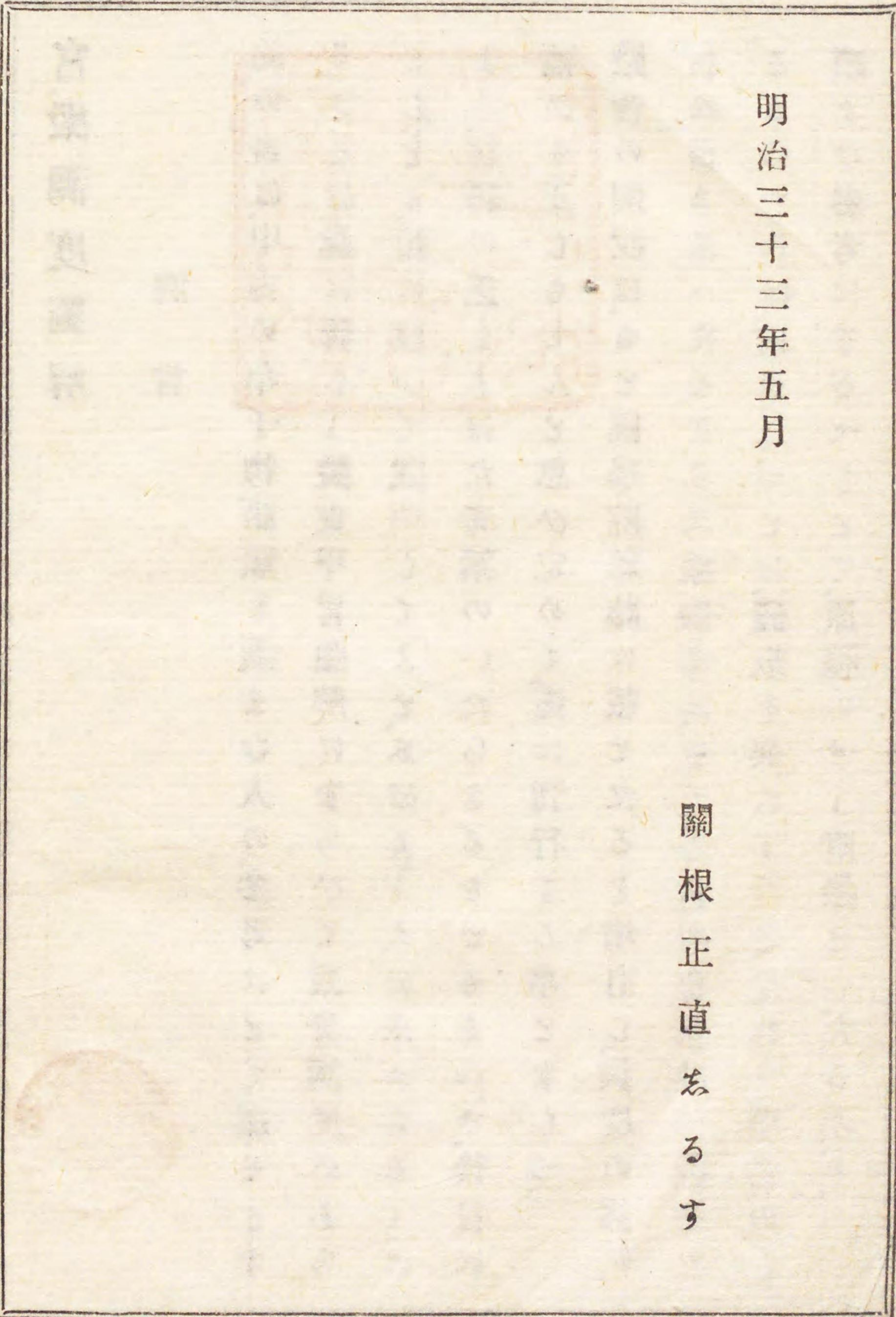


此の書は、中古の草子物語類を讀まむ人の、参考にとて編せしなり。さるは、曩に著し、裝束甲冑圖解にならひて、殿舎調度のあらましをも圖に就いて説明してよと、おぼく人に求めらるゝに、より、材料の乏しきはた考案のいたらざるなほあれど、後日に補ひる正しむせんと思ひ定めて、遂に刊行する事となしつ。

殿舎の解説は、もと國學院雜誌に載せたるを増訂し、調度の部は、新に書き添へたるなり。又乗物考は、曾て考古學會雜誌に載せたるものなれば、前の二つとは、體裁を異にすれど、是れも、中古の書讀まむ参考になるべしとて、原稿のまゝ附録としたるなり。

明治三十三年五月

關根正直 著



宮殿調度圖解目錄

宮殿の部

宮城(指圖一).....	一頁
朝堂院 清暑堂、大極殿、小安殿、.....	四
豊樂院.....	六
真言院.....	六
武德殿.....	七
中和院.....	七
内裏(指圖一)宮門、閣門、.....	八
紫宸殿(指圖一)仁壽殿、承香殿、常寧殿、貞觀殿、春興殿、宣陽殿、 安福殿、校書殿.....	三十一
清涼殿(指圖一)弘徽殿、登花殿、舍坊等.....	十四
今内裏.....	十八
縉紳家の殿舎(指圖一).....	二十六

寢殿指圖一)	二十六
母屋	三十八
廂	三十四
簀子	三十一
階	三十一
階隱	三十二
階隱の間	三十二
格子(圖)	三十三
妻戸(圖)	三十四
蔀	三十四
對屋(圖)	三十六
廊(圖)	三十六
透廊	三十七
釣殿(圖)	三十七
泉殿(圖)	三十八

車宿	三十八
雜舍 下家	三十九
垣屋	三十九
塗籠	四十
放出(指圖一)	四十一
四足門	四十六
中門(圖)	四十七
棟門	四十七
土門	四十七
平門	四十九
立蔀(圖一)	四十九
切掛(圖一)	五十一
透垣 羅文	五十二
築塙垣	五十四
檜垣	五十五

鑄板……………五十六

室内の裝飾(指圖一)……………五十七

調度の部

帳臺(床(圖一))……………六十三

簾……………六十七

壁代(圖一)……………六十八

几帳(圖二)……………七十

軟障……………七十一

高麗縁の疊……………七十二

纓綯縁の疊……………七十二

龍鬢の筵……………七十三

東京錦の茵……………七十三

椅子……………七十四

床子……………七十五

草墊(圖一)……………七十六

胡床……………七十六

圓座……………七十七

膝突……………七十七

文杖……………七十八

覽筥……………七十八

柳筥(圖二)……………七十九

草子筥……………八十

厨子(圖一)……………八十一

二階棚(圖五)火取、泔坏、唾壺、亂筥、……………八十二

唐櫛筥(圖一)……………八十二

鏡筥(圖一)……………八十四

鏡臺(圖一)……………八十四

衣架……………八十五

唐櫃……………八十五

燈樓……………八十七

燈臺(圖二)高燈臺、結燈臺、	八十七
臺盤(圖二)小臺盤、切臺盤、	八十九
高坏(圖二)角高坏、圓高坏、	九十
折敷	九十二
衝重(圖二)	九十四
懸盤(圖一)	九十五
禮盤	九十六
犬防	九十七
錄附 乗物考	
車 起原及び制度の沿革	百一
牛車の製作(圖一)	百十三
牛車附屬の具	百十三
牛車の種類	百十五
唐庇車(圖一)	百十五

雨眉車	百十六
檳榔庇車	百十七
檳榔毛車	百十七
青糸毛車	百十七
紫糸毛車	百十八
赤糸毛車	百十八
半蓆車	百十九
網代庇車	百十九
八葉車	百二十
金作車	百廿一
飾車	百廿二
黒蕤車	百廿二
輦車(圖一)	百廿四
輦車	百廿七
輿 起原及び制度の沿革	百廿八

輿の種類……………百卅三

鳳輦(圖一)……………百卅五

葱花輦……………百卅六

腰輿……………百卅七

小輿……………百卅八

網代輿……………百卅八

四方輿……………百卅九

板輿……………百四十

張輿……………百四十一

塗輿……………百四十一

駕籠乗物駕籠の差別及び起原……………百四十二

制度の沿革(圖七)……………百四十五

以上

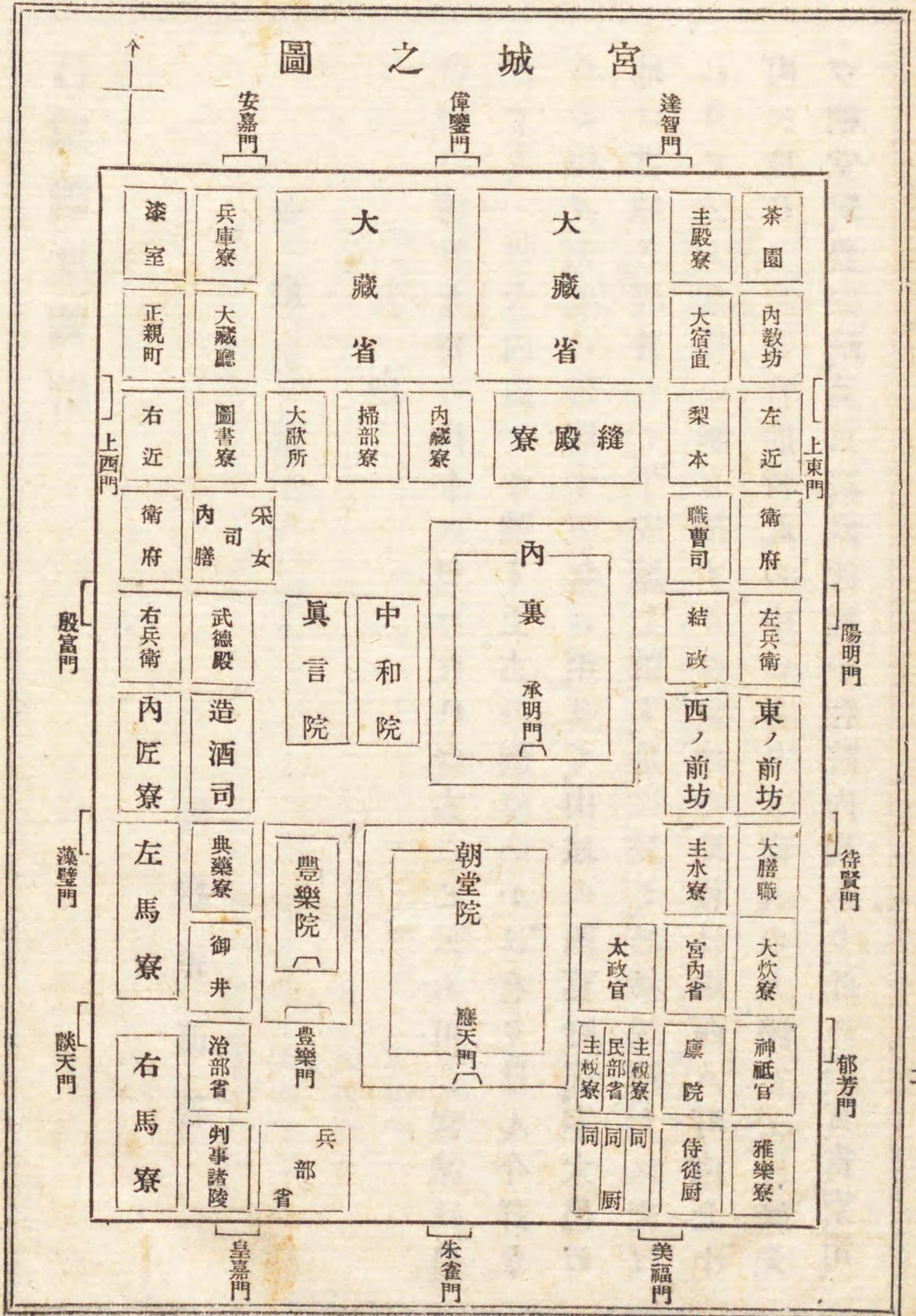
宮殿調度圖解

宮殿の部

宮城

宮城の稱は大寶の律令に見ゆたれば古くと云ふ可し。宮城は皇城なり。一に大内裏とも號す。上古の制はいかに有りけん。今詳ならず。桓武天皇の延暦十三年に至りて、山城の國葛野郡宇太邑の地に宮城を經營して、平安城と號す。是に於て、結構規模大に備はれりと云ふ。當時の制を按ずるに、宮城の地程は、東西八町南北十町に度れり。皇宮、官府、皆此の中にありき。尙其の大體を云はば先づ朝堂院、豐樂院、眞言院、武德殿、中和院、内裏あり。此の外、官、省、寮、司、

關根正直著



は皇宮、朝堂等を圍繞して、棟を聯ね軒を接せり。然れども、官司の所在を逐一に叙せんは、煩はしき事なれば、右に掲げたる指圖に就いて、其の概略を見るべきなり。

宮城門は、四方に各三つ、合せて十二門あり。朱雀門其の南面正中なり。伴氏之を造れり。重閣にして七間、戸五間あり。朱雀と號するは、南方なれば也。右に美福門あり。壬生氏の造れるに依りて然名づく。壬生美福、訓音の稍通するを以て也。他皆此の例なり。左に皇嘉門あり。若犬養氏の造る所なり。東方の待賢門(中)は建部氏造り、陽明門(右)は山氏造り、郁芳門(左)は的氏の造る所にして、西方の藻壁門(中)は佐伯氏、談天門(右)は玉手氏、殷富門(左)は伊福部氏造れり。又北の偉鑿門(中)は猪養氏、安嘉門(右)は海犬養氏、達智門(左)は丹治比氏の造る所とぞ。何れも重閣の構へにして、扁額を署せり。舊史を按ずるに、嵯峨天皇の弘仁九年四月制して、殿閣及び諸門の號

を改め、皆之に題額すとあれば、此の時よりの事なりけん。されば、始め東方の三面は嵯峨天皇の御筆にして、南の三面は弘法大師、西の三面は小野美材、北の三面は橘逸勢が筆とぞ聞こえし。後には、當代能筆の名ある者して、修飭もせしめ、又書き替へもせしめけるなり。

朝堂院

朝堂院は又八省院とも云ふ。八省百官の朝參、皆此の堂に於て行せらる。大極殿を以て正殿とす。大極殿は邦語に大安殿オホヤスミヤと云ふ。蓋し歴世の天皇朝政を觀給ひし所なるを、皇極天皇の時に至り、唐制を摸倣して大極殿の字を填てつ。然れども、之を稱するに至つては、猶於保耶須美止乃ホヤスミトノと云へり。屋を葺くに瓦を以てし、殿に磬砌イシキを敷けり。正面十一間一丈六尺を以て一間とす。簀子スサコの日隠ヒカシ一丈餘の構へなり。此の殿の後房を小安殿オホヤスミヤと云ひ、大極殿前、東西に別れて、昌福、含章、承

光、明禮、延休、含嘉(以上東顯章、延祿、修式、永寧、暉章、康樂)以上西の十二堂あり。此の外會昌門外に、猶兩堂ありて、東朝集堂、西朝集堂と云ふ。百官の參集する所なり。凡べて、外廊は廻廊の構へなるが、廊中大極殿の左右に當たりて高樓あり。東を蒼龍樓、西を白虎樓と云ひ、應天門の前頭にも、又兩樓ありて、東を栖鳳、西を翔鸞と云ふ。抑、朝堂は、天皇臨朝、諸司告朔の所にして、昔は即位大嘗會の大儀も、皆此の所に於て行はれたり。然るに、度々焼亡して、高倉天皇以後は永く廢頽にまかせ、即位大嘗の如きも、紫宸殿に於て行はせらるゝ事となりぬ。

諸門には、大極殿の東西廊に廂門ありて、東福、西華と號し、南面中門を會昌と名づく。重閣にして七間、戸五間あり。左右に章德、興禮の二門あり。外廊南門を應天門と云ふ。これも七間の重閣なりき、左右に長樂、永嘉の兩門ありて、東西方に章義、敬法、章善、顯親、廣義、

光範、壽成(以上西)含耀、盛化、宣政、通陽、永陽、昭訓、宣光(以上東)の諸門あり。北に昭慶(中)永福(右)嘉喜(左)の三門ありき。

豊樂院

豊樂院は、朝堂院の西にあり。節儀の宴會行はるゝ所なり。豊樂殿を以て正殿とす。謂はゆる豊明節會トヨアカリノキチエは此の殿に於て行はる。後房を清暑堂と云ふ。左右に東華、顯陽、觀德、延英(以上東)西華、承歡、明義、招俊(以上西方)の八堂、並びに栖霞、霽景の二樓あり。八堂の間は、皆廻廊の構へにして、儀鸞門と云へるぞ、内隔の正中南門には有りける。其の左右に高陽、嘉樂の二門あり。東に青綺、逢春、金利の三門、西に白綺、承春、陽徳の三門あり。又外廊には、南面に豊樂門を中として、禮成、崇賢の三門あり。左右にも、又延明、陽祿、開明(以上東)萬秋、立德、福來(以上西)の六門ありて、北に不老の一門ありき。

眞言院

眞言院は豊樂院の北にあり。國土安穩、稼穀豊饒の修法のため、僧侶の參候する所とす。正舍ホの西に護摩堂あり。東に僧房長者坊ありあり。後なるを伴僧の宿所とす。四面築牆ツイにして、正面なるを南門と云へり。

武徳殿

武徳殿は眞言院の西にあり。元馬埒殿トと稱せり。騎射競馬等の節、天皇臨御の所なり。外垣の南、及び東西に通門各二ヶ所あり。別の名號なし。

中和院

中和院は眞言院の東にして、内裏の西隣なり。又中院とも稱す。新嘗祭、神今食等、天神地祇の御親祭は、皆此の院に於て行はる。神嘉殿を以て正殿とす。殿前東西に炬火屋ヒョウキヤあり。後房を北殿と云ひ、左右に東廂殿、西廂殿と云へるもありき。

中和門は中院の外垣、東側にありて、内裏の外垣に接せり。正南門を中門と云ひ、左右に腋門あるのみなりき。

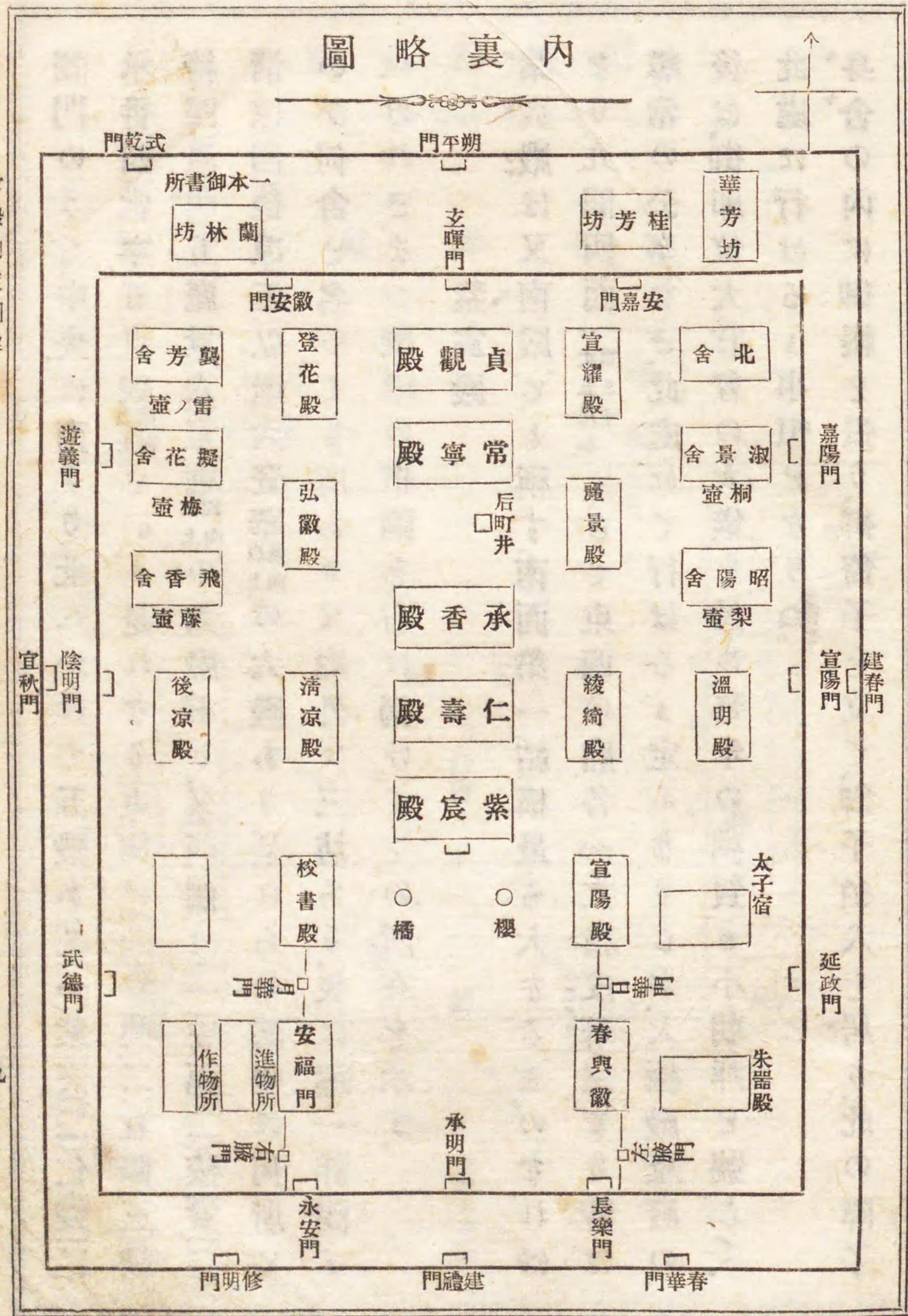
内裏

内裏は即ち皇宮なり。宮城内にありて別に一廓をなせり。抑、内裏の字面は日本書紀用明天皇の條に見えて、オホウナと訓點せり。後世も大内と書き、又單に内とも略稱せり。

内裏外廓の諸門を宮門と稱し、又中重門ともいふ。是は宮城門を外廓門と稱するに對せしなり。宮門の南に建禮(中)春華(左)修明(右)の三門あり。東西に建春宜秋各一門あり。北に朔平式乾の二門ありき。

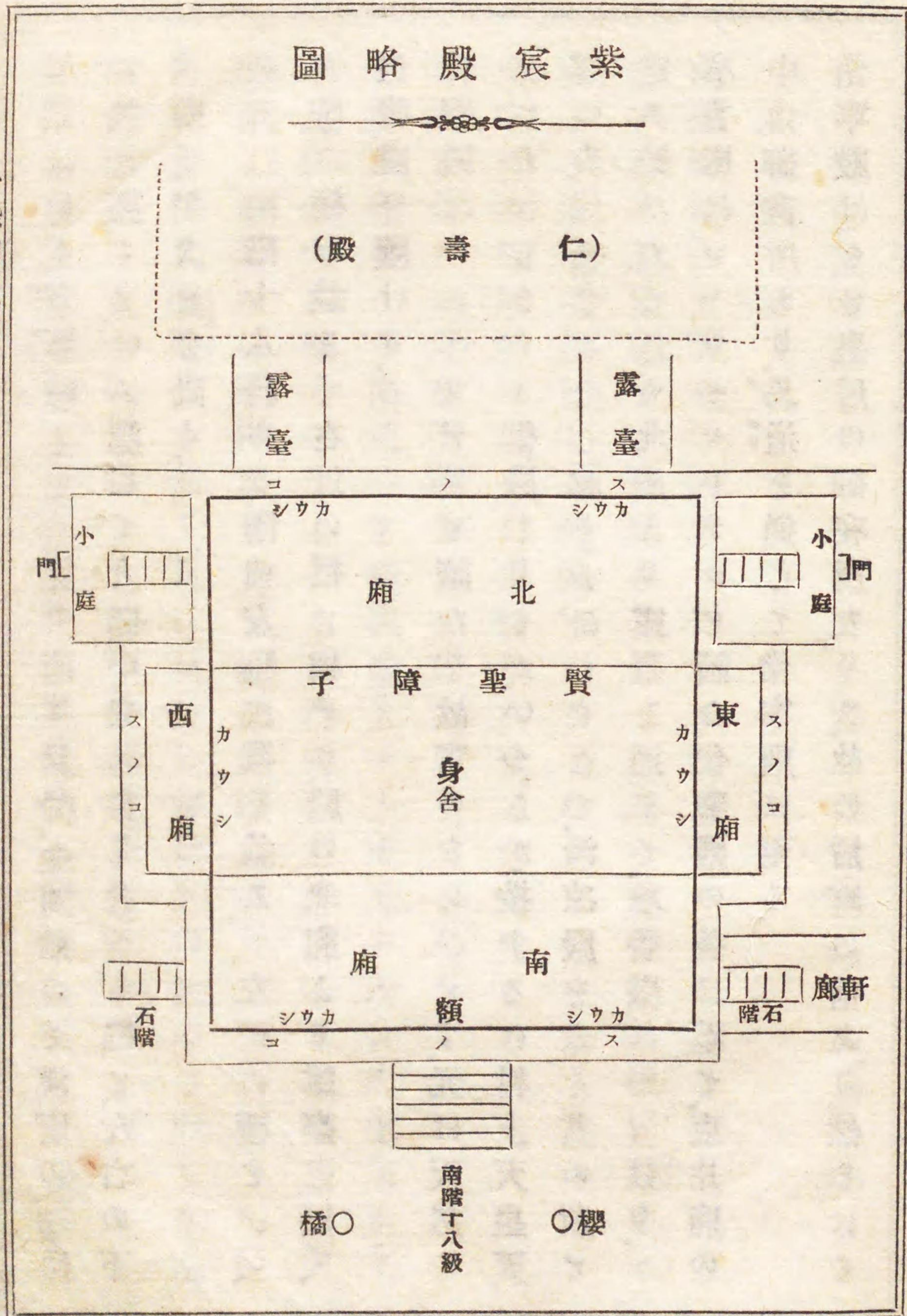
内廓の諸門を閣門と稱す。南に承明(中)長樂(左)永安(右)の三門あり、東に宣陽(中)嘉陽(左)延政(右)の三門、西に陰明(中)武德(左)遊義(右)の三門あり、北に玄輝(中)安嘉(左)徽安(右)の三門ありき。

内裏略圖



宮殿調度圖解

紫宸殿略圖



紫宸殿

閣門のうち中央に南より北へかけて五殿あり。(一)紫宸(二)仁壽(三)承香(四)常寧(五)貞觀南面上といふ是れなり。東側に(一)春興(二)宜陽(三)綾綺(四)溫明(五)麗景(六)宣耀西面上の六殿あり。又西側に(一)安福(二)校書(三)清涼(四)後涼(五)弘徽(六)登華東面上の六殿あり。是れらの殿後に何所といひ何舎と名づくる所あり。又廊外に三坊あり。後に逐一詳説すべけれど、まづ概略の指圖を右に掲げてその所在を示す。

紫宸殿は又南殿とも稱す。南面第一結構最も大なるものなればなり。九間四面一丈五尺を以てにして東西の廂各一丈。檜皮葺屋なり。昔は尋常の公事など、此處にて行はるゝ定めなりしが、大極殿荒廢の後、御即位大嘗會の大儀を始め、毎年の朝賀も小朝拜と號して、此處に行はるゝ事恒となりぬ。身舎の内に御帳を張り、御椅子を立て、獅子狛犬を居る。此の障子

は謂はゆる賢聖障子とて、寛平四年巨勢、金岡始めて漢唐の功臣の像を畫くといふ。總じて九間、中央に書を負へる龜と、左右の下に獅子狛犬とを畫く。

殿前の南階十八級あり。階前左腋に櫻を栽ゑて左近の櫻といひ、右腋に橘を栽ゑて右近の橘と稱せり。殿の北廂より露臺を歴て、仁壽殿に續けり。

仁壽殿はジジュウデンと讀むを故實のならひとす。元は天皇の常にねはしまし御殿なりしが、いつしか按ずるに村上天皇天曆の炎焼後なるべし移りおはしまして、清涼殿を永く其の所と定め給ひぬ。これも北廂より露臺を通りて、承香殿につゞけり。承香殿はシヤウギヤウデンと讀む。仁壽殿の後にして、東片廂の中に御書所あり。馬道を通じて常寧殿に至る。

常寧殿はもと皇后の御在所なりき。故に后町の稱あり。然るにこ

れも後世弘徽殿をその御座所と定めて移り給ひぬ。其の北なるを貞觀殿といふ。

貞觀殿はもと天皇の外治に對して、皇后の内政を聽き給ふ所なりけん。さるは之を中宮、廳ともいへり。此の殿を又御櫛笥殿とも稱する由は、御櫛匣その外、後宮にかゝれる文書をも納めらるゝが中に、御櫛は特に婦人の重寶なれば、之を主として殿名にも負せしならむと、近藤芳樹翁もいはれたり。

東側六殿のうち南第一を春興殿をいふ。東庇の内に内豎所あり。後方、別に朱器殿といへるがあり。南廊に左腋門ありて、閤門の垣に接し、北廊に日華門ありて、宜陽殿に續く。

宜陽殿は又納殿とも稱す。累代重寶の御物を收藏する殿なり。南廂に議所あり。公卿參集して公事を議し、除目などをも行はるゝ所なり。殿後に太子宿コヤド子コヤド直コヤド廬コヤドの一字あり。北に綾綺溫明の二殿あり。

かけまくも畏き賢所は、此の温明殿内にあり。内侍の常に侍候するに因り、内侍所とも稱せり。此の殿の北に麗景宣耀の二殿あり。此の二殿は、女御或は後宮奉仕の女房の曹司に充てられしなり。西側六殿のうち南第一を安福殿といふ。南廊に右腋門ありて、春興殿と左脇門とに對し、北廊に月華門ありて日華門に相對せり。次の校書殿は字面の如く、文書を校する所なり。故に校書所藏人所も亦此の殿内に在り。校正の書冊を藏する所を納殿と云ふ。北に清涼後涼の二殿あり。

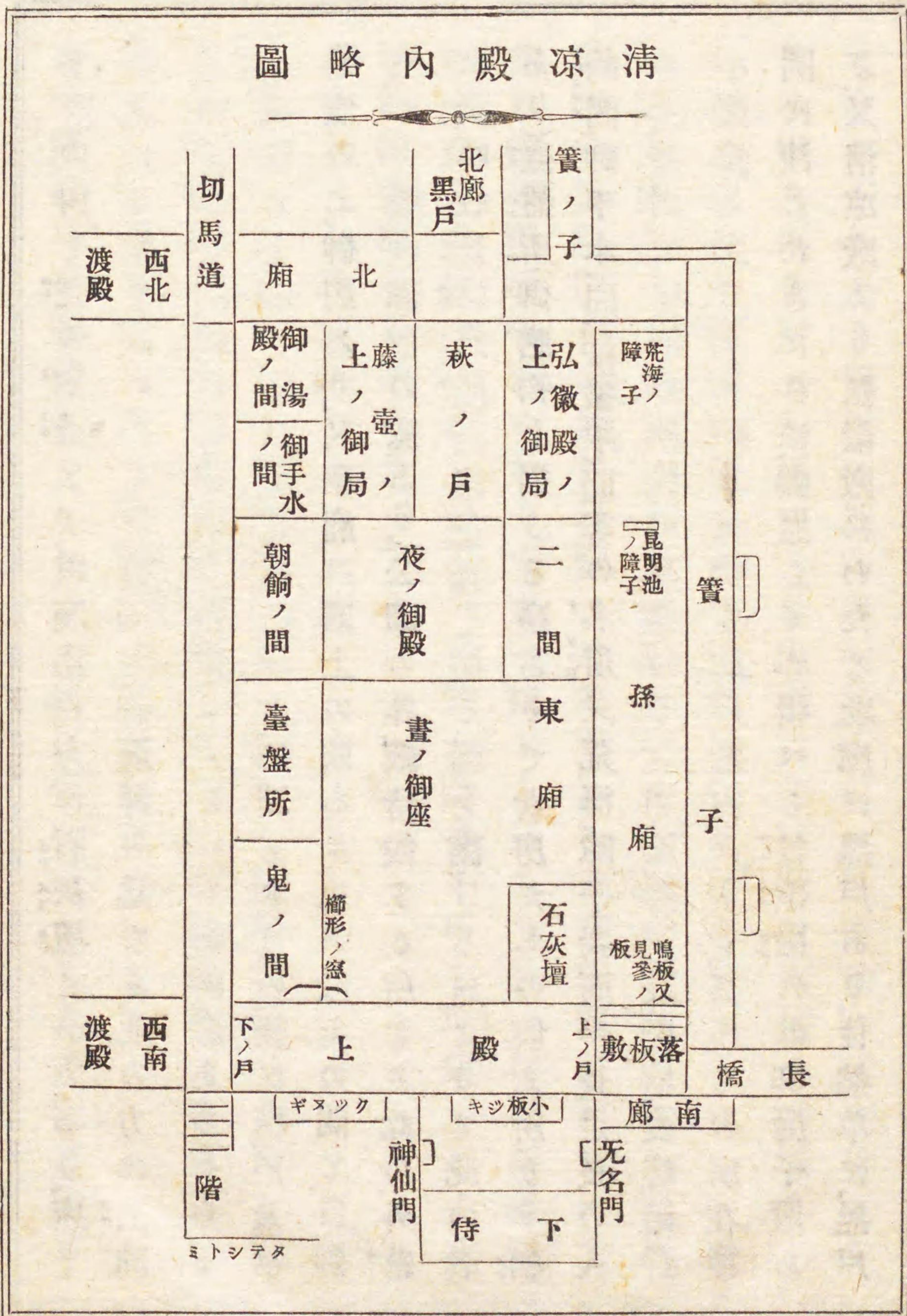
清涼殿

清涼殿は天皇日常の御座所にして、公卿も昇降し、后妃女官も参り合ひ給へば、中古の草子物語のうち、此の殿にての事多く見ゆ。されば、別に圖を添へて、毎の説明をなすべし。

まづ殿内身舎(後世オモヤといふ所)に晝御座あり、北の妻戸(開戸

なり)の内を夜の御殿とす。東廂南の方に石灰壇といふあり、床を石灰にて塗り固めたり。伊勢宗廟御遙拜の爲なり。北の方に二間といふあり、此處は佛菩薩の影像などかけて、御祈念あらせらるる場所とす。北に添ひて弘徽殿の上、御局あり。其の後に萩戸及び藤壺の上、御局あり。又南廂に殿上の間あり(此の殿上の間と日御座との壁に楡形の窓あり)。公卿の昇殿侍候する所なり。此の外落板敷、鳴板、長橋、鬼間、白澤、王鬼を切る圖を畫けるによりて、此の名あり(臺盤所)御膳物を据うる臺ありて、女房たちの候ふ所なり(朝餉間、御手水間、御湯殿間等の名所)又荒海、障子(表面手長足長の人)がた、裏面は宇治の網代の墨繪なり(昆明池、障子(表唐繪、裏嵯峨野小鷹狩を畫く)などいふ名物も、此の殿内にあり。其れらの所在挿圖に注しれたれば、参照して心得べし。後涼殿には御厨子所あり。又清涼殿より弘徽殿にわたる北廊に黒戸あり。徒然草に、黒戸

清涼殿内略圖



は小松の帝位につかせ給ひて、昔たゞ人にておはしませし時、ま
 さなまをせさせ給ひける間なり。御薪にすゝけたれば、黒戸とい
 ふとぞ。とあり。

弘徽殿は清涼殿の北にあり。主上清涼殿におはしますやうにな
 りては、此の殿を皇后、或は、やんまとなき女御のれはする所と
 たり。北に登花殿あり、是れはた女御たちの曹司にあてらる。

此の後に飛香舍、擬花舍、襲芳舍といふ三舍あり。又東側宣耀麗景
 二殿の後に、昭陽舍、淑景舍等あり。飛香舍を又藤壺といふ。壺は坪
 にて、平地の中庭をいふ。舍前の庭に藤を栽ゑたればなり。擬花舍
 を梅壺と稱するも、梅樹のたてるによりて也。淑景舍を桐壺、昭陽
 舍を梨壺といふも、同じ例なり。これらも皆女官たちの曹司にあ
 つ。唯襲芳舍を雷鳴の壺といふは、雷鳴の時主上此處に渡御し給
 ひて、兵衛瀧口の侍士等を召して、鳴弦せしめなするによりて

かく名づくといふ。

閣門の外、中重門内に、華芳、桂芳、蘭林の三坊あり。桂芳坊内に樂所あり、蘭林坊内に一本御書所と稱するあり。

以上述べし所、殿舎門廊の設計は、桓武天皇の御代に創められて、嵯峨天皇の御時に至り悉皆落成したりけん。其のかみは殿門なごに、漢風の名號なかりしが、嵯峨天皇の朝漢學盛に行はれて、天皇は尤頗る文藻を好ませ給ひしからに、弘仁九年新に殿閣及び諸門の號を選み、一々題額をも物せられしなりけり。

是れより凡そ百餘年を経て、村上天皇の天德四年に、内裏焼亡せり。之を平安京遷都後始めての災として、此の後度々炎焼ありき。圓融天皇の貞元々年に焼失したる後は、一時堀川院に遷御ありて之を里内裏ヤトノウラと稱しまた今内裏イマノウラとも申したりき。

今内裏

今内裏とは、内裏本宮の焼亡なごして、一時假りにおはします皇宮を申すなり。さて今内裏とても、猶すべて本宮の稱を用ひらるるが故實にて、主上のおはします所を、清凉殿と申ししを始め、その他の門室、いづれも本の名を負せて呼ばれしなり。枕草子に、小一條院をば今内裏とぞいふ。主上これおはします殿は、清凉殿にて、其の北なる殿に中宮ハこれおはします。とあり。又今内裏の東を、北の陣朔平門ノ事とぞいふ。などあるにて察すべし。是れは一條天皇の長保元年六月十四日、内裏焼亡して、翌二年十月新造の内裏に、還り移らせ給ひし間の事なるべし。

かくて白河鳥羽兩院の御時には、内裏は久しく荒廢してありしを、少納言通憲入道信西種々に經營し、諸國に懸課して、三年がほどに舊の如く造立し畢りぬ。然るに源平亂の後、北條執權の頃には、本宮は頽廢せるにまかせて、たほかた閑院と申すをば、里内裏と

して此所にねはしましたるなり。さて此の閑院は、年久しく住ま
せ給ひて、自然と本内裏の代はりともなりたれば、随ひて構造も
廣大になりし様なれども、猶殿舎の數は少くして、唯對屋といふ
もの、こゝかゝりに散在せるのみなりき。うれも構造所在、本内裏
とはいたく異なりたりと見えて、増鏡秋のみやまの段に、御歌合
行はるゝ事をかきて、安福殿の釣殿に床子たてゝ、東面にねはし
ます。」と見えたり。本宮には、安福殿に釣殿ありしを聞かず。按ふに
此處にては寢殿を紫宸殿とし、西對を清涼殿として、迴廊の南端な
る釣殿を、安福殿と名づけたるにもやありけん。寢殿對、釣殿など
のことは、次の緋紳家の殿舎、また其の指圖を照らして見て知る
べし。

緋紳家の殿舎

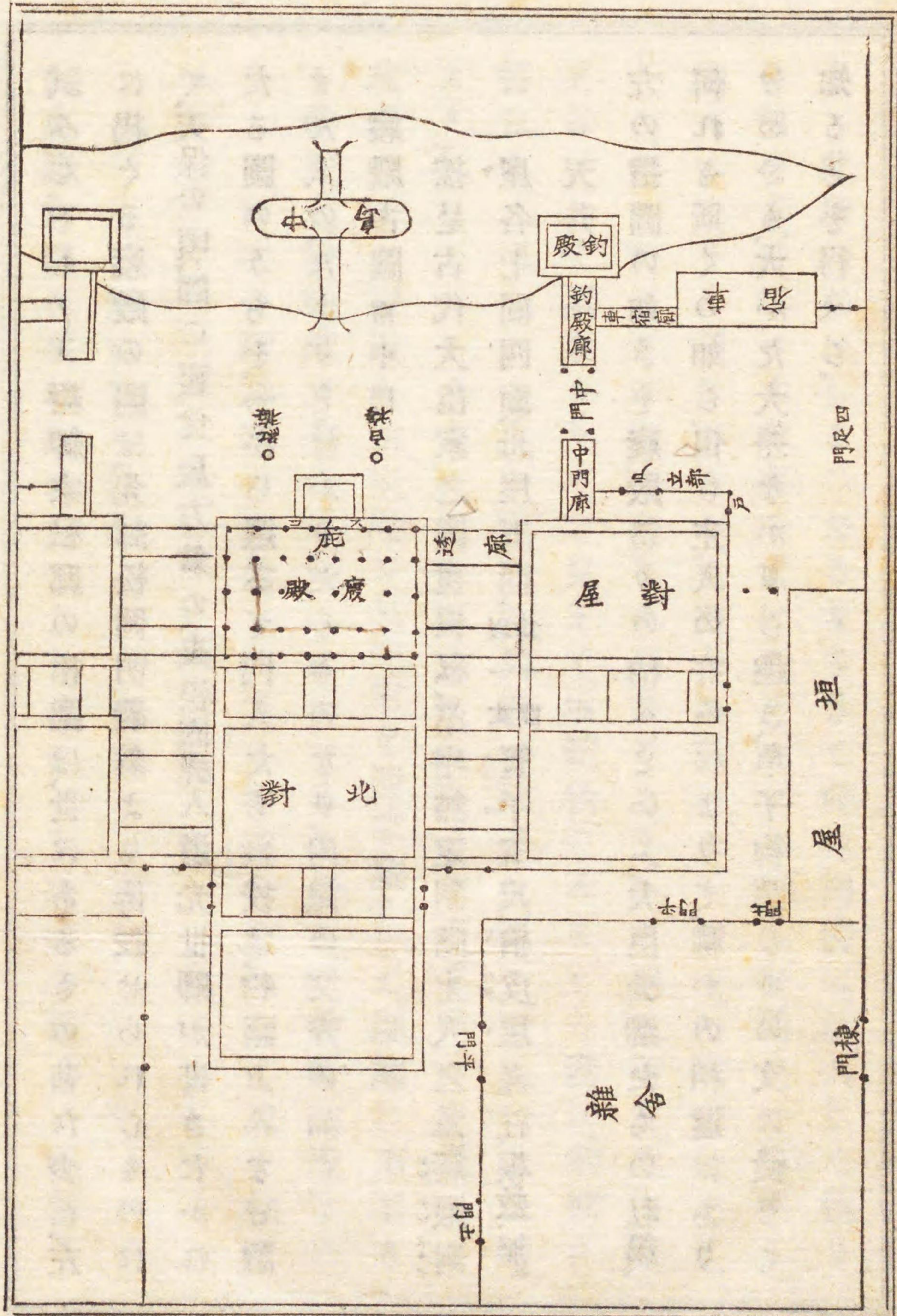
内裏諸宮殿の事は既に述べたり。次に大臣家の殿舎の圖解を

試みん。そもく緋紳家私邸の指圖は、世にあるもの甚た少し。左
に掲ぐる寢殿の圖は、先師松岡明義翁より傳授せられたるもの
に、天保の頃、師の祖父辰方翁の、裏松固禪入道光世卿が書されか
れたる圖のうちを、一ひら選みて門人たちに授け、物語おみなを讀
まん人の、たよりをはかりたるものなり。附記の文左の如し。

寢殿古圖 兩中門

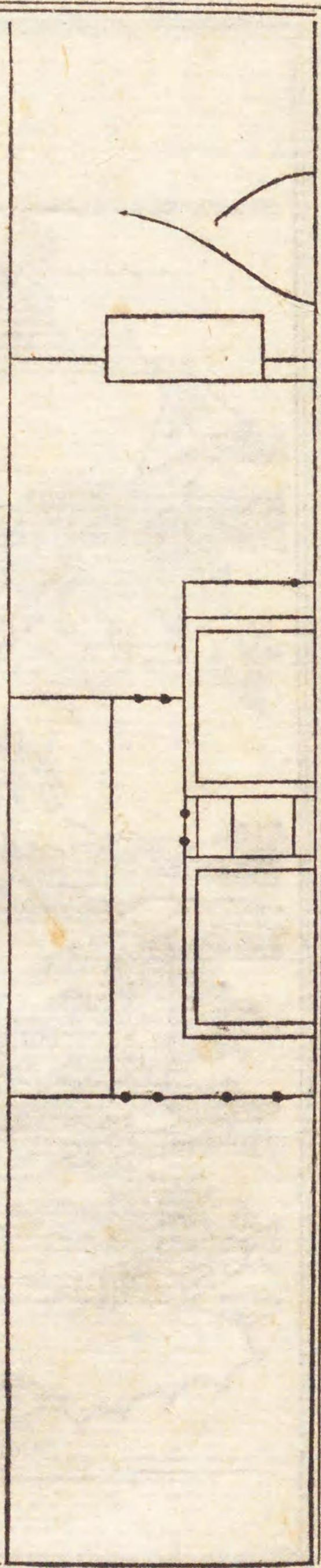
按是古代大臣家之圖也。但私第宅無定制。隨主人之意。寢殿對
屋各七間。四面母屋五間。以一丈簀子五尺。檜皮屋丸柱。板敷。無
天井。

左の指圖の如きを寢殿造りの構へといふ。大臣公卿たちの私第、
何れも斯くの如し。但し主人の好みによりて、聊かの相違はあり
けめども、大かた大差なかりし趣き、草子物語などの文に徴して
知るを得べし。



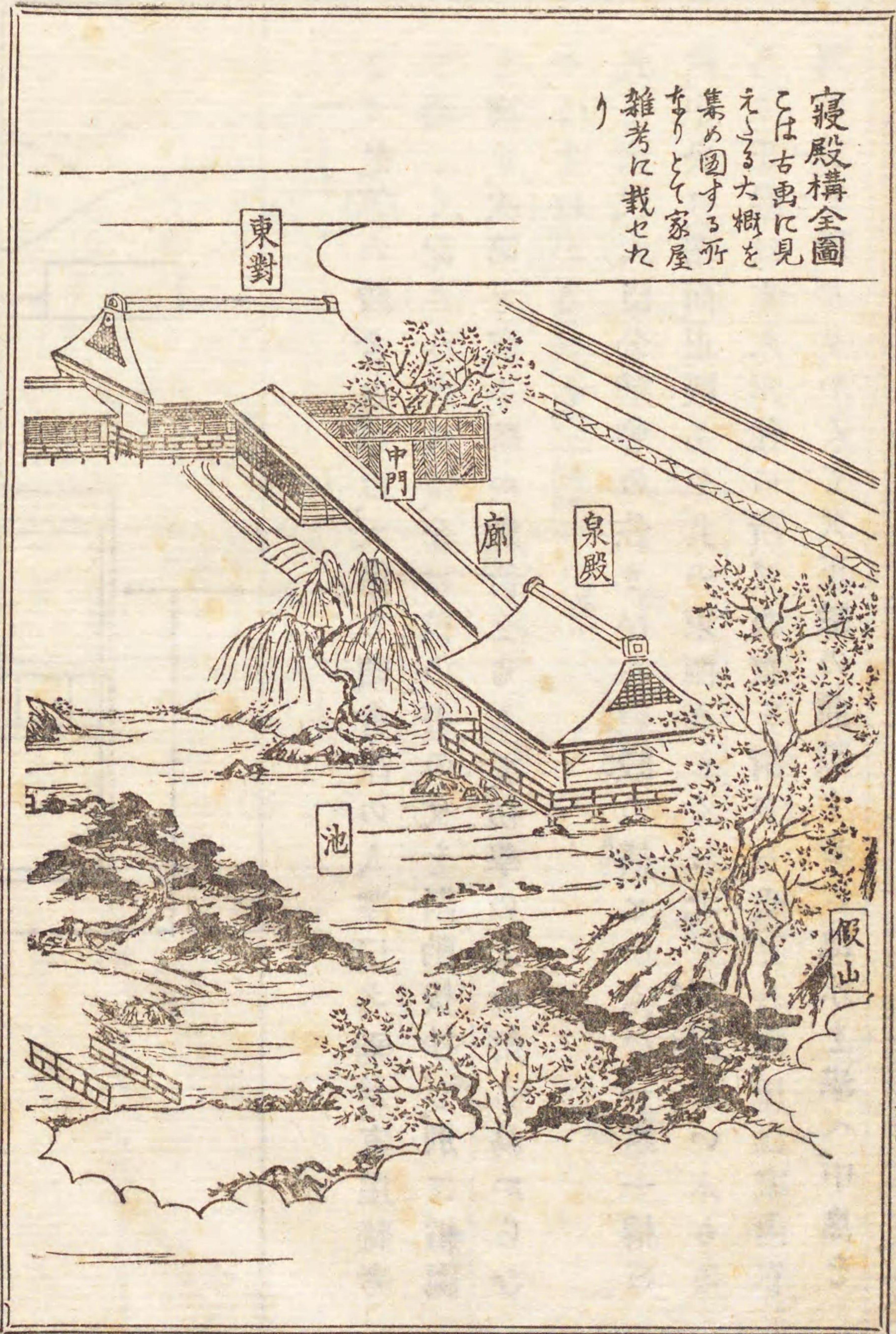
さて是等の殿舎の事は、天保の頃會津の人澤田名垂が、家屋雜考に委しく記されたれば、今は彼の書の文を斟酌抜抄し、別に指圖を増し、次第を改め、聊か敷衍をもして、初學の人の解し易からむやうをはかるべし。

凡そ古代大臣公卿等の住まひし寢殿シヤンテンの構カマといふは、一家一構の内、中央(南面)正殿あり。其の東西もしくは北に對屋ダイヤといふものあり。正殿は主人常住の所、又來賓を請ずる坐とし、對屋は家内眷屬の居る所なり。かくて又正殿の前數十歩に池水を湛へ、中島を





寢殿構全圖
 こは古画に見
 えたる大概を
 集めて図す所
 なりといふ家屋
 雜考に載せら
 り



築き橋をかく。又東西の對屋より南へ通ふ廊あり。其の廊のはし、池に臨める所に一屋を構へ、之を釣殿ツリノミヤとし、又泉殿イハミヤとす。東西廊の中程に各小門あり、廊の内を切通しにして板敷イタジキをせず。是を兩中門フタノナカドといふ。謂はゆる廻廊マヅリノミヤにて、東の渡殿、西の細殿ホソノミヤなといふ。是れなり。其の廊の回れる内をさして中庭ナカニワといふ。さて又件の廊の内には家司ケノシ所從の役所々々あり。從者も伺候し居りて、今時の神社の回廊マヅリノミヤ、或は寺院の東西寮シヤウシヤウなとの如し。こは其のかみ攝關大臣の邸第テを始め、三四位サウシヤウの人の家々も大抵右やうの構造にてありしなり。以上は總構ソウコウに就いての概要コウアイなれば、能く指圖サシヅを見てればむねを悟るべし。

是れより指圖サシヅに注せし屋舎門廊ヤサノカドノミヤを、一々説明して、さて後室内のことに及ばん。

寢殿

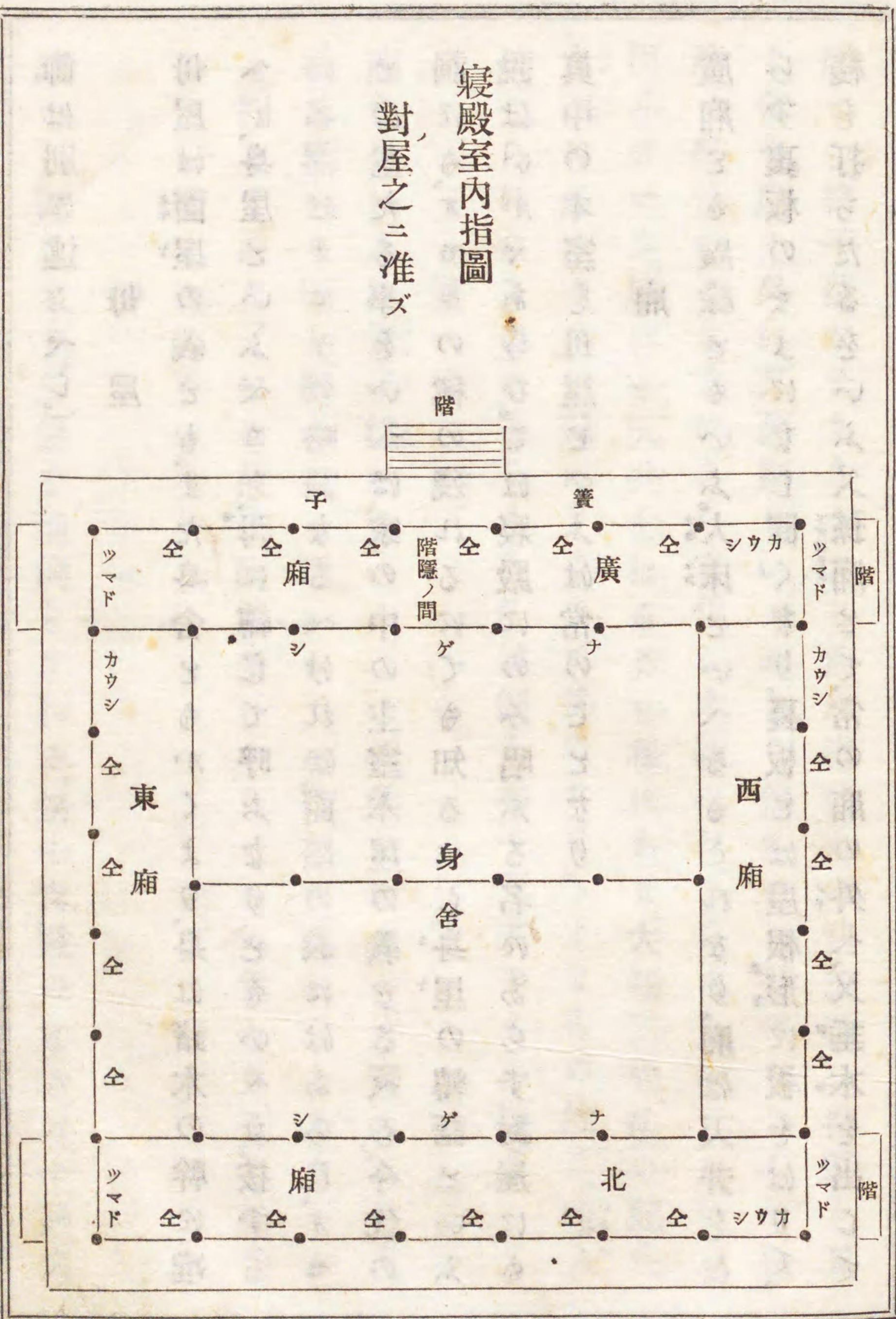
澤田翁云はく、寢殿ネノミヤの名は皇朝の名稱にあらず。西土に倣ひて一家の正殿マサノミヤをいふなりとて、爾雅ニホノミヤおよび公羊傳コウヤウノミヤの文を引き、史記樂書シキノミヤに凡居室ニホノミヤ皆曰寢ネとも見えたるを證として、寢は寢臥ネノミヤの意にあらず。之を寢間ネノミヤなる意にて、寢殿ネノミヤといふとの説を杜選トなりと辯せられぬ。

寢殿ネノミヤの造り方は、大抵七間四面を常法とす。或は五間或は十二間ニナノミヤなともなきにあらず。三光院サンコウノミヤ内府の御記に、主殿ヌシノミヤ主殿ヌシノミヤとは一家の内ウチむねとある所をさしていふなり。まづ大かたは寢殿ネノミヤの事と心得べし。は七間四面通法シチノミヤノミヤと見え、源氏物語ゲンジノミヤ梅が枝ウメガエの卷に、七けんシチケンの寢殿ネノミヤひろく太きに作りなナとも見えたれば、七間四面は中古以來通例シチノミヤノミヤの間敷マノシキと見えたり。舊説キウセツに其の制一丈を以て一間イツケンとし、柱ハシを立て、是を大間オホノミヤといふ。丸柱マルハシ板敷イタジキ、屋上は檜皮葺ヒノカシにて、四方葺フキオロシ卸ノシなり。是を四阿造フシヤノミヤといふ。

大間の事後世は必しも一丈ならず。六尺三寸を以て一間としたる事ども見えたり。さて此の七間四面の内、五間四面は本屋にて、其の外一間通りは廂なり。其の外又外に簀子あり。此の五間四面の本屋を母屋といふ。身舎ともかけり。此の身舎の四方上下に長押ありて、母屋は廂より少し高し。四方とも柱の間毎に格子また妻戸あり。其の外の一間通りの廂を廣廂といふ。柱長押等母屋に全じ。大抵廂の四方は格子にして、四隅に妻戸あるを例とす。扱又簀子は、通例廣さ五尺、勾欄あり。正面より左右へ折廻らす。正面に階あり五級階なり。左右に矢張勾欄あり。東西の妻戸の前にも、各階あり。但し此の階には欄なきを常とす。さて此の母屋と廂との内を、さまざまに仕切りて、賓客應對の所ともし、或は臥寢の所ともし、納戸の如くもしてつかふ故に、うのとつらひ種々なり。此の外、祝儀饗宴など執り行ふ節、臨時の装

寢殿室内指圖

對屋之ニ准ズ



飾は別に述べし。

母屋

母屋は面屋オモヤの義とも、また身舎ともかくより、身は諸木の幹に准へて、身屋といふべきを、母に轉じて呼ぶなりともいへり。按ずるに名稱はオモヤの略語なるべければ、面屋の義にはあらじ。オモとは主たる事をいへば、家の中の主室本屋の義なるべし。今代の詞にも、オモヤの稱の残れるにても知るべし。身屋オモヤの轉語といふ説はいかゞあらむ。こは寢殿にのみ唱ふる名にあらず。對屋にも眞中の本室を母屋といふは常のことなり。

廂

廣廂とも廣縁ともいふ。大床オホトコといへるもこれなり。廂は天井をはらず。裏板のまゝになし置くなり。裏板とは屋根形に板をはりて、棧を打ちたるをいふ。又孫廂マコノマとて、常の廂の外へ、又垂木タリキを出して

廂とし、格子葎コシなどあるもあり。前に掲けたる清涼殿の指圖を見よ。常の廂の外に、又孫廂といふがあり。然れども簀子をさして、孫廂と書けるもなきにあらず。但し本義にはあらざるか。因みにいふ、廂にも天井をはること稀にあり、大鏡三條院の紀に、太秦タチバナにもこもらせ給へりき。さて佛のおまへより東の廂に、組入クミイルはせられたる也とあり。くみれは即ち格子天井のことなり。

簀子

廂の外にあり。簀子縁サシコともいふ。こは板敷なれども、竹簀のまゝ、板と板との間を、聊かづゝ透かしてはる故に、此の名あり。さてかく間をすかしてはる故は、雨露アメノなごのたまらぬ爲なり。全く後世のヌレ縁ヌレヘリといふものなり。

階

殿の正面にあり。五級を通例とすれば、禁中宮殿の如きは、十級以

上にして、大極殿などは正面に三所設けらる。階の上はいづれのも廂をさし出たして、階ハシカクシ隠と名づく左右に勾欄あり。但し是れは正面の階に限る。東西妻戸の前にも階あれど、うれには大抵勾欄なし。常の出入、大かたはこの東西の階より昇降するなり。

階 隠

上にも粗いへる如く、階の上へさし出でたる廂なり。三内口訣に階ツカシ隠は大人家に有之、爲可申行幸也と見ゆたり。さればこれは大臣家以上ならでは、設けざるものと見ゆ。

階 隠ノ間

因にいふ、階隠の間とは、右の階隠の廂の通りにて、廂の正マ中をいふ階を昇り、簀子を歴て廂に入る所なり。中古の書に所見多ければ、寢殿指圖の中にも註しおけり。意を注くべし。

格 子

格子は寢殿の四方を蔽ふものなり。寢殿に限らず、對屋にもあり。細殿ホド廊ロウなどにも片側を格子にいたる所あり。扱この格子は、和名抄に籬子又作籬、俗用格子二字。竹障、名也と見ゆたれば、元は竹にて作りしか。中古以來は黒塗にて、柱と柱との間毎にあり。上に一枚を釣り下げ、下の一枚を掛カケ鐵テツにてかけおき、開く時は、上なるを外の方へ釣りあげ、下ばかりを立ててなくなり。物語などに、御かうしまるとも、みかうとあけわたすなどもあるは、此の事なり。又内格子として、外の方へ釣り難き所は、内へ釣り上げおくも常の事なり。母屋と廂と、二重に格子あれば、母屋の格子は内へ釣り、廂のは外の方へつりて、掛けがねにかけなくなり。此の格子ある間は、人常に出入せず。四隅に妻戸ありて、主客是れより、出入するなり。故に客來などある時と雖も、上の格子は釣り上ぐれど、下の格子をば外つさず。こは出入に用なき故なり。

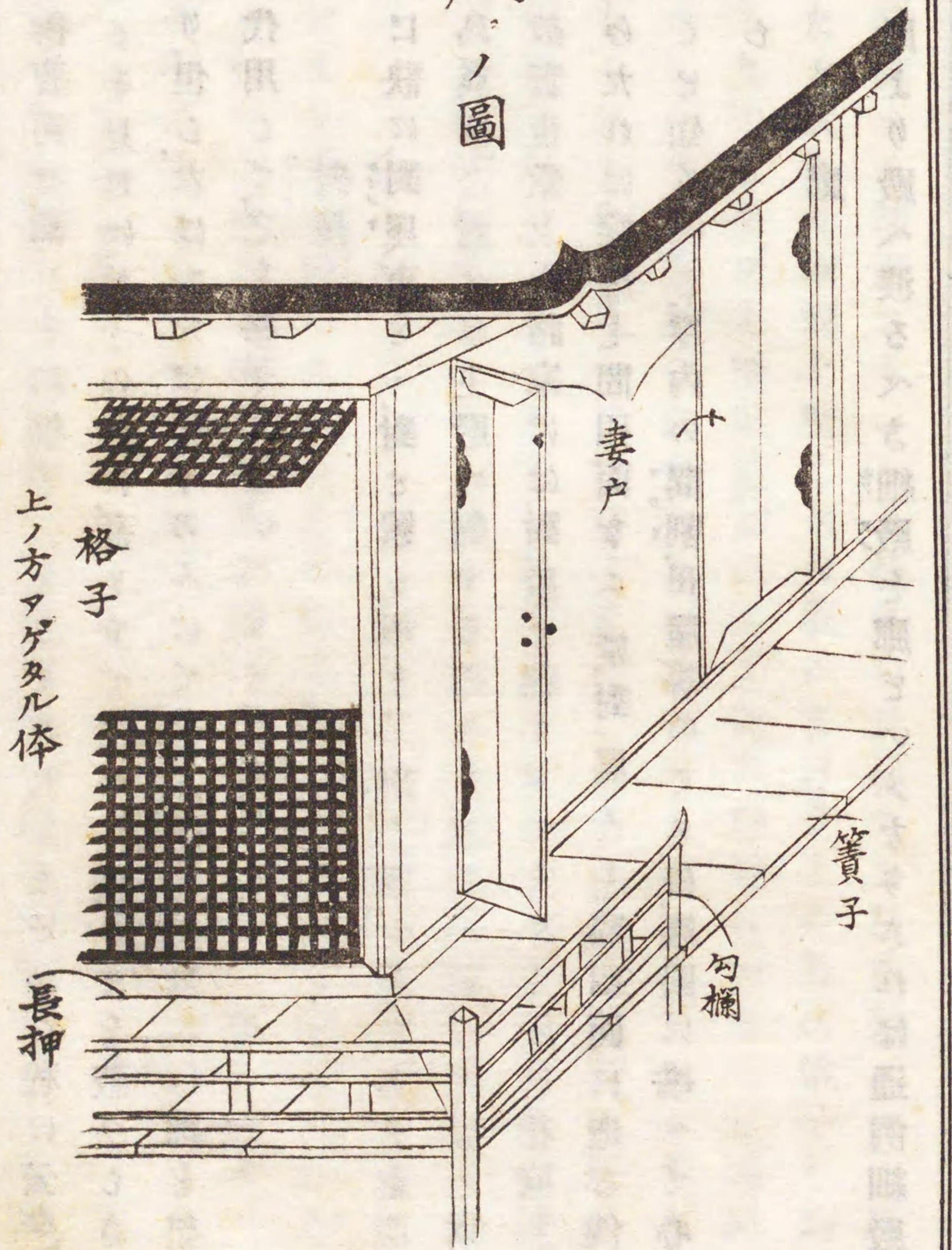
妻戸

妻戸は寢殿にも對屋にも四隅にありて、人の出入する所なり。つま戸とは端戸の義なり。ツマとはすべて物の端をいふ。さて其の製作は、板戸を兩開きにして、内外ともに鐵具あり。開く時は外の方へ開き、其の扉をあふらざる爲に、掛鐵をかけてとめれく也。之をサルツナギといふ。閉づる時は扉の内に、又かけがねありて、めおくなり。そのさまは圖を見て知りね。

葎

こは圖に註せざりしかど、格子とは離れざるものなれば、因みにいふべし。世間格子と葎とを、異名同物の如く思ふもあれど、葎は格子の裏に板をはりたるものにて、通例の格子の上をねはふ料に備ふるなり。さるは枕草子に「かきくらく雨ふりて神もれどろおどろしく鳴りたれば物もれほす只格子をねろくにれろす。

格子ノ圖



職の御曹司は蔀をぞ御格子にまゐりわたしまどひし程に云々とあるを見れば、格子の外に蔀を立て添へて透きまを蔽ひしさまなり。但しねはかたは、格子のみにて蔀をは略し、後には蔀を格子に代用して、之を格子ともいへりと思えたり。

對屋

三内口訣に、對屋、東を一對と號し、西を二對と號す。北の方と東西行如鳥翼作之。對とは主殿に對する義なり。武士の家に奥屋と稱す。是故實也。堂上の諸家には對屋と號す。其の大き主殿に相同じと見ゆたれば、寢殿七間四面ならば、對屋も七間四面に造る例なること知るべし。屋内の間割、母屋等のことは、寢殿に准へて心得べし。

廊

廊は殿より殿へ渡るべき細殿を廊といふなり。されは通例細殿

とも、渡廊とも渡殿ともいへり。後世の長局、また長廊架といふ所にあたる。大かた兩側を壁または板にてはり、上の方に格子を釣りたるものなり。之を壁渡殿といふ。又此の細殿に、かたへは部屋をしつらひ、其の部屋の前通りを、往來すべき廊としたるもありし様なるは、そのかみの日記草子などに、女房たちの細殿の局といふ所に、部屋すみとありし事の、見ゆたるにて知るべし。故に後世大名屋敷の長局といふ所にあたるべしと思はるゝなり。

透廊

透廊は、また透渡殿とも名づく。これは兩側を壁または板にてふたがず、柱のみにて勾欄あり、簾を垂れたるなり。此の簾を巻きあけたる時は、透きて見ゆるよりいふと覺ゆ。

釣殿

中門廊の南端、池に臨める所に一舎を構へ、是を釣殿と稱して、大

臣家などには、必ず建て設けらる。舊記に釣殿とは、水面へ釣りた
ろしたる如く作る故に、かく名づくる由いへれど、釣を垂るゝ料
に、建て置かるゝ殿なるからに、いかいへるならん。

泉殿

泉殿も、必ず水邊にあり。四方壁なく、簀子に勾欄あり。納涼觀月な
どの爲に設くる由なり。是れらは家によりて設けざるもあるべ
し。寢殿の構へなりとて、あながち東西に泉殿釣殿を建つとも限
らず。上の指圖は、其の最も備はりたるものを掲げしなれば、他も
凡てかくの如しといふにはあらず。

車宿

車宿は中門の外に在り。來客の牛車は牛をはづして、車をこゝに
入れ置くなり。客の車のみならず。主人方の車も常に引き入れ置
くなり。

雑舎下家

雑舎は、大低主殿のうしろに二棟づゝあり。假名文の書に下屋と
いへる所是れなり。これは雑物を置き、雑事を執り行ふ所にて、後
世の勝手方なり。又こゝに浴場なをもこつらひたるにか。源氏
物語帚木の卷に、空蟬君の侍女の湯浴のため、下屋にれりたる事
の見えたるにて知るべし。

垣屋

垣屋とは、外垣に添ひて建てたるものにて、外部は外圍ノゴひの垣の
面ツラと同じくして、内側に出入り口を付けたる。後世のいはゆる門
長屋なるべし。こゝに雑仕下司ツグなどの住むべき部屋ありしにか。
榮花物語浦々の別れの卷に、伊周公配流のをり、年來殿の内に曹
司して住みける者の、連累たらむことを恐れて、立ち退くことを
かけり。思ふに此の垣屋、または雑舎のうち、部屋住みして居た

る者なるべし。

塗籠

江次第抄に、塗籠は寢殿西庇也と見えて、大かたは寢殿の西方にあり。源氏物語御法の卷に「花ちる里と聞こえし御方あかし共ニ貴名なごもわたり給へり。南東の戸を押しあけてればとます。寢殿の西のぬりこめ也けり。」なご見えたるは、北にもあるに對して、西のことわりたるなり。(室内裝飾の指圖を參觀せよ)

塗籠は周圍を壁にして、妻戸より出入する様にしたるなり。されば後世の土藏とは、全く異なるものにて、殿内の一室を塗りこめたる所と知るべし。塗籠の名稱これに由る。扱此所は納戸の類にて、唐櫃カクビその外手近き器具をも納め置く所なり。其の證は源氏物語夕霧の卷に、塗籠も殊に細コやかなるもの多くもあらで、香の御唐櫃御厨子クシなごばかり云々「狭衣物語に、よろづにもの取りと

たしめ、さるべきものは塗籠にれきレキなご見えたるにて知らる。

放出

物語おみに、放出ハチイといふが見えたるは、まづ源氏物語梅が枝の卷に「上は東の中の放出に、御しつらひ殊トに深うシなさせ給ひ、云々、」又同じ卷に「宮のねはとます西のはなちいチイでをシつらひて、御髪ミカミあけの内侍ウチノサヘも、やがてこなたへ参れり。」なご見ゆるを、花鳥餘情に注釋して、放出は母屋なり。東の中の放出とは、東の對の母屋なり。中といふは母屋と東西の廂との間に、障子をたて、隔てたれば、御帳たてたる所を、中の放出とていへるなり。云々「細流抄の注には、兩方に小寢殿ある、母屋の中をなからにして、御帳を立つるものなり。母屋の中をいへり。外ト様向サマキを放出とはいふなり。晴の心なり。」とあれど、いづれも明瞭ならぬ御説なり。

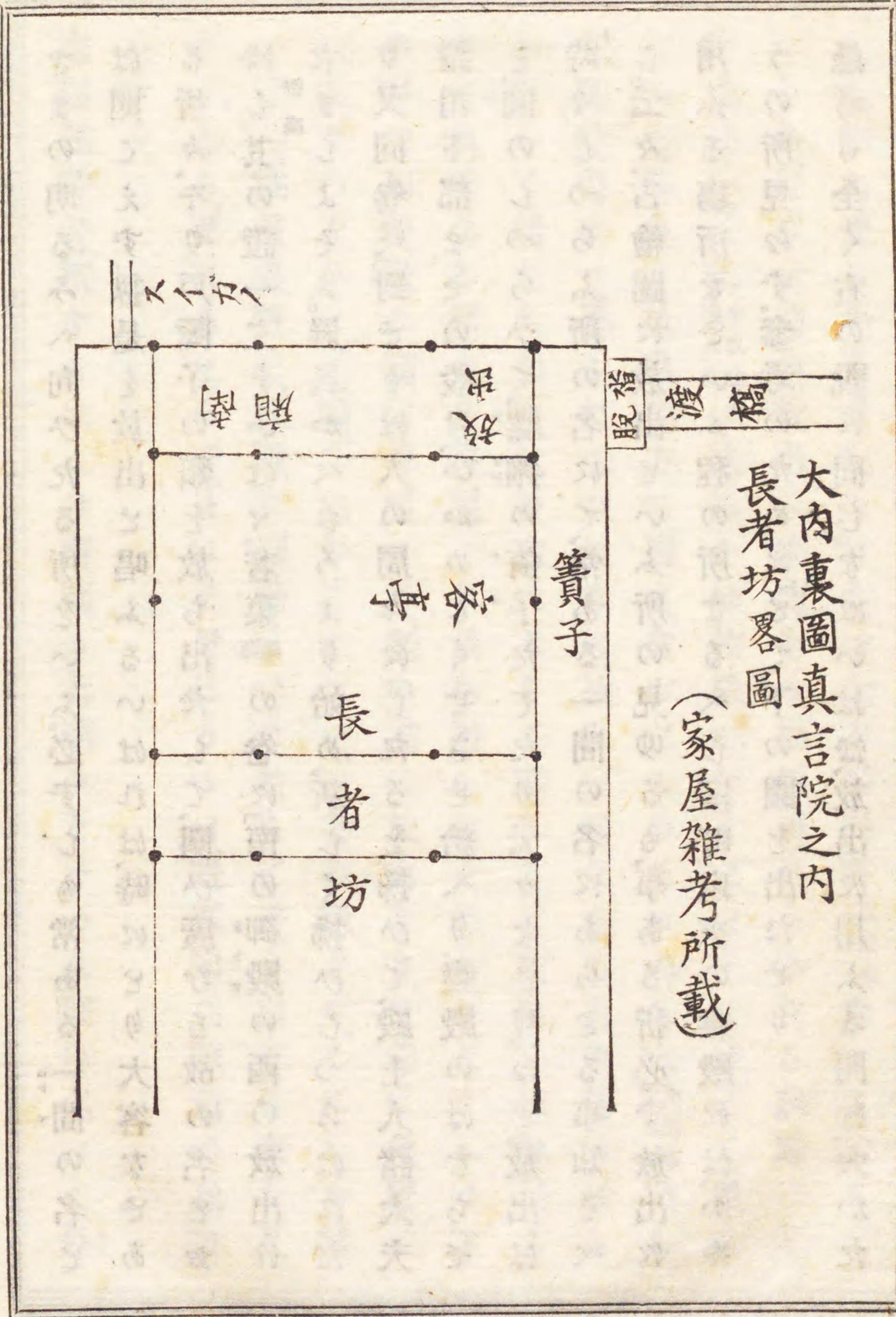
貞丈翁の雜記には、按ずるに今昔物語北邊大條云、前の放出の、格子の

上に物の光るやうに見えければ云々又同書寛連云車よりおりて
 いりぬ見れば前の放出の廣廂ある板屋の、ひらみたる前庭に籬
 結て云々又云平貞盛射法師をは物忌かたくれはすればとて、奥に
 入れて、其身は放出の方に居て、食したゝめてねぬ又云鬼現板頃
 も夏の頃にて、暑さたへがたきに、放出に居たる二人の侍、いねぶ
 らずして居たり云々、此の文によりて考ふるに、放出とは母屋よ
 り立出タテデしたる屋なり。母屋より放ち出したる心なり。たとへば丁
 の字の如し。横の畫は母屋にて、豎の畫は放出なり。世俗に角屋と
 いふものなりとて、圖を出したれど、附會の説なり。これをや襲
 ひけん、雅言集覽に、或説に別棟にひき放ちて造り出タテデし家なり。
 とあるも、更にあたらず。けにと思はるゝは、唯澤田名垂翁の説の
 みなり。
 家屋雜考に、按ずるに、こは南開き北開きなどいふ程の名にて、外

さまの明るみへ向ひたる所をいふ。必ずしも常ある一間の名と
 は聞こえず。扱是を放出と唱ふるいはれは、時にとり大客などあ
 る折々、やり戸障子の類を放ち出したして、圍ひ廣むる故の名とお
 ほし。其の證一二をいはゞ、若菜源の卷に、南の御殿御座の西の放出に
 れま御座しよそふ。屏風かべ御座より始め、新しく拂御座ひ御座つらはれた
 り。又同卷に、對御座もは人の局々に御座たるを拂御座ひて、殿上人諸大夫
 諸司下部までの設け、いかめしくせさせ給へり。寢殿のはなちで
 を、例の御座つらひて、螺鈿御座の倚子御座たてたり。云々など見ゆて、放出は
 時々御座つらふ所の名にて、常ある一間の名にあらざる事知るべ
 し。云々。古繪圖に放出といふ所の見ゆるも、事ある折必ず放出に
 用ふる場所などいふ程の所なるべし。室町以來の寢殿には、かや
 うの所見ゆず。参考のためにとて、下の圖を出たせり。
 愚考も全く右の説に同じ。なほいはば、放出に用ふる間は、大かた

大内裏圖真言院之内
長者坊畧圖

(家屋雜考所載)



廂の間なるべく覺ゆ。下に載する室内裝飾の指圖に、已上放出と
 かけるも、四方の廂を放ち出したる由なり。又長者坊の指圖も、
 南廂に放出と記したり。かく定めて、さて彼の源氏物語なぞの文
 意を解き試みむに、まづ梅が枝の卷なる東の中の放出とあるは
 東對の事ならで、東廂の中央にあたる間間とは柱と柱との間な
 る由上にもいへりにて、東
 廂の間ともいへる意ならむ。今昔物語なる「前の放出」とあるも、
 南廂の事なるべし。さるは母屋を奥といへるより、南廂は前、北廂
 は後なればなり。且次の文に、廣廂ある板屋とあるにても、然定む
 べし。次の今昔の文に、法師をば奥に入れて、其の身は放出に居て
 とある、奥は廂より奥の方にて、すなはち母屋をいへる事著かり。
 猶また按ふに、後には廂の事を打まかせて放出といひたるか。今
 昔物語なぞの書きさま、さる由にも聞こゆるにあらすや。鎌倉以
 後は、家屋の制も改まり、放出の稱をさく見えず。南北兩朝の頃

よりは、公家一体に衰微して、大臣家の寢殿なごも、跡かたなく變替し、諸事故實も廢れにければ、さしもの禪閣すら、放出といふて知り給はず。博識なる安齋翁はた考へ得られざりしなり。

四足門

四足門は、門扉を付くる柱の前後に各添柱二脚つゝ立てたるものなり。是れは大臣以上の御家ならではなき事の由、海人藻芥といふ書に見えたれど、古くはあながちさもなきが如し。を如何といはんは、枕草子に皇后宮の大進生昌か家に行啓の條に、東の門はよつ足になして、うれより御輿皇后乘の輿は入らせ給ふ云々」とあるにて知るべし。但しや、後には、藻芥にいはれし如く、任大臣の後、此の門は立つべき慣例となれるにや。これも其の徴とすべき文あり。則ち今鏡中卷、花ちる庭の面の段、閑院家の傳に實行右大臣に任せられし時の様態をかきて、いづれの中納言とかの、まづ

右のれとゞ實行の御慶びにれはしたりければ、其の家の門に馬くるま多く立ちなみて、俄に四つ足たつとて、別門トカより入りたるに云々」と見えたるにて、思ひ合さる。

中門

中門の事は、縮紳家殿舎の條にいへり。二十六頁を見よ。

棟門

棟門は、家屋雜考にもと樓門二階門なり。對して、樓なくして、常の屋の棟の如く作れる門をいふなり。とあり。

土門

貞丈雜記に云はく、土門といふ事、東鑑卷廿七、又卷卅一にも見えたり。庭訓往來に上土門アゲツチモとあるは同じ事にはあらず、土門の事詳ならず、按ずるに東鑑の土門は、左右に土を高く積みあけて、土手隄也をして、其の間に門をたてたるをいふなるべし。京都に

土御門といふ處の名あるも、上古大内裏の時、土門ありし所を、末の世迄も土御門といひ傳へたるなるべしといへり。家屋雜考に記す所亦此の説を襲ひたるなれば引かず。枕草子清女が郭公聞きにゆきたるかへさ土御門の邊にて雨にあひたる段に、なごか、こと御門の様にあらで、此の土御門しも、うへもなく作りうめけんと、けふころいとにくけれ」とある。へとは、屋根の事をいふと聞こゆれば、けに安齋翁のいへる如く、上土門とは異なるを著し。愚按するに、吾妻鏡卷十八元久二年六月廿二日の條に、于時間注所入道善信相談于廣元朝臣云、朱雀院御時、將門起於東國、雖隔數日之行程、於洛陽猶有如固關之構、上東西兩門門元也始被建扉、矧重忠之莅來近所歟、蓋廻用意哉、云々とあるは、東西の土御門をいふと聞こゆるに、始被建扉とあれば、此の前には、唯築牆の中を切り通したる迄の出入口にて、門扉としてはなかりしにや。元土門也と

ある注にも心をつくべし。されば上東上西の兩門は、爾後門扉を設けられけめども、此の他の私亭なごにて、土門といへるは、猶門扉なきもありけんと思ゆ。

平門

家屋雜考に、總じて平門といふは、屋上を少し平にしたる造り方なり。古寫の雛形等に、さまゞ異同ありと記せり。愚按するに、こは冠木門の左右の柱短くして、平たく見ゆるよりの名にやと思はる。

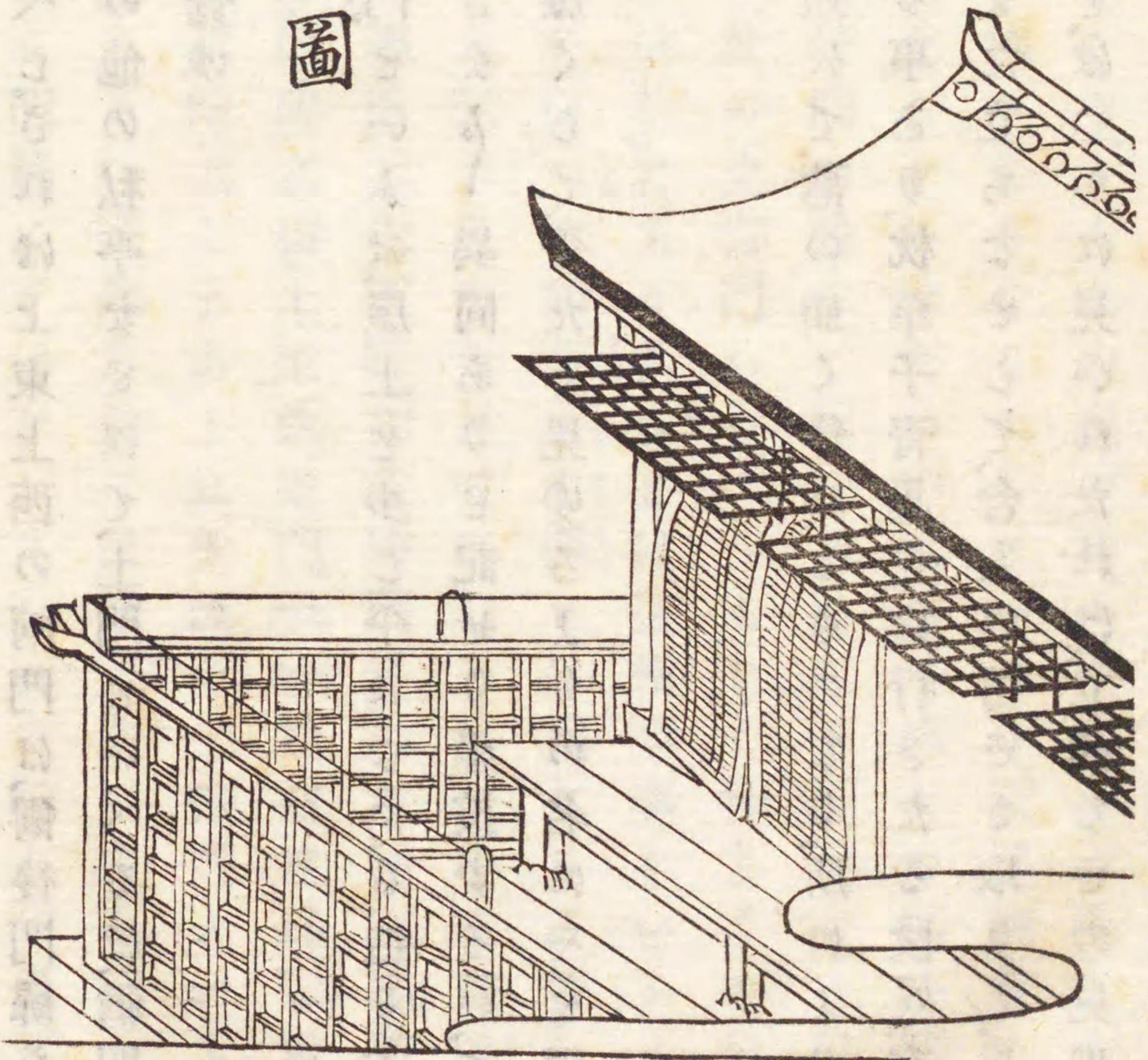
立部

立部は目かくし堀の類にて、部の如く作れるものなり。所によりては取り置きにもする事あり。枕草子青馬見に行きたる段に、左衛門の陣に、殿上人あまた立ちなごして、舍人の弓ども取りて、馬どもを驚かして笑ふを、はつかに見いれたれば、立部なごの見ゆ

舎前に

立部

構へる圖

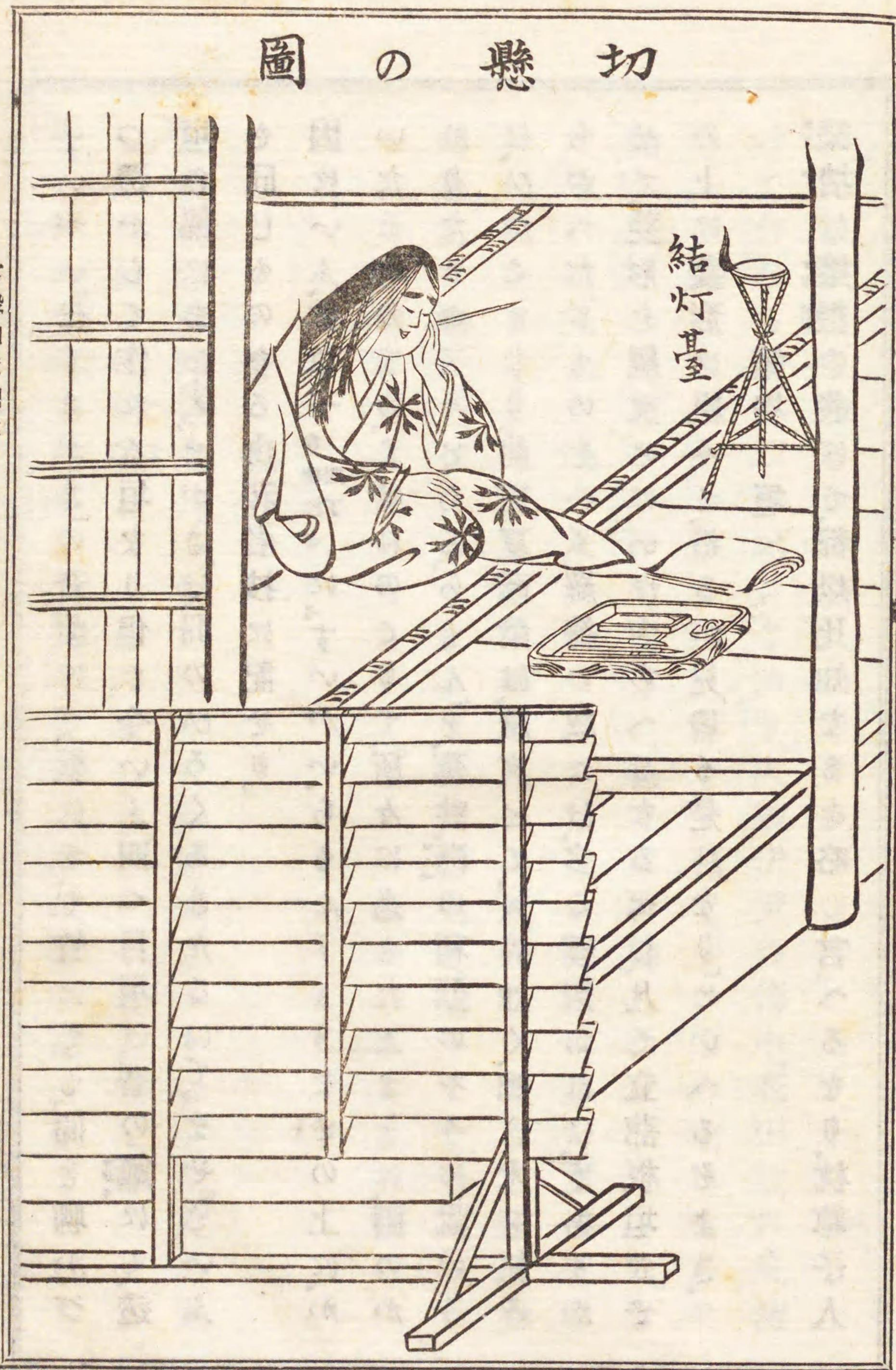


るに、殿守^{トシ}つかさ女官なごの、ゆきちがひたるころをか^カしけれ。とあり、源氏物語野分の巻に「ひはた瓦所^{トコ}々の立部、透垣なごやうのものみたりがはしく云々」なごもあるにて、板塀の類なるを知るべし。扱^カこを立てれくべき場所は、大底定まりたるをにて、多くは外より室内の見ゆすかぬやうに、殿舎の簀子の前に立てれきし事、前に掲げし指圖に就いて悟るべし。なほ右に立部の製と、立つべき所とを、古き繪卷の中よりぬき寫してこゝに出たせり。

切掛

立部の如き用をなすものにて切掛^{カケ}といふ具あり。但しこれは宮中または大臣家なごの、貴さあたりにはなくて、下司の住居なごに設けらるゝ様なり。さるは源氏物語夕顔の巻なる、五條わたりの賤が家居をいふ所に、切掛たつものに夕顔ノ蔓ノはひまつはれると、かき、更科日記京に上る條に、關近くなりて、山づらにかり

切懸の圖



そめなる切掛といふものゝたる上より、丈六の佛の、いまたあら
 作りにおはするが、顔ばかり見やられたり」などあるも、皆かりそ
 めに作りて、立つるものと見ゆ。
 これは板を横にして柱にきりかけ、上よりめんぞり羽に重ねる
 ちて造るより、切掛とはいふにて、彼方カチマより此方コチマの見えすかぬ爲
 に立つるなり。宇治拾遺七、播磨守の侍佐多の事とある條に、おは
 しまし、傍に、切掛の侍りしを隔てし、それがあなたに、(京ノ女ガ)
 候ひしかば、知らせ給ひたるらむ。云々。水干のあやしけなりける
 が、ほころびのたえたるを、切掛の上より投げ越して、云々などあ
 るは、かなた此方の、見えすかぬ爲の隔てに、中庭の坪に立てたる
 さまなるを察すべし。扱其れがやうは、こゝに載せたる古畫の趣
 を見て知りぬ。

透垣 籬 附羅文

「すいがいは」すきがきの音便にて、板にては竹にては、間を聊かづつ透かして作れる垣なり。但し今いふ四つ目垣は、昔の籬ツカキにて、透垣の部にあらず。まがきは、間のひろくあきたるにて、ませマセといふも同じものなる由、和名抄に記せり。

因にいふ、枕草子（卷四）に、すいがい、らもん、すゝきなどの上に、かいたる蜘蛛のすの、こぼれのこりて、所々に糸もたえさまに、雨のかりたるが云々とある。らもんを、舊註、薄スベキの種類のをうに説けるは、ひがことなり。前田夏蔭翁は、羅文とて、~~×~~の如く、細き木を組みちがへたるものをいふ。羅綺の紋には、多く菱形あれば、うちまかせて、菱形を羅文とはいひならへるなるべし。凡て立部板垣などの上に、菱形に組みて、造るが見ゆる是れなり」といへるぞよき。

築牆垣

築牆イヂカキは築堊イヂカキの義にて、都以比知なるを略し言へるなり。枕草子人

にあなづらるゝもの條に、ついちのくづれとあり。土を築き上げて作れしは、くづれ易きなめり。大鏡伊尹の傳中、花山院の風流におはします事をかける所に、撫子の種を、ついちの上にかせ給へりければ、思ひかけず、四方に、色々に唐綿をひけるやうに、なごあれば、只土を築きたるまでにて、後世の練堀の如く、屋根瓦なごはなかりけんを知らる。又唯垣といふも、同じことにて、源氏物語蓬生の卷に、くづれがちなるめぐりの垣を、馬牛などのふみならしたる道にて、云々ともありて、さまで高からぬよしも知られたり。

檜垣

源氏物語夕顔の卷に、五條わたりの家居のさまをいひて、此の家のかたはらに、檜垣ヒノキといふもの新らうしてとあれば、鄙ヒノキびたる家などの、外構ソトカマひにせしものと見ゆ。これは檜の薄き板を、あじろ

といふものの如く、斜に編みたるにて、張りたる垣なり。

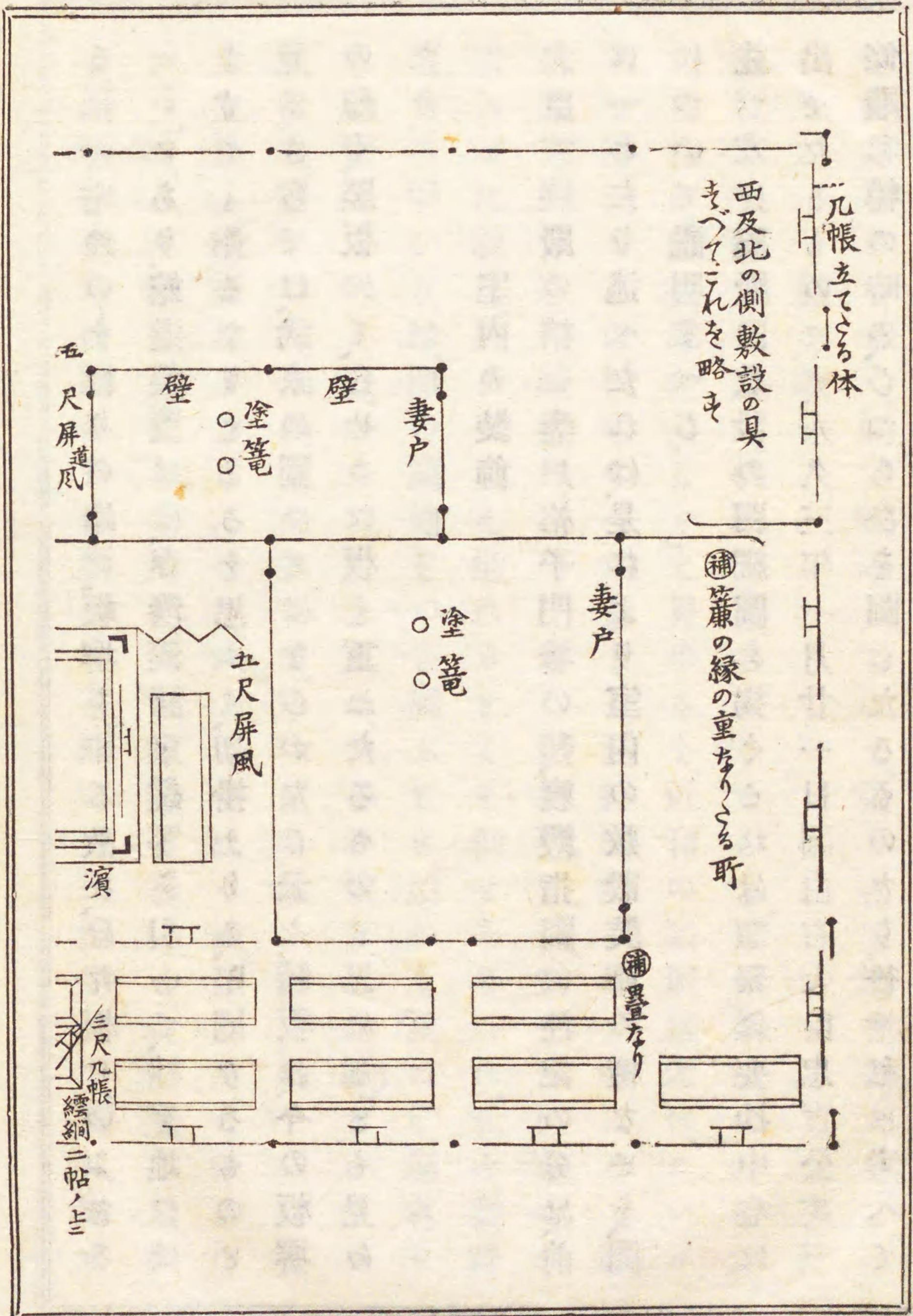
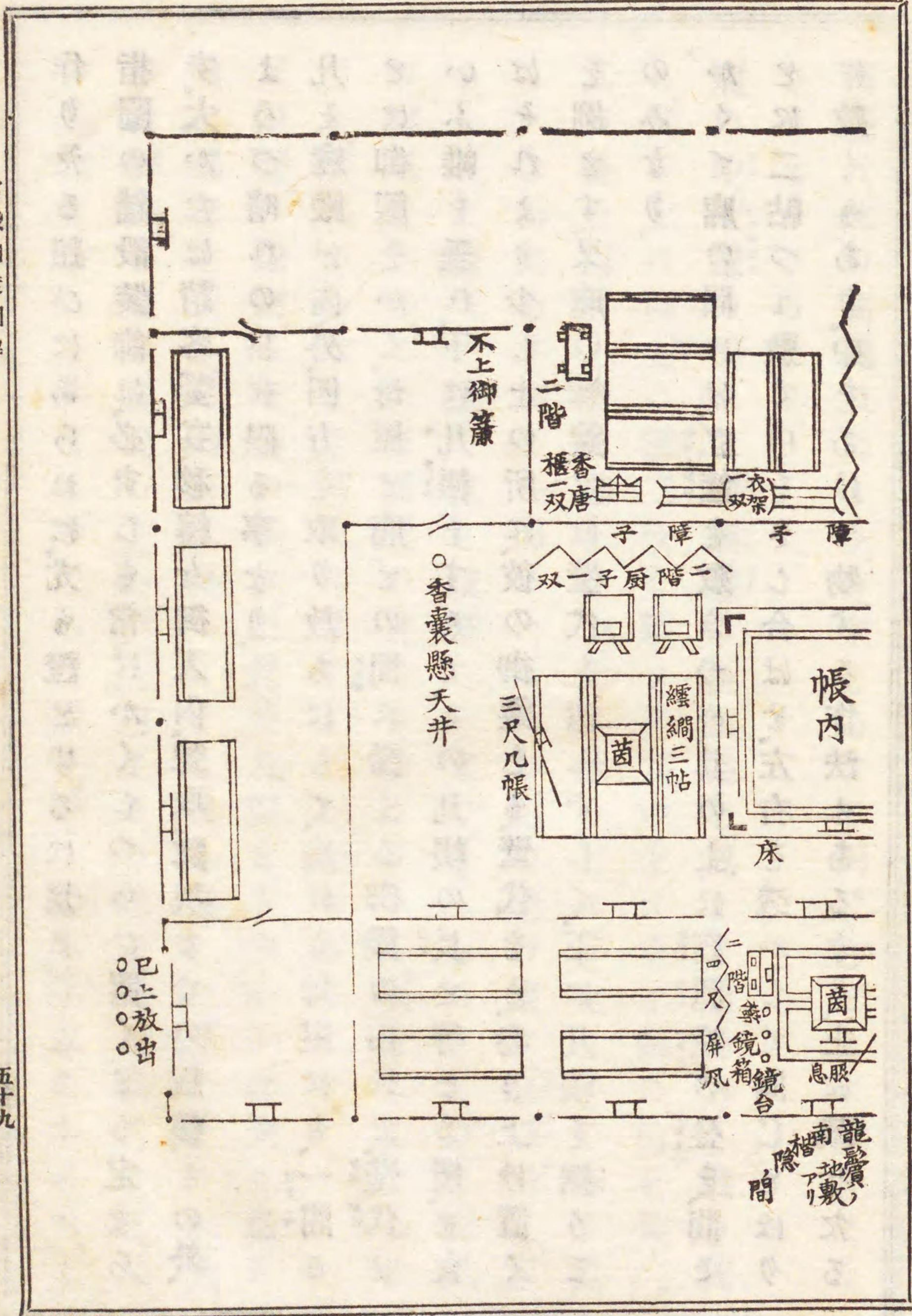
鰭板

鰭板も板塀の類なり。枕草子の、名おそろしきもの「の條に、はたいた、傍注に「鰭板、家の具なり」と見ゆるを、近刊の家屋雜考に、コレイタと傍訓せしは校者の不注意なり。西行法師の作といはるゝ砂石集に、人の家の鰭板は、内の見苦しき事隠さん爲なるに、泰時が家のはた板は、内まで見え通れりところ仰せありつれ。云々、泰時運つき候ひなほ、鐵の築地をつき候ふとも、助かり候はじ。運有りて召使はるべくは、かくて候ふとも、何事か候ふべき。壕ホなほはり候はは、騒ぎの時、人馬落ち入りて、中々量りなき煩ひ出で來ぬと覺ゆ候ふ。鰭板のすきなんどは、かきもなほし候ひなん。と申されければ、人々詞なし。」とある文を、貞丈雜記に引いて、右の文を見れば、鰭板は今世に謂はゆる板塀なり。鰭の字は借字にて、實は端な

るべし。宅地のまはりの端に、板塀をする故に、はた板といふなるべし。」とあり。嬉遊笑覽には、春湊浪語東鑑等を引いて、柱を地にはり立てし作るなりとあるを思ふに、切掛よりも、堅固なるものに見ゆ。さらでは、武家の圍ひとはなしがたし云々、鰭板は、今の板塀の如く、豎板にて、合せめに板を重ねたるものと思はるゝとも見たり。

室内の裝飾

大臣家寢殿の構へ妻戸格子門牆の類、寢殿指圖に注記の分は、前に一わたり述べたれば、是れより室内の敷設裝飾の様などを、圖について説明すべし。先づ左に寢殿内敷設の明細圖を掲ぐ。これは類聚雜要抄中巻に出でたるものにて、永久三年七月廿一日關白右大臣忠實公東三條殿移轉の時の、しつらひを圖したるものなり。後世私に考へて



作りたる類ひにあらねば、尤も證とするに足る。
 指圖の鋪設裝飾は、必ずしも常にかくしつらひ置くとも定まら
 ず。大かたは請客饗宴、移轉、女御入内、聳取、露現などの祝儀、その外
 よろづ晴れの日に限る事なり。
 凡そ寢殿は内外、四方を取り放ちにして、廂にも母屋にも、一間で
 とに御簾をかく。母屋と廂との間に掛くる御簾の内には、壁代と
 いふ帷を垂れ、下に几帳をすゑて、その几帳の長と等しき所、また
 はそれより少し上の所に、彼の御簾をも、壁代をも、巻き上げ置く
 を例とす。又廂の御簾には、壁代を添へずして、下に几帳を据うる
 のみなり。
 かくて廂の間には、弘筵ヒロシロを敷きつめ、其の上を高麗縁カマリヅメの疊イハを、間
 とに二帖づゝ敷く。中をさし合はせ、左右を透かして同じとほり
 に敷くもあり。中をあけて物する作法もあるなり。上に載せたる

指圖は、此の高麗カマリのたゞみの中をあけて同じとほりに敷きたる
 さまをかけるなり。

廂ウヂの中、階隱ヘシカシの間には、纒網縁マシメの疊二帖を、奥より端の方へ敷き流
 し、其の上に龍鬢リウパンの筵マシメ二枚を敷き、又其の上に東京錦トウキョウニシの茵インを敷く。
 其の疊の西に、二階の棚を立つ。此の棚の上には、定まりて飾り置
 くべき器具あり。調度の部にいふべし。此の棚の南に、唐櫛カウシ笥シを置
 き、それと並べて鏡の匣と鏡臺とを立て、それらのうしろに四尺
 の屏風を立つ。これは母屋の柱のきはよりさし廻マシはして立つる
 なり。屏風のかはりに衝立の障子立つる例もありとぞ。
 又龍鬢の敷物の東南の隅に、三尺の几帳を、すぢかへに立て、茵の
 前に脇息をおき、又御前に西へよせて、硯の箱をも置くといふ。但
 し女御参り聳取、露現（いふ披露の義あり）などの時は、此の脇息も三尺
 の几帳に添へて、共にすぢかへに置き、硯の箱は脇息のあとへ、東

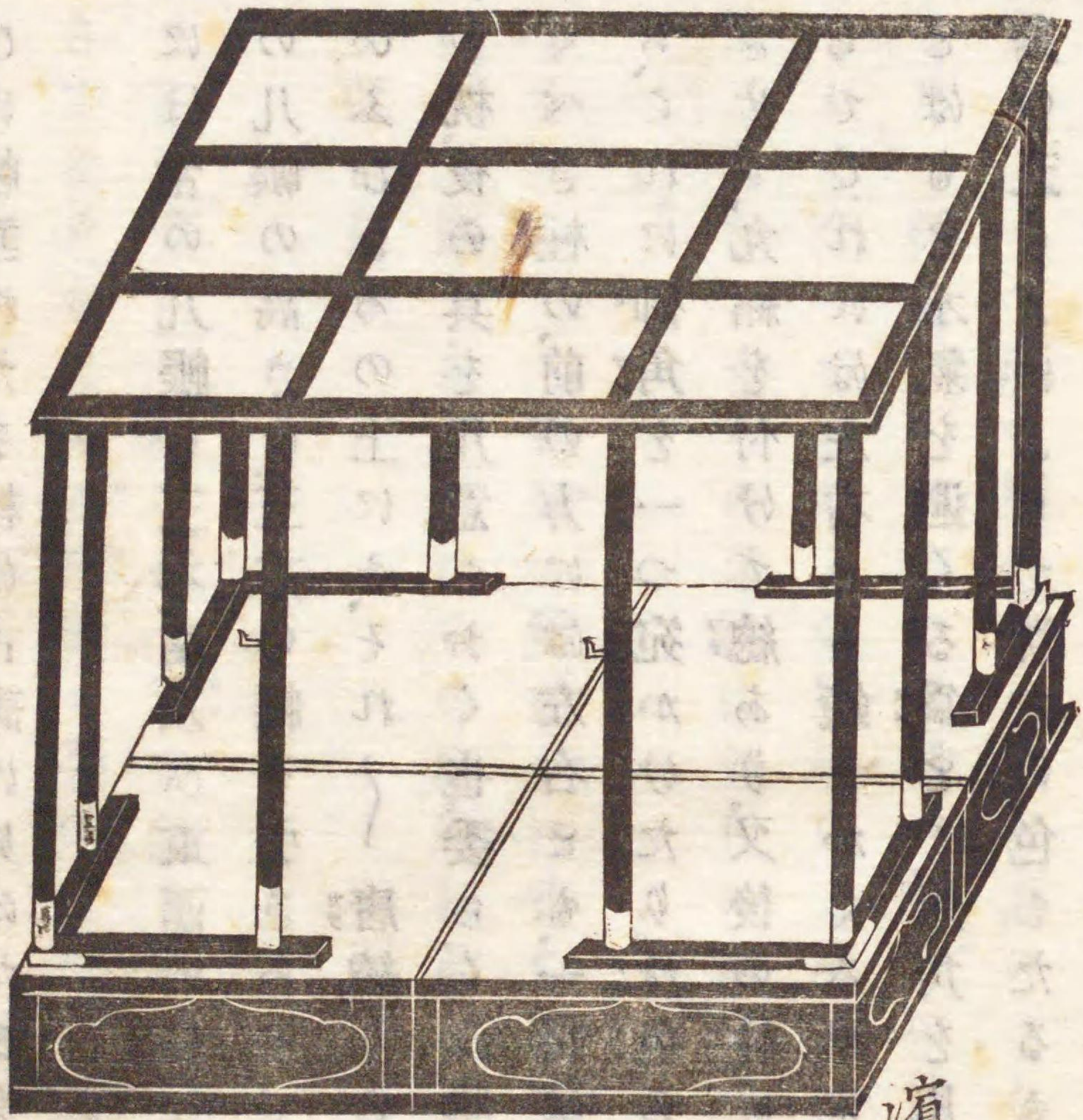
の方へ押し寄せて置くべしとなり。是れ聳君の、此の座に昇らむ
通り路をあけおく料と雅亮装束抄に記せれば、かゝる装はしき
敷設は、賓客をすゑむ爲と見えたり。
又身舎の中に、帳臺等を立つる裝飾の事は、帳臺の條に委しくい
ふべし。

母屋の内、帳臺構へとて一かまへあり。もと帳内とかきたるが
轉じたるならんともいふ。後世武家奥殿の上段の間を帳内とい
ふも是れより出でしなるべし。貴人の寢所に用ひられし所にて、
皇后なごのは濱床とて、高さ一尺ばかり、九尺四方程の臺あり。其
の上に纏網の疊二帖を南北に敷きて、南を枕とす。この疊を土敷
といふ。皇后ならでは此の濱床をすゑず。板敷に直と敷くなり。
扱その上に四隅に土居を据ゑて、柱を立て鴨居をおきわたして
後、塗り骨子の明り障子を覆ふ。かくて帳を四隅にかけ、又別に四
方の中の所にもかく。これは壁代の如く、引きあけむ爲なり。四隅
の帳は垂れしまゝにてあぐる事なし。次に帽額を引き廻はす。こ
れは帷のやうにて表ばかりなるを襞とりてかくるなり。かく帽

調度の部

帳臺 濱床

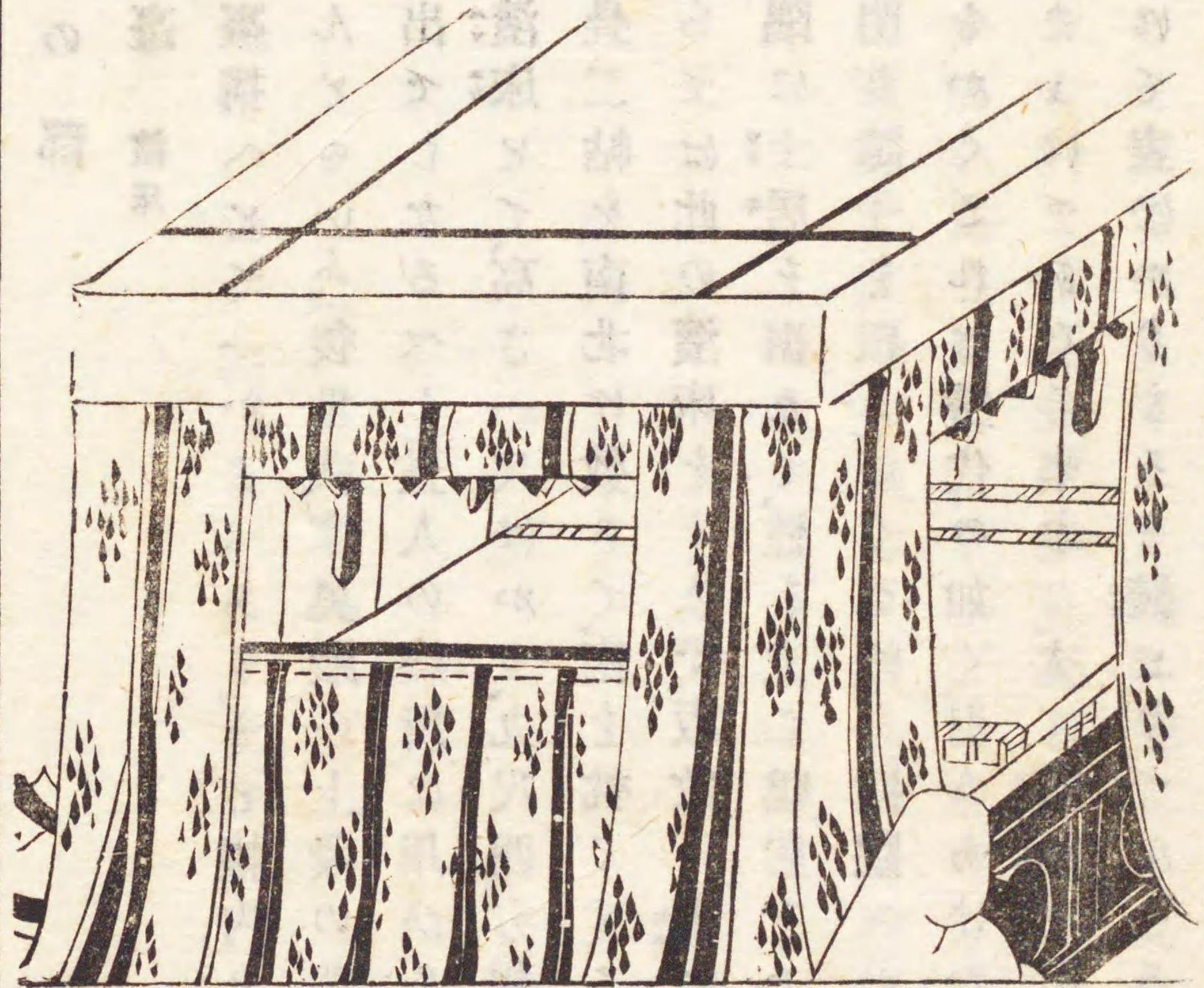
母屋の内、帳臺構へとて一かまへあり。もと帳内とかきたるが
轉じたるならんともいふ。後世武家奥殿の上段の間を帳内とい
ふも是れより出でしなるべし。貴人の寢所に用ひられし所にて、
皇后なごのは濱床とて、高さ一尺ばかり、九尺四方程の臺あり。其
の上に纏網の疊二帖を南北に敷きて、南を枕とす。この疊を土敷
といふ。皇后ならでは此の濱床をすゑず。板敷に直と敷くなり。
扱その上に四隅に土居を据ゑて、柱を立て鴨居をおきわたして
後、塗り骨子の明り障子を覆ふ。かくて帳を四隅にかけ、又別に四
方の中の所にもかく。これは壁代の如く、引きあけむ爲なり。四隅
の帳は垂れしまゝにてあぐる事なし。次に帽額を引き廻はす。こ
れは帷のやうにて表ばかりなるを襞とりてかくるなり。かく帽



濱床

前の脘金二所
犀の角を
かく
料なり

御帳臺の圖



春日驗記
第二卷に
中出でり

額ならびに帳垂れたる様は古畫に見ゆたるを、うつしてこゝに載す。

帳の中には常の几帳を三本、南及び東西の口に立て、(濱床の上なり)其の几帳の高さに、三方の帳を引きあげておくべきなり。又土敷といふむしろの上にも、それ〱唐綾などの綿入れたるを敷き、沈の枕、夜の具を用意しおく也。委しくは雅亮装束抄に見ゆ。帳をかくべき柱の前の方には左右とも、一尺ばかりを下けて肱金をうち、これに御角を一つ宛かけたり。沈色の木にて造り、白銀の籠をきせて、丸緒を付けて總あり。又後の柱にも、同じやうに肱金をうちてこれには左右とも鏡をかくる事定まれる作法なり。き御角とはもと水氣を避くる爲とて、犀角を用ひし由なれども、當時犀角の乏しきによりて、沈木の色したるもの、多くは桑をもて作る。浪形を彫りて、上下に金物うちたるものなり。

此の帳の西にあたりて、又纏網の疊三帖を敷き、其の上に東京の茵を敷く。よろづ廂の間の定に同じ。其のうしろに小さき厨子一雙をならべ据ゑて、右の方の上段に、香壺の筥二合、下段に薬の筥二合をおく。今一つ左の方の厨子の上層には、草子筥二合、下層に櫛の筥二合をおく。その又後に五尺の屏風二帖を、中を引き重ねて立つべし。

北の障子をへたて、衣架一雙、並びに香の唐櫃一脚をおく。其のうしろに、又二階をたつ。それらの場所は前に掲げし室内裝飾の圖を繰り返し見るべし。

簾

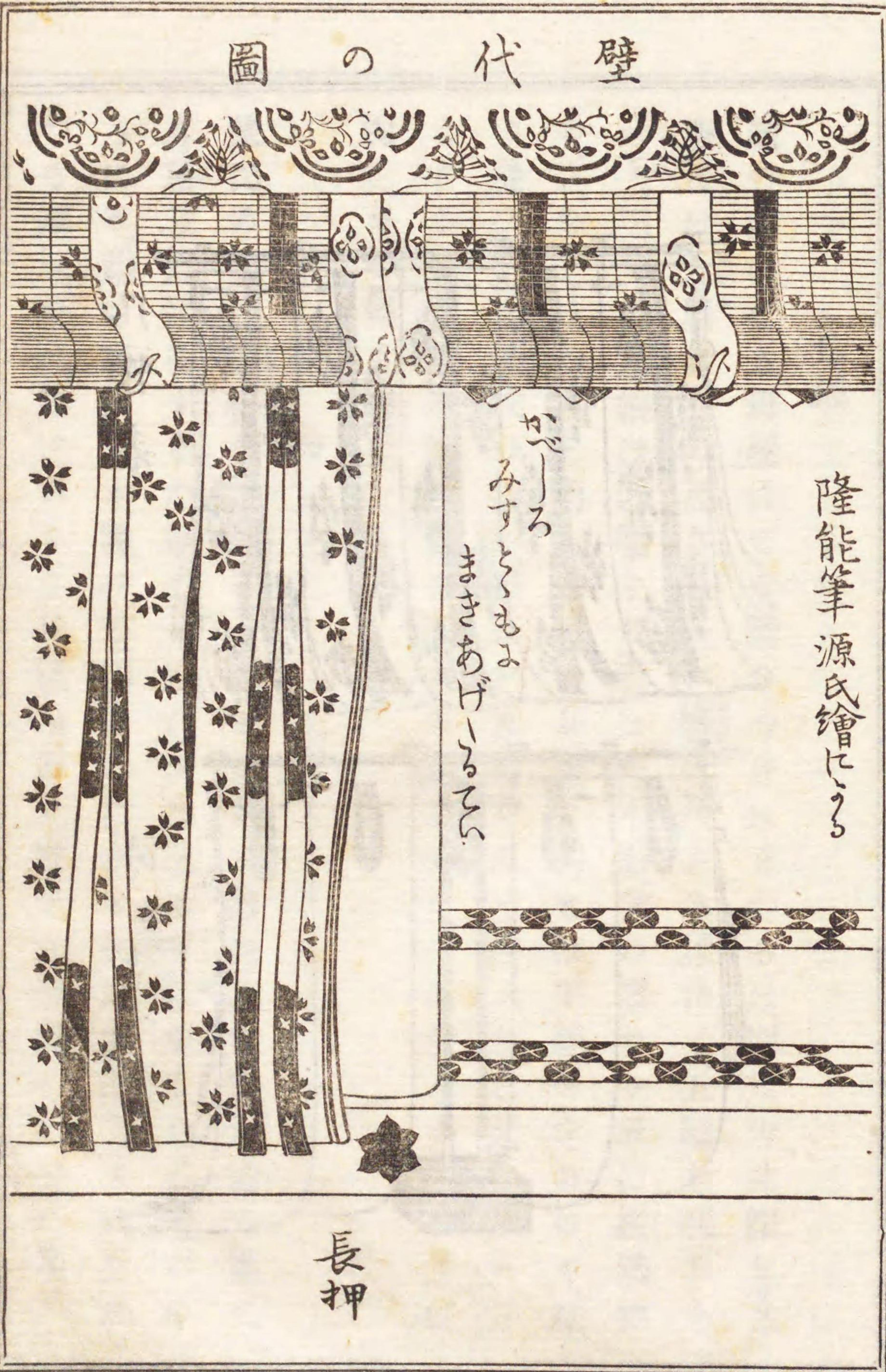
通例はもえぎ(青色)の絹に、黒く窠の紋を染め付けたるを、四方に縁をさすなり。もとは帽額とて、簾の上に一幅の絹を、横に引きはりたるなり。これは簾の外にのみありて、内には張らず。宮中ま

九神社なごには、金襴にて、四方を綴ぢたるもあり。簾にはまた鈎と稱して、簾を卷きたる時、掛けおくべき金物あり。これと共に丸緒の總を下ぐ。之を鈎丸と呼べり。禁中なごにては、紫に染めさせられ、普通は黄赤黒と、三段に染めたるものとぞ。

壁代

壁代の表は几帳の如く、朽木形または花鳥のかたなど、好みによりても畫くべし。裏は白くみがきて光澤を出し、紐は弘さ三寸ばかりの絹にて縫ひやう定まれる作法あり。これにも蝶鳥などをゑがくなり。掛くる時は、簾の裏へ壁代の表を直と付け、簾を巻き上ぐる時は、壁代をも巻くを常とす。之を巻くには、小端の板を入れて、簾と同じ長さに、一間づゝ巻き上げ、紐にて結びおくなり。結びやう作法あれど略す。壁代を垂れたる、又簾と共にまきあけたる体、隆能筆の源氏繪に見えたるを、うつしてこゝに出たす。

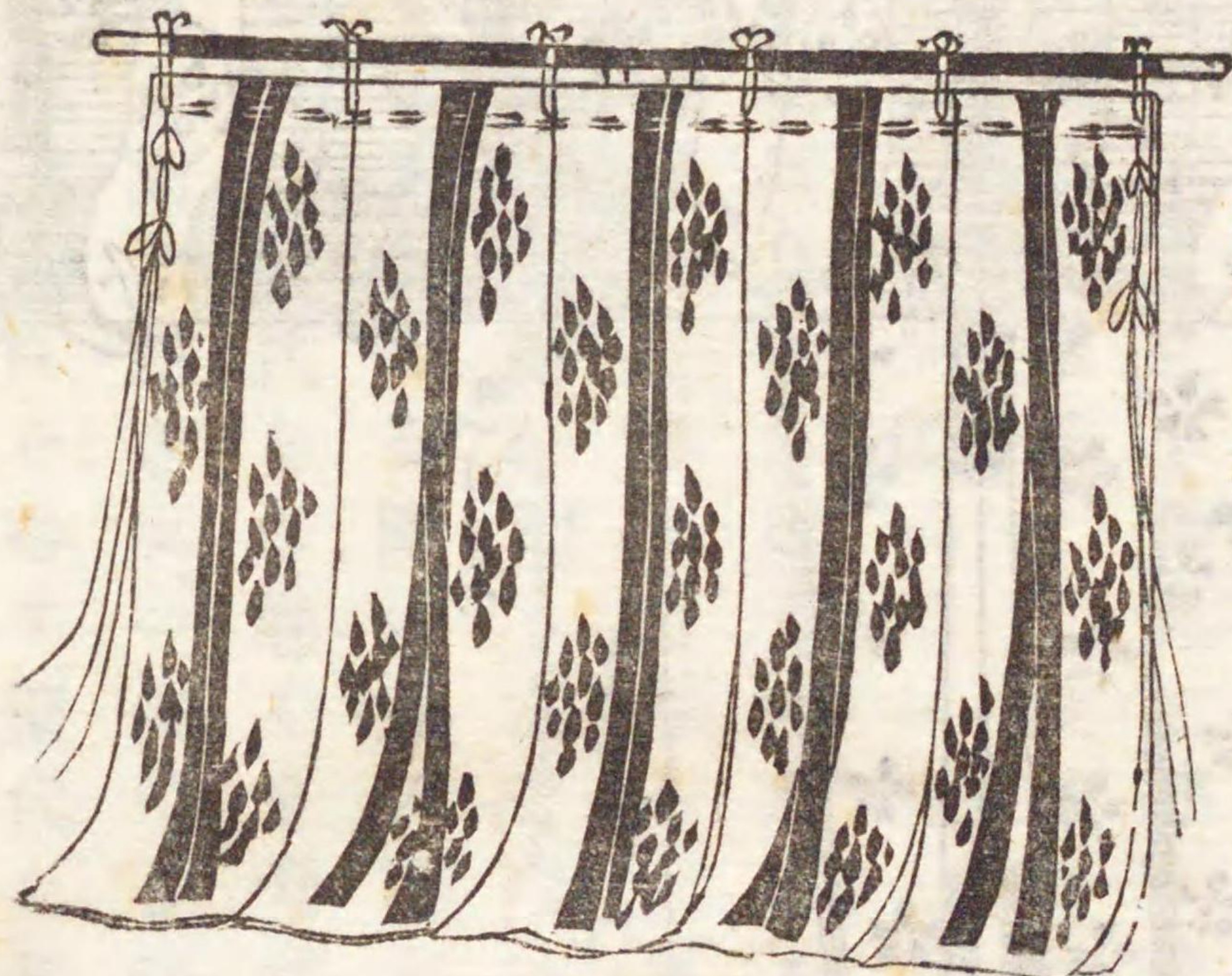
壁代の圖



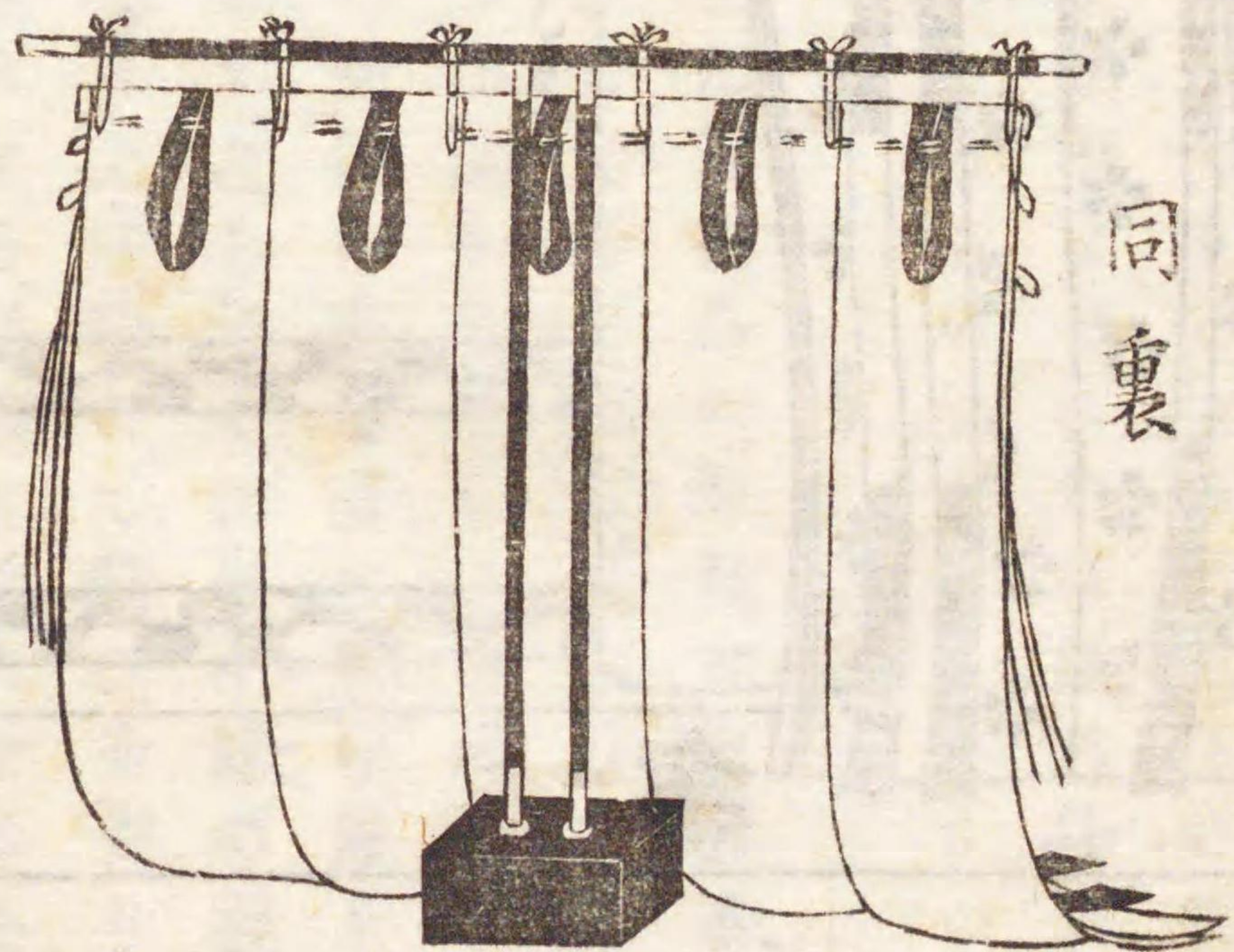
隆能筆源氏繪に

長押

几帳表



同裏



几帳

廂の間にて母屋にても、簾のつらに立つるは、四尺の几帳なり。四尺は土居ツチヰよりの高さをいふ。帷カマヒラは長さ六尺にて、五幅を綴ぢあはず。三尺の几帳は四幅なり。表は朽木形、常の事なり。或は綾織物の、さらくしきを用ふるもあり。裏と紐とは平絹の定めにて、紐の縫ひやう壁代の如し。蝶鳥をゑがくこと亦おなじ。是れらにさまさまの作法、故實の習ひもある事ながら、今は省きつ。大やうは圖を見て知るべし。

軟障

壁代の類に、高松タカマツの軟障セツヤといふものあり。雅亮装束抄大饗の條に、「身屋三方にみすをかけて、おろしたる上に、せじやうとて、幔のやうにて、絹に高松を本體にて、四季の木どもをかきたり。又調度たつる條に、東三條にありしは、嵯峨野に狩せし少將をかゝれたり。」

とも記せり。さてせじやうは、室内の隔てにもじたりけんと思ゆる事あり。そは源氏物語玉かつらの巻に、姫君の長谷に宿りたる所に、人々は奥に入り外にかくしなごして、かたへは片つ方によりぬ。せじやうなご引きへたてよおはします。とあるにて知るべし。

高麗縁の疊

高麗は綾なり。白地に黒き小紋あり。紋の様は雲形菊花など其の外定まる式なし。今も寺社などに、白き麻に黒く小紋を染めて、高麗の疊とてあれど、彼の綾を似せたるにて、略儀なり。

纒縹縁の疊

纒縹を、ウゲンと略して稱ふ。錦の名なり。亦地に色々の糸を以て、花形菱形などを縦筋の間に織り出でたるものなり。安齋翁云はく、纒縹は本字暈縹なり。暈は日月のかさと云ふ字なり。彼の錦の

紋のまはりに、同じ色にて濃き色と、中色と、薄色とを重ねて、三重にへりをとりて織る。色日月の廻りの暈の如くなれば、暈縹錦といふなり。云々

龍鬢の筵

龍鬢は蘭草の一名なり。これにて織りたる筵なり。雅亮装束抄に、「りうびんは、色々にまたらなるむしろに、青地の錦の縁の、弘さ三寸ばかりなるを四方にさしまはして、濃きうちうらを付けたり。弘さ長さ疊におなじ」とあり。安齋翁いはく、「いろく」にまたらなるむしろとは、蘭を色々に染めて織りたる筵なり。今世俗に花をさといふ物なり。云々「正直いふ疊の長さは七尺五寸、弘さは縁ともに三尺六寸の定なり。類聚雜要抄に見ゆたり。」

東京錦の茵

東京は安南の地名なり。うこにて織れる錦の由なれど、實は我が

邦にて、彼れに擬して織れりといふ。此の錦は碁盤目に赤白の色をまじへ、白地には赤く蝶鳥の模様を織る。これにて弘さ五寸の縁をとりたる、綿入りの座蒲團なり。四方の縁の中は、唐綾にて裏は濃き打絹なり。縁とも方に三尺五寸に製るなり。

倚子

是れは儀式なごにて、群臣の拜を受け給ふ時に、著御し給ふなり。源氏物語桐壺の卷の、源氏の君元服の條に、おはします殿の東の庇に御倚子たて、冠者の御座理髪ヒキシの大臣の御座、御前に在り。なご見ゆたるにて知るべし。されば常は紫宸殿と、清涼殿の殿上の間とに設けらる。其の様は、徴古圖録にも見ゆたるが、大鏡に宇多天皇の、いまた王侍従とて、諸臣の列におはせし時、業平と相撲せさせ給ひ、欄干の折れたる事あるにて、肱掛ヒコカケのありし事知られ、今鏡白川わたりの段に、紫檀の切れして、其の折れたる所つくるは

んとしたる事見ゆたれば、清涼殿なるは紫檀なる事知られたり。紫宸殿なるは黒柿なる由、和名抄に見ゆたり。

床子

床子は机やうの腰かけなり。雅亮装束抄身屋庇の調度たつる條に、其の様を記して、大さうじは御帳の西の間の、身屋の柱のきはに立つるなり。其のてい、上は簀子にて、長さ三尺ばかり、脚の高さ二尺ばかりなるを、ふたつさしあはせて据ゑて、上に高麗を、唯半帖のやうに打裏を付けて敷きて、其の上に菅圓座を敷きたり。とあり。増鏡秋のみやまの段に、安福殿の釣殿に床子立てし。東面におはします。とあるもやがて此の大床子の腰掛なりけり。但し倚子と床子との差別を按ずるに、倚子は後並ウシロナリびに左右に勾欄あり。床子にはさるたよりなきものなり。

草 整

草墊は、藁を心として、高さ一尺三寸ばかりに圓く作り、上をすべ
て錦にてつゝみたる腰掛なり。禁中名目抄に、陪膳の采女ノ座との
註あれども、そのみには限らず。節會饗宴などの折、公卿たちの
の長臺盤にて物食すには、必ずこれに着坐するなり。年中行事繪
卷、内宴のところ、臺盤と草墊とをすゑたる様見ゆれば、うつ
して末に載せおきぬ。

胡床

枕草子積善寺供養の條に、内の御使に五位の藏人參りたり。御さ
じきの前にあぐら立てゝ居たるなど、ゆに猶めでたきとあり。
源氏物語胡蝶の卷に、御前にわたれる廊を樂屋のさまにして、假
にあぐらをもめじたりとあるは、樂人の座なり。いづれも時に
臨みてすゑらるゝ様に見ゆ。これは和名抄に、胡床とかきて阿久
良とあるものにて、阿久良は上座の義、むかへは床子の事をいひ

たるなれど、此の頃のは、後世の床几と稱する類に同じく、脚を打
ち違へにじ、上に革を張りて、折り疊むべく作れるものなるべき
由、狩谷掖齋翁いへり。

圓座

和名抄に、和良布太、圓草褥也とあるにて知られたり。是れは蒲の
葉にて作れる圓座なりとぞ。源語枕草子などにおほく見ゆ。

膝突

徒然草百二段に、又五郎男の故實作法に精しき由をかきて、近衛
殿看陣し給ひける時、膝突を忘れて、外記を召されけるに、先づ膝
突をめさるべくやと、左のびて云へる事見えたり。薄縁の疊を小
さくこしらへたるものにて、此の上に膝を突きて、物はいふべき
なりとぞ。

文杖 文夾

文杖は、奏杖とも、亦文夾ともいへり。大かた白木なれども、殿上なるは黒塗なり。是れは天皇に奏する料なり。長さ五尺ばかり、端に金具あり。鳥口といふ。啄に似たれば也けり。是れに文書を挟みて、貴人にさし出す也。大鏡時平大臣の笑癖あるをいふ條に、此の史文夾に書はさみて、いらなく振舞ひて、此の大臣に奉るとて云々、とあるを見よ。天皇には限らぬ事知るべし。

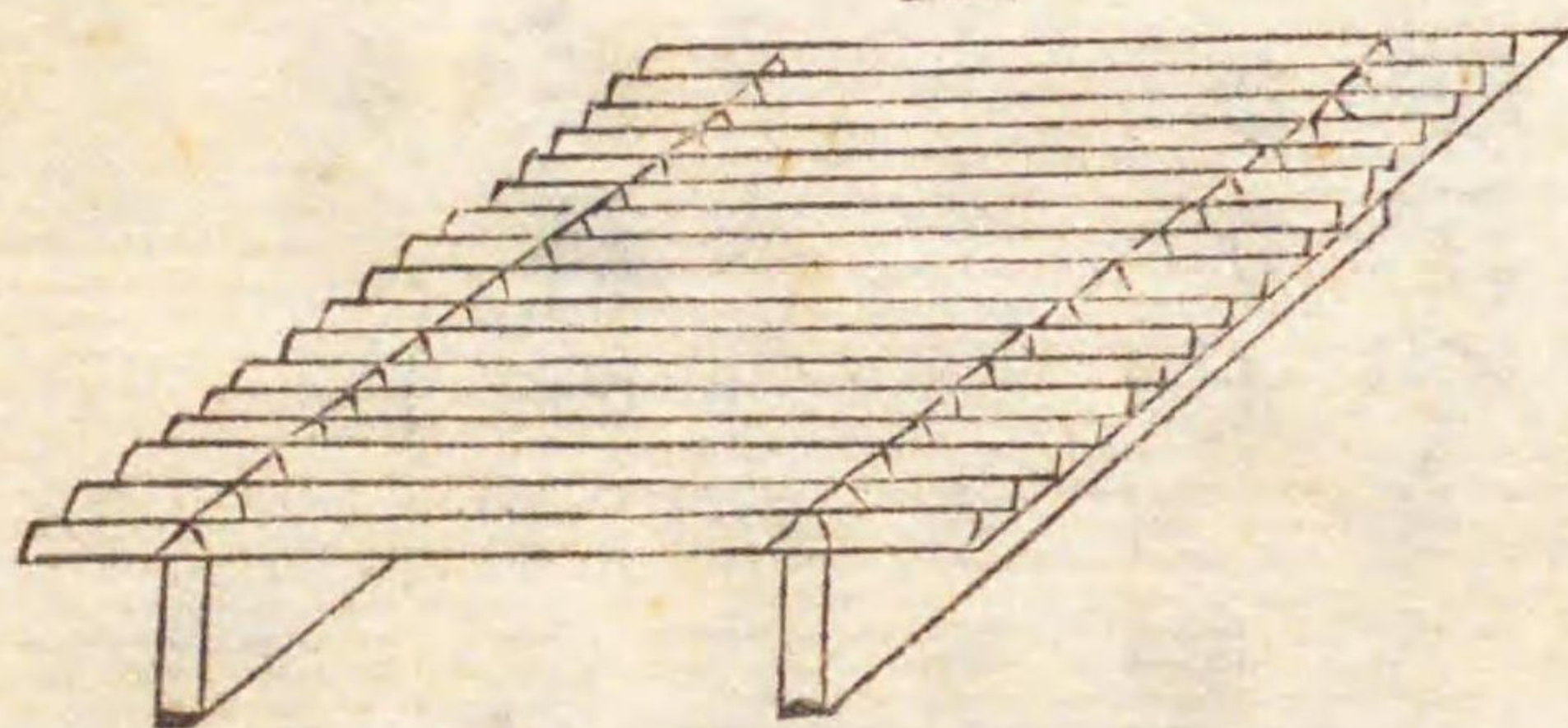
覽 筥

御覽筥の上略なり。是れも文書を盛りて、貴人の覽に供する具なり。源平盛衰記三十三、頼朝征夷將軍宣下付康定關東下向の條に、累葛筥に入れ奉る處の、宣旨袋を請け取り奉らむと、左右の手をささぐ。(中略)覽筥の蓋に、砂金十兩入れて遣す。とあるにて、藤葛にて編みたる筥にて、蓋もありし事知られたり。なほ紫あるは白の紐を付くといふ。

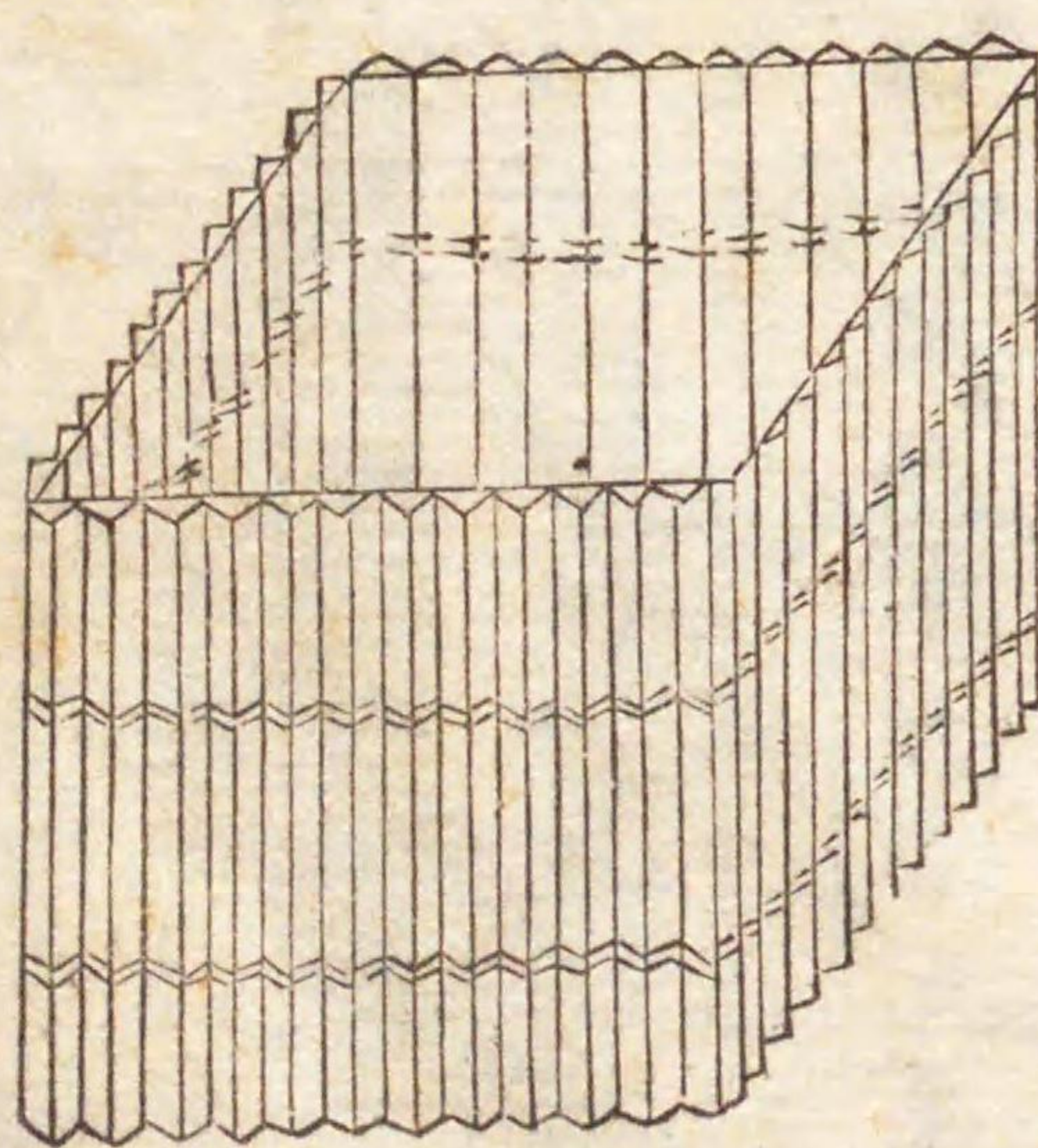
柳 筥

柳筥は、枕草子、めてたきものの條に、山藍ひかけなどやないほこに入れて、冠したる男もてありく、いとをかしく見ゆ。とあるを始め、徒然草増鏡などの中にもあり。これは圖にて示せる如く、柳の木を廣さ五分程に、三角に削り、幾つも並べよせて、生絲にて編みたるものなり。後には、紙捻にて綴づる事となれり。後世は、この蓋の棧を高くして足とし、机やうのものにちなして、冠經卷などを載する臺としたり。之をヤイイバ(柳葉ともかけり)と稱して、筥と區別せり。

蓋



柳筥



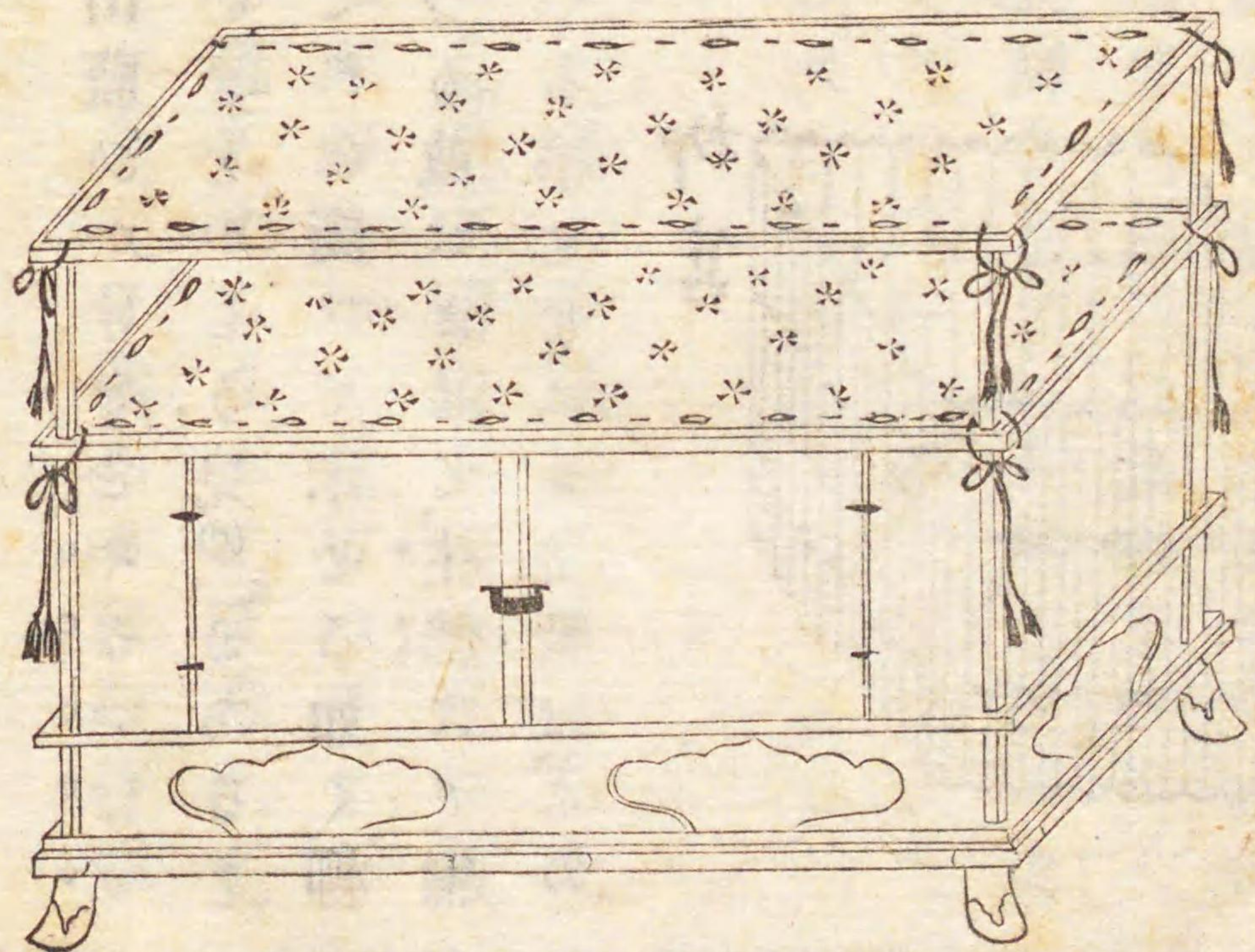
草子筐

一に造紙筐とかけるもあり。これは料紙を入れおく箱にて、書籍の箱にあらず。

厨子

御厨子棚といふを略せるなり。本は御厨子所食物を調ふる所にて、食物を納めおく棚なるを、食物ならぬ器物草子の類を載せおくに便利なるより、其の形をうつし、美麗に造りなして、貴人の坐側におく様になりしなり。其のてい二階棚の如くして、一所に扉を付け、兩

御厨子棚



開きにしたるものなり。

二階棚打亂筐唾壺

これは、大かた黒ぬりにして、棚は二段とも上に錦を押す。四方組緒をさし廻して、餘れる緒を棚の四隅に總角にして、垂れて飾りとする。此の上段には、右の方に白銀の火取同じ籠をおほひ、左の方には、泔杯を置く。その臺の表にも錦をおしたり。火取は薰物くゆらす料にて、泔杯は鬢かき水を入れおく器なり。

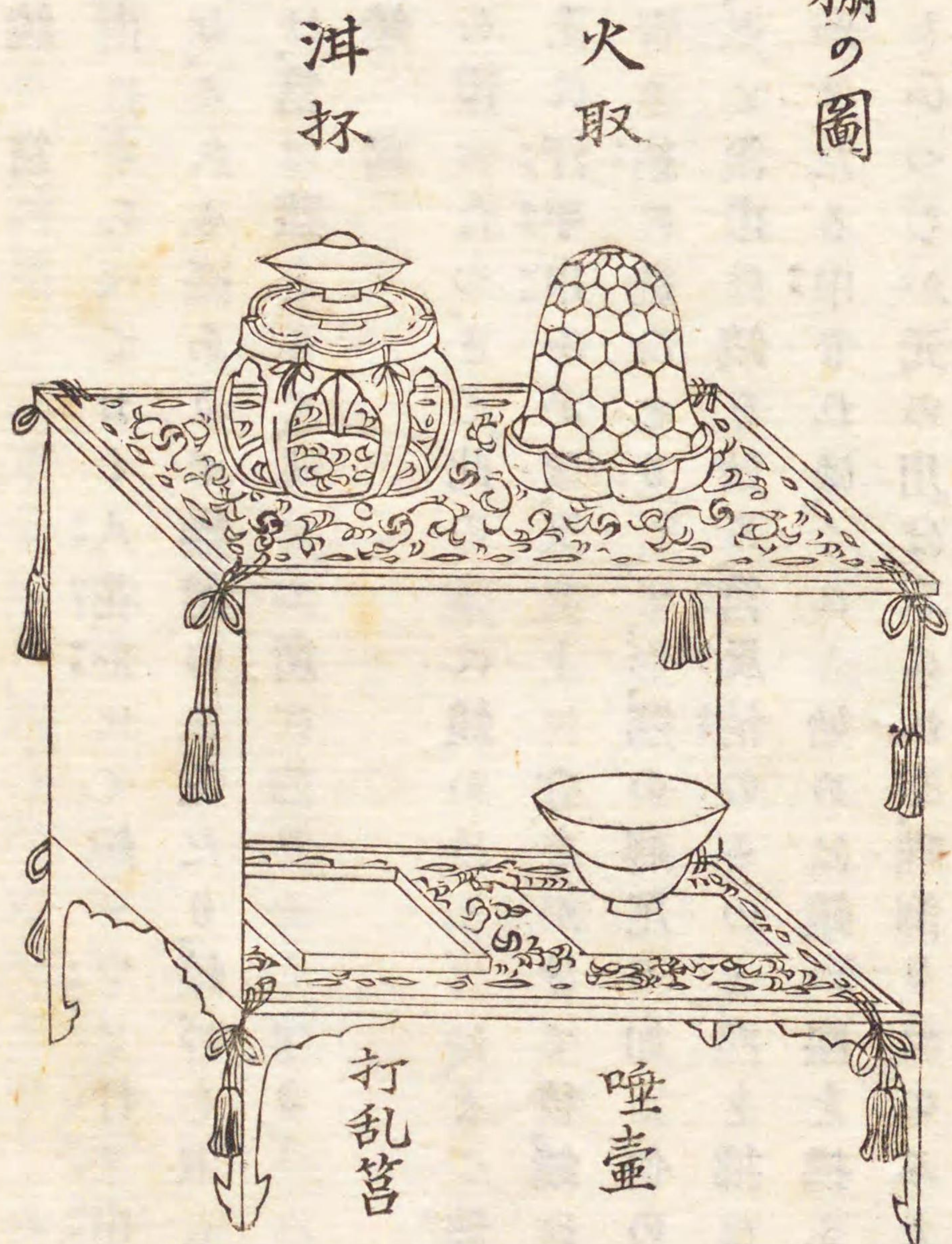
安齋翁云はく、泔は米を水に入れて糠をゆり、米と米とをすり合せてとぐ故、ゆりするといふを略してゆするといふ。米とぎたる一番の白水を瓶水に用ふる也。白水は性のひゆるもの也。人の血氣はのほするものなり。のほせ強ければ頭痛し、髪の内は瘡を生ずる。ある故、頭をば冷やすをよとす。依て白水を櫛に付けて、髪をけづる也、といへり。下の段には右に唾壺を据ゑ、左に打亂の

筥蓋おほひながら置くべし。あけて蓋を身にかさねて置く事もありとぞ。此の筥には何も入らず。世俗にこれを亂れ筥といふは非なり。源氏繪合の卷に、御櫛の箱、うちみたりのはこ、香の箱ともよの常ならずとあるにて知るべし。花鳥餘情にうち亂りの筥のふたの上にて髪をけづる時、髪具うち亂し侍れば、筥の名とせるなりと見え、和名抄には盛手巾之器、俗云打亂匣ともあれば、古くは手拭を入れたりと見ゆ。又唾壺は和名抄澡浴具の中に見ゆたれど、和訓なし。ダユと音讀すべし。猶延喜内匠寮式にもあり、唾はく料とて備へおくなるべし。是れらの様は圖に就いて心得べし。

唐櫛笥

これも右の二階の南の方に立つるなり。四隅にすみの入りたる箱にて、蓋の上にまた小さき箱をのせおく。足四つある臺にすゑ

二階棚の圖



火取

火取

打亂筥

唾壺

たり。圖を見るべし。

鏡 筥

右の櫛筥の南にならべておく。八花形にて鏡と守と汗手巾、領巾とを入れたり。これも臺ありて櫛筥のに似たり。鏡等を取し出たしてかくれば、筥は蓋をして、もとの所に飾りおくなり。

鏡 臺

これ亦鏡筥の南にたつ。さて此の臺に鏡かけんには、まづ領巾をかけて、其の上に汗手巾をかけ、又其上に守をかけて、後、鏡に及ぶなり。領巾は青き絹に縫ひとりして、形冠の燕尾の如し。何の用にかといふに、もと領巾は鏡を始め、筥風情のもの、塵を拂はん爲に、人の領にかけたる巾なれば、これも始めは鏡の塵を拂ふ料なりけん。然るをいつしか元の用は忘れられて、唯飾りにのみなりとなるべし。又手拭は唐綾の三尺ばかりなるもの、由なれば、是れ

はた誠に手を拭ふ料にはあらで、鏡を包める巾の、手拭の形たるより、かくは名づけけんか。守は其の頃の人の胸のあたりにかけたる、筒守といふもの、形して、錦をたし、み紐緒を付けたり。之をかくるは、全く鏡の下部の、前へ出て張りて、少しあふのけさまになり、人の坐してむかふに、顔のうつりよき様をはからへるにて、固より眞の守りにあらず。かくして上に鏡をかけたるてい、こゝに出たす圖の如くなり。

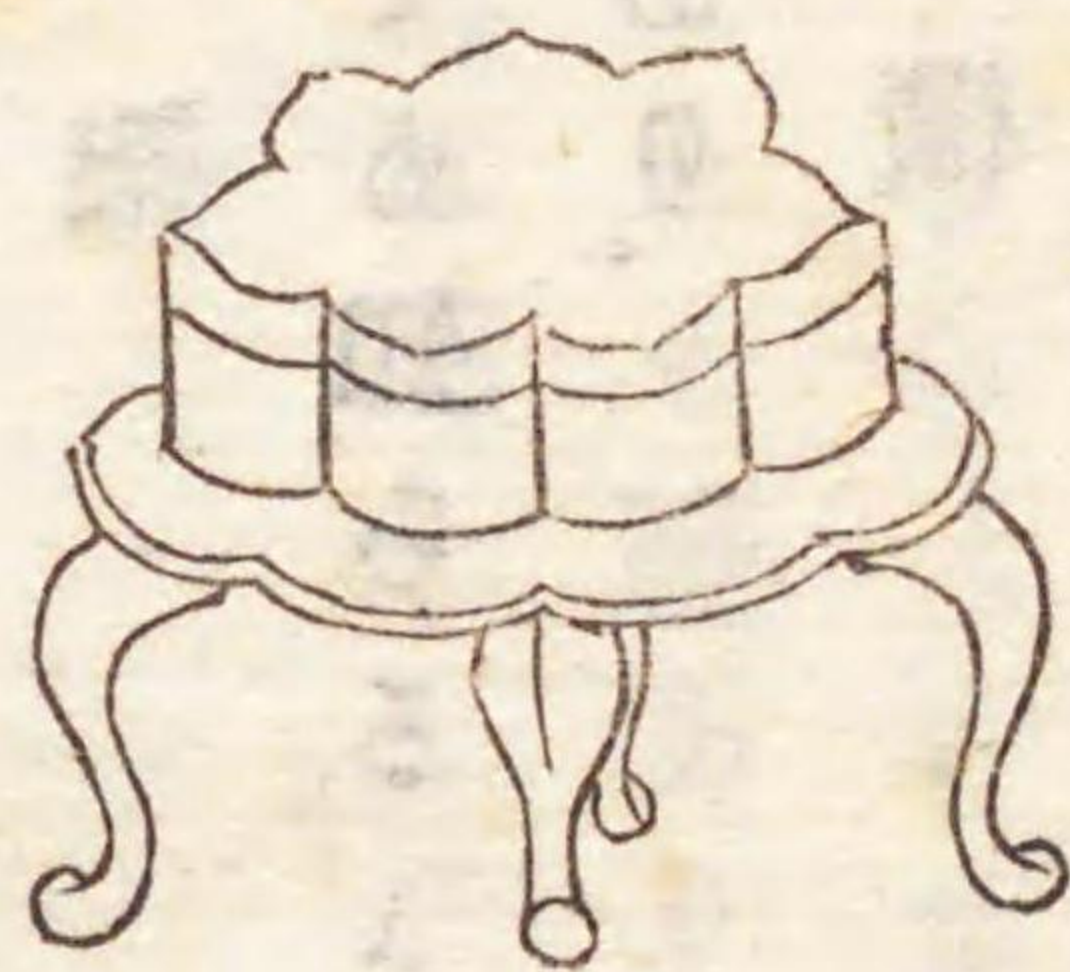
衣 架

これは文字にても知らるゝ如く、衣裳をかけおく料なり。鳥居形にして、下に臺あり。

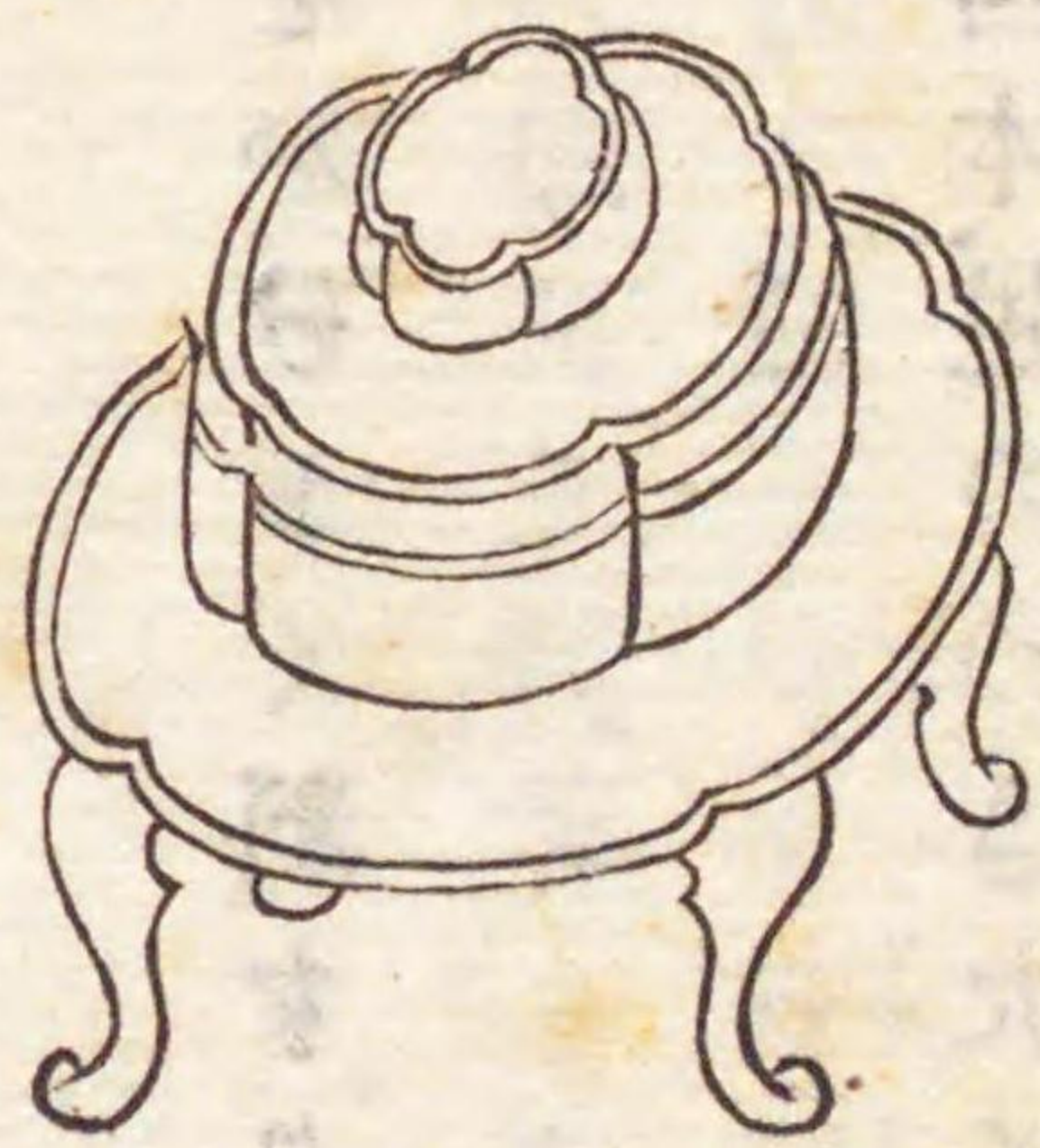
唐 櫃

長持といふもの、兩脇に二本、前後に四本、足のつきたるものにて大なるも小なるもあるなり。

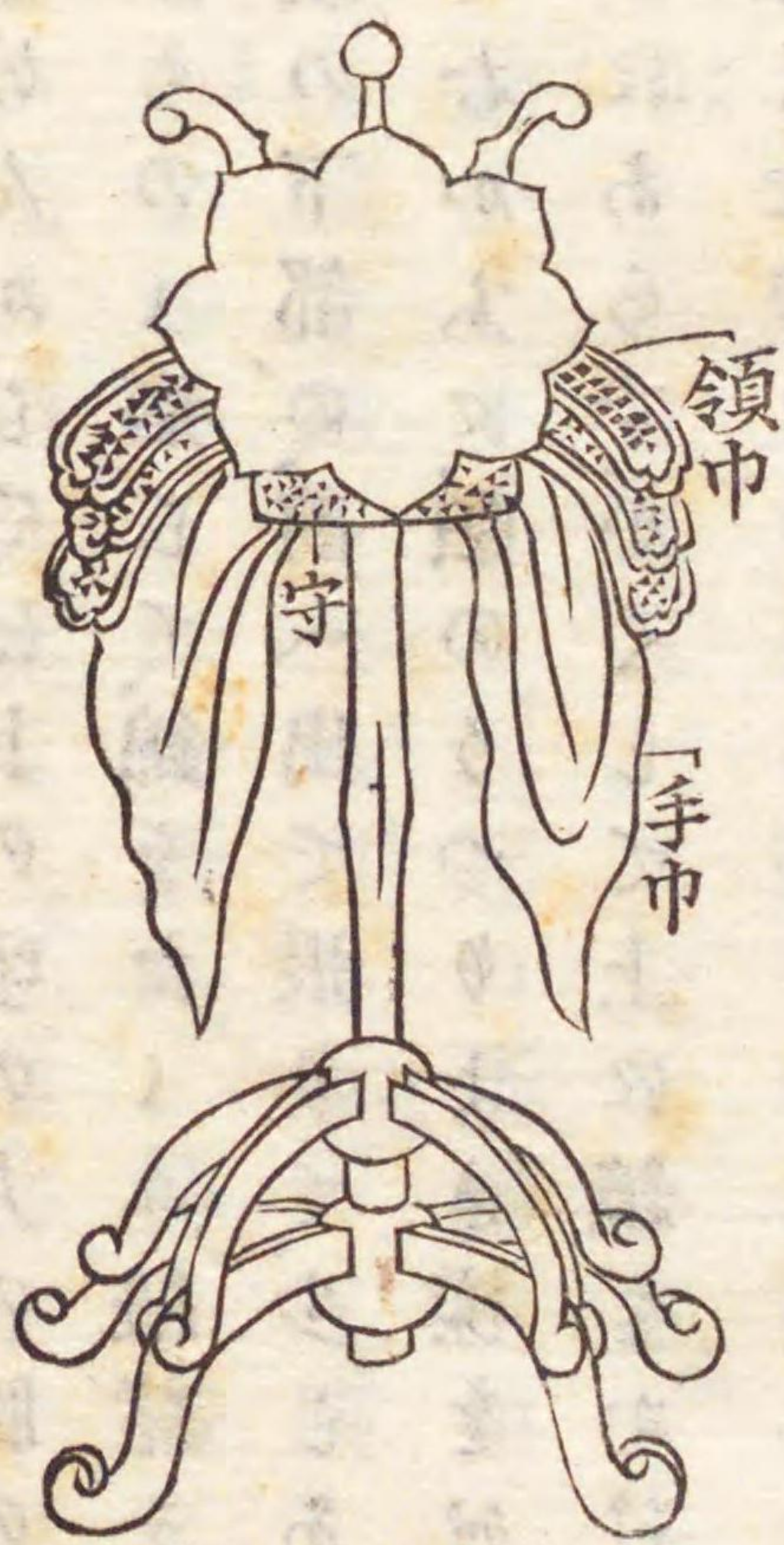
鏡宮



櫛匣



鏡臺



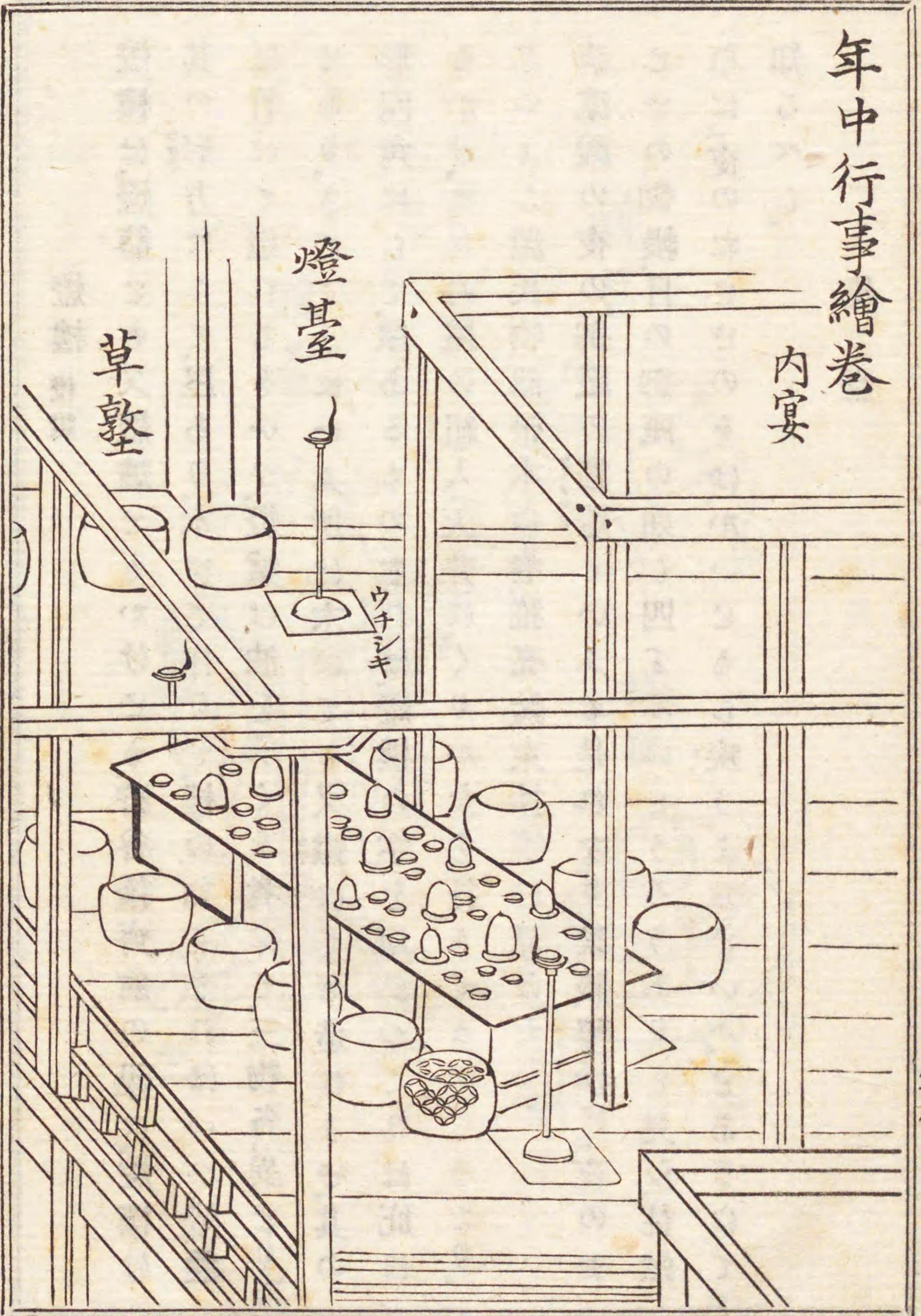
燈樓 燈籠

燈樓は、燈籠とも、又燈爐ともかけども、狩谷掖齊翁の説に、燈樓は
 其の形方カタマタにして、屋あり。木にて作りて、樓の如くなれば、いひ、燈籠
 は竹にて造れるをいひ、燈爐は油を承くる者にて、三物各異なり。
 とあり。さてこゝにいふ所は、木にて又鐵カネにて造れども、其の
 形四角にして、屋あるものなれば、燈樓の字を用ひつ。これは庇に
 もかけ、また身屋の組入クミレ(天井)に、くりかたを打ちてもかくるなり。
 其のよゝ源氏物語帚木の卷、雅亮装束抄等に見ゆたり。
 清凉殿の夜の御殿の搔燈カイトモシといふも是れなり。禁腋秘抄に、夜のお
 とどの御帳、日の御座の如し。四すみにとろろあり。と見ゆ。徒然
 草に、夜のれとどのをば、かいともし疾ハヤうよ。なとといふ。とあるにて
 知るべし。

燈臺

年中行事繪卷

内宴



燈臺には、高燈臺、切燈臺、菊燈臺などいふ品々あり。いづれも下に打敷をしく。枕草子、方弘の人に笑はるゝる事をかける條に、除夜の夜のさし油するに、燈臺の打敷を、ふみて立てるに、あたらしき油單なれば、つよう(足ヲ)とらへられにけり。さしあゆみてかへれば、やがて燈臺はたふれぬ」とある是れなり。

臺盤

臺盤は、もと、食物を盛りたる盤(皿なり和名抄に盤、佐良とあり)を載する臺の惣名なれば、正しくは盤臺とてういふべきなれ。類聚雜要抄には、まさしく盤臺ともかきたる所あり。然れども昔より臺盤といひ習へり。枕草子、清女の里におりたる條に、則光が來て云々臺盤の上に、あやしきめのありしを、唯とりて食ひまきはし云々、又源氏須磨の卷に、臺盤なども、かたへは塵はみて云々、とかけるなごを思ふべし。

さて臺と盤と別なる證は、宇治拾遺物語卷七、三條中納言水飯め
す條に、御臺に箸の臺ばかりすゑたり。つづきて御盤さしけて參
る。御まかなひ(陪膳ノ者)の臺にすうるを見れば、御盤に、白き干瓜
三十ばかり盛りたり。とあるにて知るべし。
臺盤には品々あり。禁中名目抄に、小臺盤、切臺盤、長臺盤と並べ掲
けたり。長臺盤は、長さ八尺、二人以上の料、切臺盤は長さ四尺、一人
の料といふ。小臺盤は切臺盤よりも小さいものにて、いづれも四足
にして机やうの臺なり。されば雅亮裝束抄大饗の事の條には、机
を立てし饗をすう。ともかけり。

高 坏

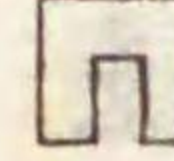
高坏タカツキも亦盤をのする臺なるが、圖にて示せる如く、角高坏、圓高坏
の二種ありて、角なるを晴ハルの具とし、圓なるを略儀とす。これは足
一本なるが故に、古書に臺何本とかけり。雅亮裝束抄臨時客の條

に、對の南れもてに、高麗を二行にしきて、むしろを敷かず。饗は高
坏にてするなり。高坏のすゑやう、一人の前に三本なり。それを
むかうやまに据うれば、六本がさじあひてすゑらるゝ也。とあり
て、類聚雜要抄には、角高坏六本すゑたる指圖もあり。

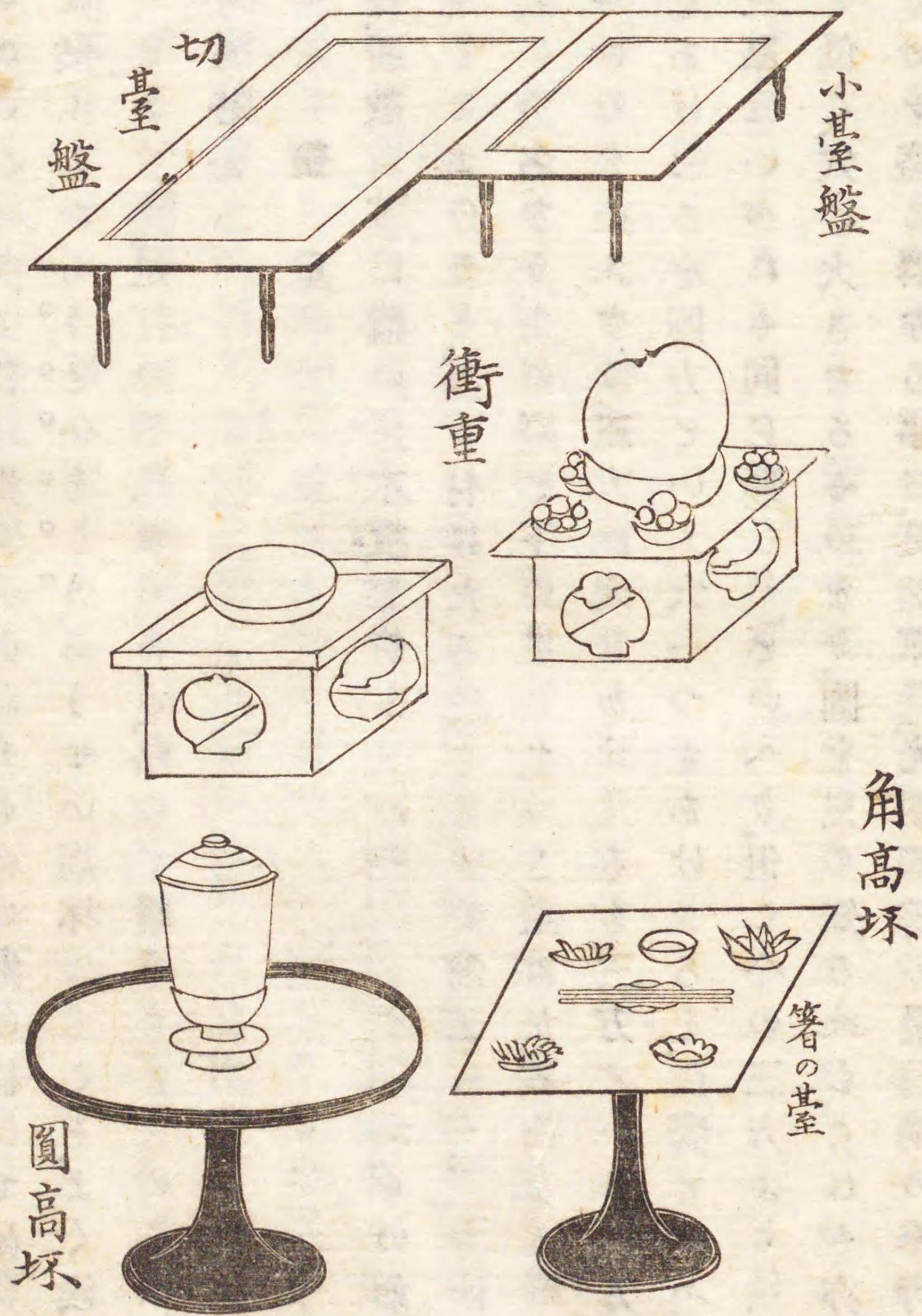
然るを安齋翁の、高坏といふは、食物を盛る土器カハラクの下に、わけ物の
輪を置きたるをいふ也。つきといふは、土器茶碗カハラクの類なり。と説か
れたるは、千慮の一失とやいはまじ。上古はさもありしにか知ら
ねど、源氏物語やどり木の卷に、紫檀の高坏カハラクなぞあれば、土器なら
ぬ事知られたり。又枕草子新參りの條に、高坏にすゑたるおほと
なぶらなれば、髪カミの筋なぞも中々晝よりはけせうに見えて云々
とあるも、わけものゝ輪にはあらで、圖に見えたる高坏の臺を、打
ちかへし伏せて、其の土居ツチの底に、油盞アブを据ゑたる事なり。古書に、
さる様をゑがける見えたり。常の燈臺の高さに過ぐるより、便宜

にかよる事をせしなるべし。
 又雅亮装束抄、大將あるじの條、および東鑿三十五、寛元二年四月
 廿一日若宮御元服の條に、「土高坏」といふもの見ゆ。これは土製の
 臺にて、この上に折敷を戴する料なり。神供なごにまよする事も
 ありとぞ。

折敷


折敷は、細き木を折りまはして、縁としたる盆なり。角なるも隅切
 なるもあり。食物また盃などを戴するに用ふ。源氏物語玉鬘の卷
 に、長谷寺にて、豊後介が姫君に膳まゐらす時、折敷手づからと
 りて、これは御前にまゐらせ給へ。御臺なごうちあはで、いとかた
 はらいたしや。などあるを見れば、臺よりは略儀なり。
 折敷に足打といふもあり。足の付きたるなり。足は板にて二枚左
 右にあり。くりかたとして、の如く、足の板をくるるなり。枕草子、大進

臺盤化圖



生昌の物いひを笑ふ條に、姫宮の御前のものは、例の様にてはに
くけに候ふらむ。ちうせいをいしき、ちうせい高坏にてこそ、よく候
ふらめ。」とあるは、足打の折敷ならめと、略して唯をいしきとのみい
へるならむかし。

衝重

衝重は、折敷の下に檜の片木板を折りまげ、眼象とて、かくの如
き穴をくりあけたる、臺を付けたる物なり。安齋翁云はく、三方四
方供饗の惣名なり。上の臺と、下の足とを、つき重ねたる物なる故、
ついがさねといふなり。三方に穴をあけたるを、三方といひ、四方
に穴をあけたるを、四方といふ。穴一つもあけざるを、供饗といふ。
此の三品はいづれも同じ形なり。」といへり。但し今の三方よりは、
臺いと低く、穴の大きなものなり。圖を見て知るべし。これも亦
食物などを盛る器なる事は、徒然草に、光親卿院の最勝講の奉行

して候ひけるを、御前へ召されて、供奉を出たされて、食はせられ
けり。さて食ひちらしたる衝重を御簾の中にさし入れて、まかり
出でにけり。」とあるにて、知られたり。

懸盤

懸盤は、後世も貴人の膳具に用ひしものなれども、昔のは足と上
の折敷と、別々にて、いはば四本足の臺の上に、折敷を戴せ懸くる
やうにせしものなり。三中口傳に、如高坏、面有四方縁、其面押織物
也、裏并足摺貝、足各別也、四角立縁、テ上下ニ有横縁、四方牙像ヲ彫
也、(安齋云牙像とは齒牙の並べる如く高く低く彫りたる也)懸盤、
足用沈紫檀等之時、折敷、面同之、仍准其儀、可同足色之由、所申也、云
云かくあれば、懸盤の面には織物を貼るが本儀なる事、また足と
折敷と、別々なるべき事も察せらる。

然るに安齋隨筆の小車錦に、懸盤としてゐるしたる、又喜多村信節

懸盤の圖

春日驗記に在り



翁の嬉遊笑覽にいへる所も懸盤と高坏とを混同したり。殊に喜多村氏は、三口傳の文を引きながら、讀み誤られつとおほし。さしも博識なる翁たちの、いかにてかゝるひがことはせられけむと、いふかゝ。扱こゝには、春日驗記にゑがかれたるをうつして出たせり。よく見て知るべし。

禮盤

禮盤は、盤とはいへど、臺盤

懸盤などには、似もつかぬものなれど、人の家の持佛堂などに置かれて、物語草子類にもまゝ見ゆれば、ついで相應むからぬと、こゝにいふべし。枕草子初瀬詣の條に、佛のきら〜と見ゆ給へるいみじう尊けにて、手毎に文を捧げて、禮盤にむかひて論義誓ふ云々」とあり。後のものにては、太平記十六、正成が首故郷へ送る事の條に、正行腹を切り得ず、禮盤の上より泣き倒れ、母と共にぞ嘆きける」とあり。これは佛に拜禮する臺の意にて、僧の讀經するに座する所なり。其のさま、濱床に似て小く、上に疊を敷けるなり。

犬防

犬防は、もと寢殿の階前に立て、犬などの濫りに上らぬ様にせし、埒をいひしなれど、中古の草子物語等に見ゆる所は、佛殿に在るものをいへり。されは今、合せてこゝに説明すべし。

佛の前の犬防は、まづ枕草子初瀬詣の條、更科日記清水參籠の條、

大鏡顯光の傳中、道長入道の御堂に念誦してありし條、宇治拾遺
 十一、清水寺御帳給はる女の事等の中にありて、石川雅望翁は、佛
 前の格子をいふと説けり。春日驗記の繪卷にも、佛前に格子立て
 たるてい見ゆれば、格子と説きてこと足りぬべけれど、何故に之
 を犬防といへるにか。疑はしくて其の意を得がたし。
 按ずるに、佛前の格子は後の作法にて、始めにはさもなかりけん。
 榮花物語玉の臺の卷に、御前の方の犬防は、金の漆のやうに塗り
 て、ちがひめ毎に螺鈿の花形をすゑて、色々の玉を入れて、かみに
 はむら濃の組して網を結はせ給へり。」とあるを見るに、鴨柄まで
 はなくて、上の方は組糸して、網を結び堺とし、下の方のみ、格子や
 うのものを立てたりけなり。今もさるさまにせし佛堂あり。され
 ば格子といへども、戸なごのやうに鴨柄より鬮までの長きもの
 ならじ。さるは今もたましく、寺院なごにさる様に見ゆる物、結

界と名づけて、佛堂の内陣と拜殿とを境する、たけ三尺ばかりの
 格子に土居ありて、いづくにも立て置くべくものしたるあり。之
 を犬防といひならへるにこそ。雲圖抄季、御讀經の條に、四日間不
 可下格子立犬防於階間とあるやがてそれなり。
 そもく、犬防は、前にもいへる如く、階前に立つる埒なりしが、其
 の體の同じきからに、堂上の結界をも、其の本名は呼ばず、遂に犬
 防といひ習へるならむかし。

宮殿調度圖解終

録附 乗物考

車

起原及び制度の沿革

象といふ動物を普賢菩薩の乗物と、源氏物語にはかかれたり。されば馬も牛も乗物といふべきなれど、茲には、若はらく車輿並びに、駕籠の三種をさして乗物といふ。

我が邦には、古來車を引かむるに牛を用ひたり。奈良時代には諸事唐風を摸倣せし事盛なりしかば、彼の車馬にならひて、馬に引かめたるかとも思はるれど、其の徴いまた管見に入らず。藤原時代に至りては、凡て牛に引かめたり。但し別に輦軍といふありて、人の引くものと定まりしが、是れは至て貴き人の料にて、引く人は然るべき身分の者なりき。殊に輦車は勅許を得じ上、

宮門内を乗用するにて、市街を往來すべきものならず。此の事は別にいふべし。

我が邦において、車輿の類に乗りたるは、いつの時代より起こりしか。其の状勢、沿革、世々の法度等を聊か述ふべし。

車といふ器具の史に見ゆる始めは、履中天皇五年に、車持、君擅に筑紫なる車持部を校へたる罪によりて、其の部曲を掌ること、を停められし由、日本紀にあり。車持部とは、天皇供御の車輿造る部曲の名なり。又此の御世に、崇神天皇の皇子豊城入彦、命が八世の孫射狹といふ者、天皇御料の車を造りて奉獻せしに因り、車持、公の姓を賜ひし事、新撰姓氏錄皇左別にも見えたるにて、車の用の古きを知るべし。

此の頃までは、いまた車輿に關して制度も定まらざりしが、孝徳天智の御世の頃より諸事隋唐の風を摸倣せられ、文武天皇の朝

大寶令を選まれし日、天皇供奉の乗物は輿と定められて、車をは臣下の料とせられたり。かくて當時の制、五位以上の人は、葬車を許されしこと、令文に見えたれば、常に乗用するも、猶五位以上の人に限りて、六位以下庶人は、乗車を許されざりし事と察せらる。

(職員令葬送令参考)

平安城遷都以來は、漸く華奢を尙びて、車の用も多くなりけるまゝに、其の法度も亦隨うて繁かりき。嵯峨天皇の弘仁六年、内親王孫王、及び女御、四位以上の内命婦、四位參議以上の嫡妻、子、大臣の孫を除きては、金銀の飭りある車を禁じ、(日本後紀)宇多天皇の御世には、世上競ひて車に乗る事流行せしかば、寛平六年官符を下して制すらく、男女別あり禮敬差を殊にす。然るに近年上下すべて乗車す、新制を施くに非ずば、いかでか此の弊を改めむとて、男女貴賤を論せず、一切乗車を禁斷せられぬ。(政事要略新抄格勅符)

其の翌年正月五日、無品齊世親王只一日乗車を聽されし事あり。同九日中納言藤原諸葛、民部卿藤原保則等、特に禁を解かれしが、自餘は猶嚴禁たりき。然るに此の時明法博士秦維興といふ者、制に乖きて乗車せしかば、違式の科によりて、笞四十の刑に處せられたり。(政事要略引使廳類聚)されは當時は容易に車に乗るを聽されざりしなり。然れども此の禁永く行はれ難き事情もやありけん、其の七年に至り、婦人のみこを聽されぬ。男子は禁制を解かれたりき。(政事要略)

醍醐天皇の朝に撰まれたる式には、まづ内親王、三位以上の内命婦、及び更衣以上は、糸葺庇ある車を許し、又内親王、孫王以下、内命婦、並びに參議已上、非參議三位の嫡妻子、大臣の孫に至る迄、金銀の飭ある車を許せり。自餘の人にして、糸葺並びに金銀の裝飾ある車に乗らむは、違式の罪とす。又親王以下有位有職の輩、及び女

房の爲に、車從の員をも定められたり。(延喜彈正式)

一條天皇の長保元年の制符には、凡そ乗車を聽さるる者、元等差なきに非ず。而るを卑位凡庶、涯分を量らず、恣に乗用し、或は金銀の裝飾を加へ、うたた朱轡の體を濫り、風流衆目を驚かす。是れ凋訛の基なり。自今六位以下の車に乗らむ事、一切停止す。但し外記、官吏、諸司の判官以上、公卿の子孫、及び昇殿の者、藏人所、衆文章得業生は此の限りにあらずといへり。(法曹至要抄、新抄格勅符)其の三年又重ねて車の華美なるを禁じ、四位の車は網代張とし、五位のは莖張、六位は板張と定め、其の車床をも塗らず、輪は塗るとも漆にて耀す事を得ず。又高く大きく造る事をも嚴禁せられぬ。(政事要略格勅符)

此の後、世風いよゝ奢靡に趣き、頗る車服に美を盡くす事盛にして、大嘗祭の御禊を始め、齋王の群行、女御入内、賀茂の祭使の行

列、花月の遊びに至るまで、車服に種々の裝飾を施し、最も壯觀を極めたり。されば事ある時は、又之を見んとて、上下貴賤の美を盡くせる物見車、際限もなく立て續けたれば、さしむに廣き都大路も餘地なき程になりぬとよ。大鏡、今鏡、榮花物語、源氏物語等を參取す。此の弊風を矯めむとて、上表して世風を痛議し、善相公意見封事、文時卿意見三條遺言として子孫を誡諭せし人人もありき。九條殿遺誠

後三條天皇の御世の始め、八幡へ行幸ありけるに、物見車の裝飾あまりに美麗に過ぎしかば、勅勘ありて、飾りの金具悉く剔き取らしめ給ひき。其の後賀茂へ行幸の時には、金銀にて飾れる車、一輛もなかりきといへり。今鏡、古事談、天皇天資明剛にれば、たまて、御在位の間は禁令能く行はれ、舊弊改張する所多かりしが、惜むべし。崩御の後には諸制又弛びて曩日の如し。鳥羽天皇の御世に

至りては、宸宮に伺候して宿衛を事とする諸衛の官人等までも、遂に馬を放て牛を驅り、胡籙を脱して車鞆に座する状になれるを、かくては一旦事あるに臨み、いかで其の急にあたるべきとて、永久四年更に官符を下して、諸衛の官人、車に乗る可からざる由を令して云はく、乗車を聽さるべき輩は、載せて格條に在り。然るに憲章を憚らずして違犯これ多し。況や宿衛の人として各、兵仗を遠ざけ、恣に華軒を飛ばすこと、尤も狼戾の至りなり。自今法に任せて決科し、且其の名をも録して言上せよといへり。朝野群載高倉天皇の治承三年賀茂の祭日に、右少將顯家が飾車に意匠を凝らし、風流を盡くしたること、前後其の比類を見ずといはれぬ。然るに其の翌年の祭に、基家少將の乗りたるは、前のに越えたる装ひにて、一層華美に作りしは、今聞きたに驚かれて、後世祭禮の花車練物、山鋒などいふものも、遙かに及ばざることと思はる。委

しきことは山槐記有職抄に記されたれど、文長ければ引かず。かくのみ益、驕奢になれしは、順徳天皇の建暦二年更に制して、賀茂祭使、齋王の御禊等に供する車は、金銀珠玉鏡箔錦繡を饒るをを停め、公卿の妻女に非ざれば、車輿内外の金物をも、須要の箇所の外は一切禁じ、又檢非違使ならぬ諸司の官人は、惣じて乗車を禁せられたり。玉藻建暦宣旨此の後、後宇多天皇の弘安二年、龜山上皇の若宮御歩行始めありけるに、當時儉約の令あればとて、御車の下簾をも短くし、小金物たに打たせられず。路傍の物見車にも金物打ちたるがあれは、直に之を剔き取られぬ。然るに時人かかるめでたき折から、何の儉約かはあるとて、之を不吉としたりとぞ。(増鏡)當時は武家政權を握り、朝廷疲弊の折からなるに、風俗驕奢に流れはてたれば、儉約も不祥のこととしてうけひかざりし、その世の人情こそうたてけれ。

かく公卿の家には車の用多く、剩さへ専ら華美を事として、法度を踰ゆるもありけれど、武人は多く車に乗るべき程の階に至らねばにや、之を用ふること稀なりき。然るに當時の風、何事の見物にも、凡そ衆人の集まらむ所には、さらぬ者まで、車ならでは耻かしき程になり行きけむ。源頼光の郎黨、季武公時貞道なぞいへるが、賀茂の祭使の行列を見物せんとて、乗り慣れぬ車にゑひたる一笑話あり。季武等騎馬にて行かむは見苦しければとて、ある僧の車を借りたるが、もし途中公卿に行きあひて、引きれるされむは、不都合なりとて、下すたれを懸け、女車の様に見せ、しのびてぞ出で立ちける。さるにいづれも車にはなれぬ者ぞもなれば、車の廻り行くまゝに振りあはされて、あるは立板に額をうち、あるは各々頭をうちあひて、仰けさまに倒れ伏し様にまろびつつ、いたくゑひて眩暈し、はては車に得堪へずして、我れら千萬人の中へ、

騎馬にて駈け入らむは、常になれたることなれば恐ろしくもなし。唯この車内に屏息して、惱まざる事よとつぶやきて、遂に下車して歸りけりといふ。(今昔物語)

武家執政の頃となりて、朝廷は次第に衰へ、後醍醐天皇の御世、京鎌倉に兵亂起り、中にも京都はいたく荒れはてて、元弘三年の頃は、賀茂の祭にも、昔はさしも雜踏せし一條大路に車を立つる者もなかりき。(太平記)後圓融天皇永徳元年、足利義滿の花の御所に行幸ありし時、隨從の中にて、關白師嗣公のみぞ一人車には乗りたりし。(さかゆく花の上)南北朝御媾和の後、後小松天皇北山殿に行幸の折は、物見車も思ひしより多かりきとぞ。(北山殿行幸記)其の頃は、はらく兵革をさまり、世上や、靜まりし故なるべし。寛正六年後土御門天皇御即位の時、上藤の車、昔に比べていと少かりき。往に、後白河院三十三間堂御供養の時には、乗車の數八

百輛と聞こえしに、今日のありさまはいかに、是れ皇威の陵夷、公家の衰微なり。應仁の亂後は、遂に鳳輿、玉輦、庇車、網代車、大八葉、小八葉、摺櫛、糸毛などいふ車、目にもとまらず、名をも聞かぬ世となりぬるを思ふに、唯袖に餘るは涙なりと、時の人々歎きけり。(寛永刊本應仁記)上文明十二年正月十日、室町殿年始參賀の式日なりしが、公卿悉く板輿にて参りき。うもく、應仁の亂前までは、攝家清花悉く乗車にてありしを、今は板輿をたに、所持する者希なりと、宣胤卿記に見えたり。

宣胤卿記長享三年正月十日の條にも、今日室町殿諸家參賀式日也。(中略)自殿下今日御參賀爲御乗用、予輿被借召之間、皆具進了、亂來攝家清花以乘板輿不及車之沙汰、輿所持方尙以希也、末代作法可悲云々と、重ねて歎息せられしにて、當時の狀を想ふべし。

是れより戦國の世を歴て、後陽成天皇の天正十六年、秀吉太閤が聚樂亭へ行幸ありし時は、鳳輦牛車其の他の雜事も、年久しう廢れにしかば、いと覺束なかりしを、當時有識の聞てえありし民部卿立以法印奉行して、諸家の抄物記録を搜り、故實舊式を尋ねて、天皇は鳳輦にめさせ奉り、太閤は牛車に駕して、まづ參内し、行幸の供奉をせられたり。(豐鑑、聚樂亭行幸記)

德川家康公も、慶長八年に淳和塾學兩院、別當源氏、長者征夷大將軍として、牛車兵杖の勅許を得たる拜賀の參内に、糸毛の牛車を用ひ、二代秀忠三代家光將軍なども、上洛參内の時は、なほ牛車に駕したりき。(梵釋日記、御年譜)

然れども此の後には上洛の事も絶え、江戸には元來車を用ひず。其の頃より駕籠カゴと稱する乗物盛に行はれしかば、江戸のみならず、京にも牛車のあとを絶ちしが、弘化三年閏五月仁孝天皇の皇女、

和宮と申し奉りしが、將軍家へ御入輿の時、赤糸毛の車にめされたりしを、繪畫の外に見し事なき、江戸の市民はいと珍らしき事にぞしける。(和宮様御入輿次第)

明治維新の始め馬車出で來ぬ、西洋の製に倣へるものなり。其の輕捷便利なること、牛車の比にあらざれば、貴人の乗用も日に添ひて多くなり、いつしか鹵簿にも用ひさせられて、牛車は遂に全く廢れぬ。

牛車の製作

上古の車はいかなる製作なりけむ、詳に知りがたし。藤原時代に至りての製は、記録の文と、當時の繪畫とによりて窺ふことを得べし。醍醐天皇の延喜の始め、先規舊章をたづねて更に諸式を選定せられし中に、車の製並びに用材のさた見えたり。すなはち延喜の内匠式と、和名類聚抄とを合はせ考ふるに、輶、輪、輻、輹、轅、轂、轉、軸

等の名稱あり。

輻 車の屋形なり。俗に車箱と書き久留末乃波古と云ふ。

輪 於保和といふ。車脚の進轉する所なり。櫟を以て作る。

輻 輪と轂との間なる細木なり。夜といふ。矢の義なるべし。櫟にて作る。

轂 輻の湊まる所なり。古之岐と稱す。俗に筒ともいふ。

輓 車前の長さ木なり。加奈江といふ。長柄の義なり。俗に後方を鷓尾といふは形よりや名つけけむ。

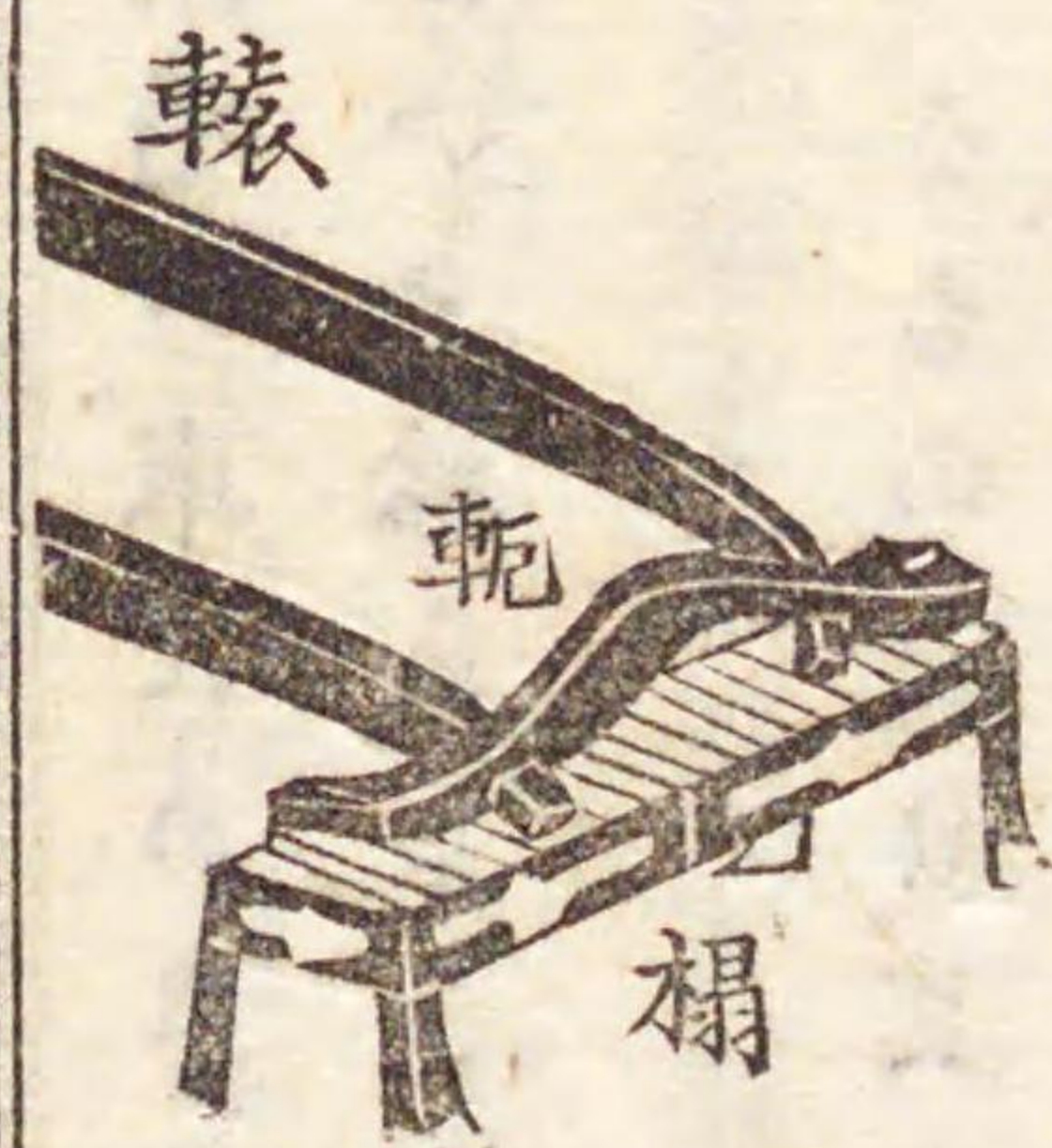
軛 輓の端にて、牛の領にあたる所なり。久比岐といふ。

轉 車下の索なり。止古

之婆利といふ。床縛

りの義なり。之を以

て、車箱を車臺に結



軸 輪を持する細き木なり。與古加美といふ。

軾 車の前の板なり。止

之幾美といふ。

此の他轄と云ひ釘といふ

ものなごあれど、さる細か

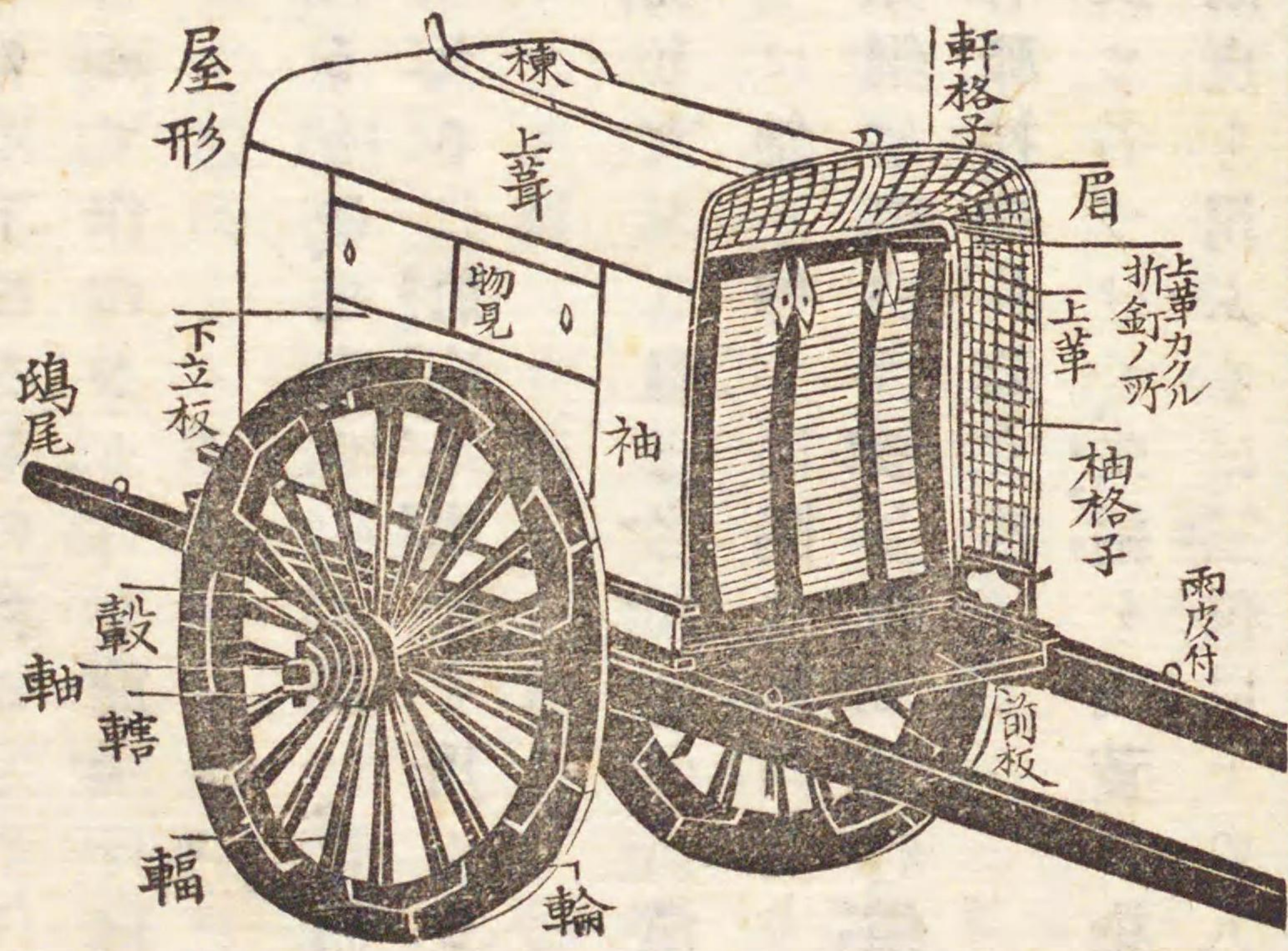
きことまでは煩はしけれ

ば省きつ。大體のことは圖

に就いて知るべし。

牛車附屬の具

附屬の具には簾あり、竹を緋の糸もて編み、赤地の錦の縁を付く。



之を蘇芳簾とて、唐車糸毛檳榔毛庇車などの差よき車に用ふ。青簾は雨眉網代庇半部八葉等の差下れる車の料と定まれり。(蛙抄) 又幌幪あり。下簾と云ふ。絹布にて作れるものを、簾垂の内にかくるからに、簾下といふ意なるべし。

普通には蘇芳裾濃に染めたるをば、毛車の類に用ひ、青裾濃をば、網代八葉等に懸く。又繡物したるは唐廂毛車にも用ふる例とぞ。(物具裝束抄)

牛を取り放ちたる時、轅の軛を支ふる臺を之知といふ。漢字に楊とかく。(和名抄) 驚足にして上に錦を押す。四隅に總角あり。黄金具打ちたるは大臣の料なり。赤銅は中納言、散金物は大將、鐵金物は納言以下の料といふ。門室有職抄、物具裝束抄) 降雨の節は油單を懸く。雨皮と名づけて、生絹を淺黄に染めて、油をひきたるなり。(海人藻芥) 雨皮を用ふるは、三位以上の人に限る

て、其の以下は唯蕤を懸くるのみなりとぞ。(蛙抄)

牛車の種類

中古牛車の用盛なりと頃には、乗るべき人の貴賤によりて、さまさまの製り様あり。随ひて其の名稱をも異にしたりき。今其の種類制度のあらまを記さむ。

唐庇車カラヒサン 唐車カラ 通例唐車とも稱す、太上天皇、皇后、東宮、准后、親王又

は攝政關白などの乗用すべき料にて、極めて貴きと定めらる。(節抄、海人藻芥、蛙抄、官職知要)

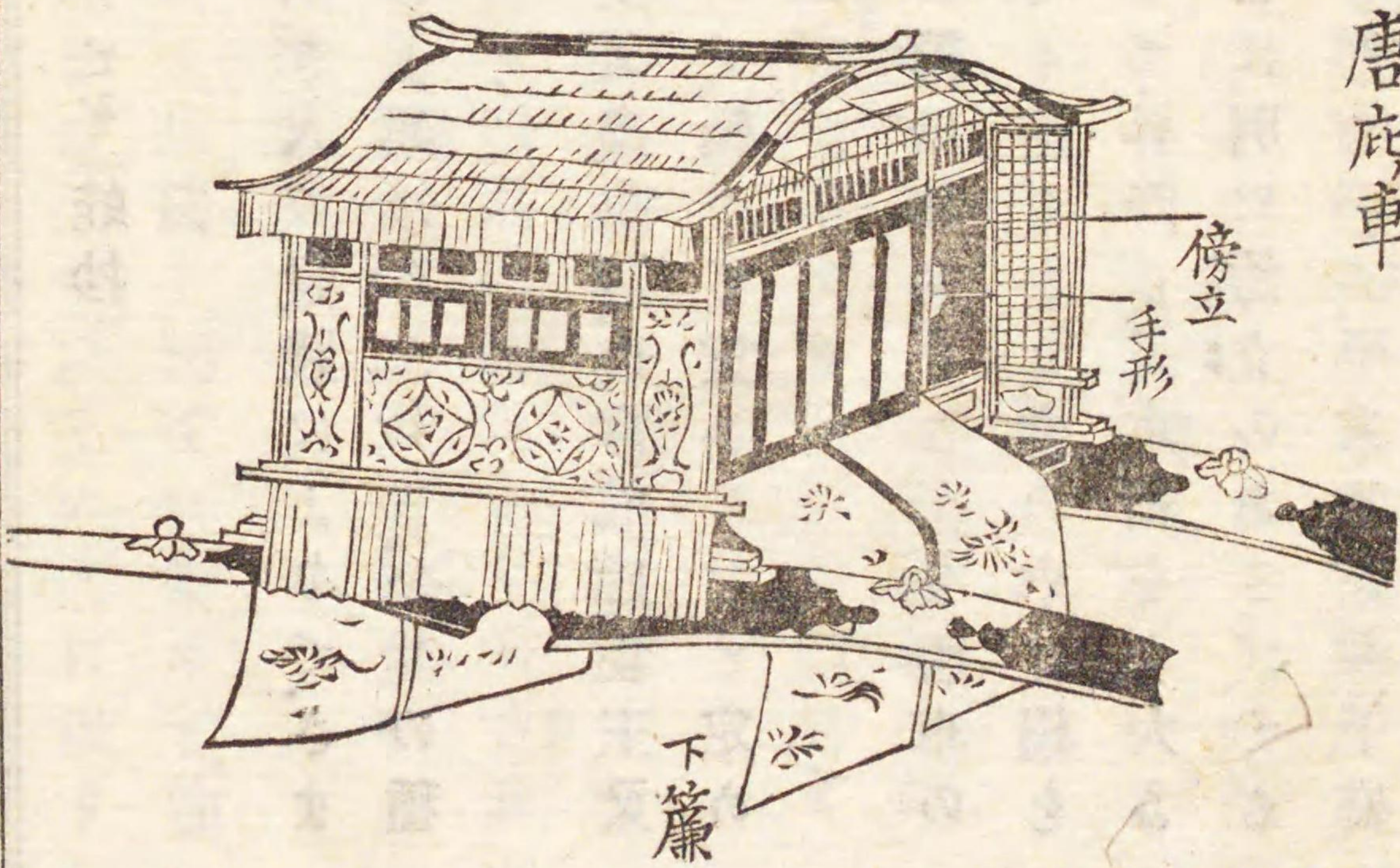
製作の様は車の上葺(屋根)を唐棟の搏風の如くしたり。唐車の稱これに因る。惣體に大きく、且高くも造るなり。常の車は榻を立て、上下するに、これは棧によりて、昇降し、又車箱をも大きに造れるは、車前にかくる簾の左右に、別に傍立のあるにて、知るべし。この傍立に、小き穴あり、手形といふ。平家物語、源平盛

衰記なごに、木曾義仲が牛車に乗りなれねば、牛飼童にをこへられて、手形にとりつき居たりとある即ち此の穴なり。

唐庇車

雨眉車 院親王、關白、執政并に太政大臣に限る。此の車には、以上の人褻の時直衣を着して乗用する例なりとぞ。(桃葉蘂葉、物具裝束抄)直衣とは縉紳家の平服なり。されば此の車は唐車の略儀なるものといふべし。

製作は唐車の屋形の如しといふ。(輿車圖考)又雨眉網代庇とも、雨眉



檳榔庇ともいふとあれば、屋形の眉に、一種の造り様ある事と思はるれど、精しくは知り難し。

檳榔庇車 太上天皇、攝關、大臣、親王等是れを用ふ。(蛙抄、有職抄)

製作は車箱惣體に檳榔の葉の、白くさらせるをおして、車箱の前後と物見の上とに廂をさしたり。眉の唐棟の如くなるより、之をも雨眉とも號すといふ説もあり。(桃花蘂葉、蛙抄)

檳榔毛車 單に毛車とも稱す。此の車は仙洞以下四位以上通用すといひ。(西宮記)又は親王、太閤、大臣、納言、參議、散二三位の公卿たる人々を始め、女官も乗り、又僧中は僧正、法印、大僧都まで乗用すともいふ。(桃花蘂葉、海人藻芥、門室有職抄) 其の製は檳榔の葉を細くさきて糸の如くしたるにて、車蓋を茸くといふ。(淺浮抄)檳榔なき時は、菅を用ふる事もありとぞ。(節抄、三條家裝束抄)

青糸毛車 皇后、中宮、東宮、准后、親王、執柄家乗用の料なり。(飾抄、蛙抄、物具裝束抄)

其の製は青き糸にて車箱を飾りたるものとぞ。然るに淺浮抄に檳榔毛、糸毛同じ物なり。檳榔を細くわりたれば、糸のやうに白くうつくしく見ゆるなり。名物の青糸毛も、此のわりたる細き檳榔を青く藍に染めたるなりとあれど、輿車圖考には、此の説疑はしき由を記せり。小右記長和二年九月廿七日の條に、今日典侍乗檳榔毛車、依無糸毛車などある文を見れば、檳榔毛、糸毛別物なるを著ければなり。

紫糸毛車 女御、或は女御代の乗用するなり。(飾抄)又更衣、尙侍、典侍等も之を用ふといふ。(蛙抄)按ずるに中古の貴女たちが料は此の車に限れるやうに、其の頃の日記物語の類には記せり。又延喜彈正式に、凡内親王、三位以上内命婦、及更衣已上並聽乘系

茸有庇之車とある、色のさはなけれど、猶この車なるべし。但し此の車は物見の上に庇をさしたれば、有庇之車といひ、記録類に庇差糸毛車ともかけるなり。

赤糸毛車 賀茂祭の女使の料といふ。(物具裝束抄)

半蔀車 攝籙大臣さては大將以上これを用ふ。(桃花藥葉、物具裝束抄)上皇も乗御の例あり。(蛙抄)又女房の乗ることもあり。(九條殿車注文)

此の車は物見を半蔀にしたればしか名づく。(門室有職抄)半蔀とは物見の窓に連子をうちたるなり。俗に無雙窓といへるもの如し。車箱惣體に網代を張る。網代は字を借りたるにて、言義詳ならず。檜ノ木を薄くへぎたるして、斜にあみたるものなり。

網代庇車 軍に庇車といふも是なり。院親王、攝關、大臣、大將等乘

用の車なり。(飾抄、蛙抄)

其の製、庇の體は四方輿の如く、連子物見ありて、半葎の車の如しといふ。(門室有職抄、飾抄、有職抄)

網代車車文

大臣、納言、大將などの、多くは直衣を着する時、さら

でも略儀遠行に之を用ひ、四五位、中少將、及び侍從、外衛、督、佐等も常に乗用する所なり。然れども大臣、納言、大將以上は白袖の車とも號して、物見の兩脇の板を、白く塗りて紋をゑがく。されは又紋車とも號するなり。(蛙抄)此の紋は家によりて同じからず。(門室有職抄)嘉禎の頃、九條道家公出家の後、蓮華の紋を付けたるなど、人の好みによれるなり。(五代帝王物語)

其の製は、尋常の體にして、普通御所車とて繪がける如きものと知るべし。

八葉車ハチエ

八葉とは紋の名にて、車箱にこの絞付くれば也。是れに

大小の別あり。(桃花藥葉)八葉は今いふ九曜星の紋に似たり。扱大八葉の車は、大臣、公卿、僧正以下僧綱等の乗る所なり。(弘安禮節)小八葉には辨、小納言、外記、史、廷尉、彈正弼等儀式官たる者、醫陰兩道の人、四位、五位、雲客、地下、諸大夫、また僧侶は有職非職尊卑を言はず乗用す。(海人藻芥、蛙抄)

其の製尋常の體に異ならず、長物見を本儀として晴とす。されは極位の人、大臣など皆これに乗る。(飾抄)切物見は畧儀にして、褻の料なり。これには上下男女眞俗相通じて乗用すといふ。(物具裝束抄、門室有職抄、蛙抄)切物見とは物見の半分をふさぎたるなり。

金作車コガシマ

内親王以上、又四位以上の嫡妻、子、大臣の孫女に限りて

乗用を許されとなり。(日本後紀、延喜式)又中宮、女御の入内にも、女御代が御禊の供奉にも、(大鏡、飾抄、小右記、永觀二、十、廿五日の

條(五節の舞姫の參内にも乗用したる例見えたり。(台記、久安二、
十、二十一日の條)かかれれば此の車は婦女の料たること知られ
ぬべし。

飾車 賀茂禁の使に限りて之を用ふ。(物具裝束抄)中宮、東宮、さて
は近衛使まで種種の風流華美を施せり。その裝飾人の好によ
りて一定の作法なし。(飾抄、車服制度手記)

黒薙車 單に黒車とも云へり。(源氏物語櫛の卷)公卿喪中に用ふ
るなり。(西宮記)

常の車に薙をはりて墨もて塗れるなり。あるは塗らざるも宜
しといふ。(小右記正曆六、五、七日の條)

此の外別に薙張の車板車など云ふもありき。是は長保年中一時
世風の驕奢なるを制して、五位は薙張、六位は板車と定められし
なり。(政事要畧)然れども此の制永く行はれざりき。又薙張車には、

罪人を乗せたる事あり。(榮花物語浦々のわかれ)

板車は古くよりありしものにて、もと上下通用せしかど、後世は
絶えて乗用の人なしとも、(西宮記)又下賤の輩、武士などに乗用せ
しもありしかど、後には廢りぬともいふ。(蛙抄)

因みに車乗り様の事をいふべし。是れは繪かく人などの參考に
もならむかどてなり。先づ一人して車に乗らむには、前の簾の際
まで進みて、左側を背にし、右の方を向くべしとなり。第一圖の如
し。二人以上の時は第二圖の如くすべき由なり。

第一圖



第二圖



又男女相乗る時、男は右に乗り、女は左に乗るべき由、門室有職抄に見え、乗るには後よりウシロと下るカには前よりするも、定まれる作法にして、後より下りむとするは非禮なるを、木曾義仲が院の御所へ参りし時、門前にて車かけはづさせ、後よりおりむとせければ、京の者の雑色に召し仕はれけるが、車にはめさせ候ふ時こそ後よりめされ候へ、下りさせ給ふ時は前よりこそ下りさせ給ふべけれ」と教へたる事の平家物語に見えたるにて知るべし。

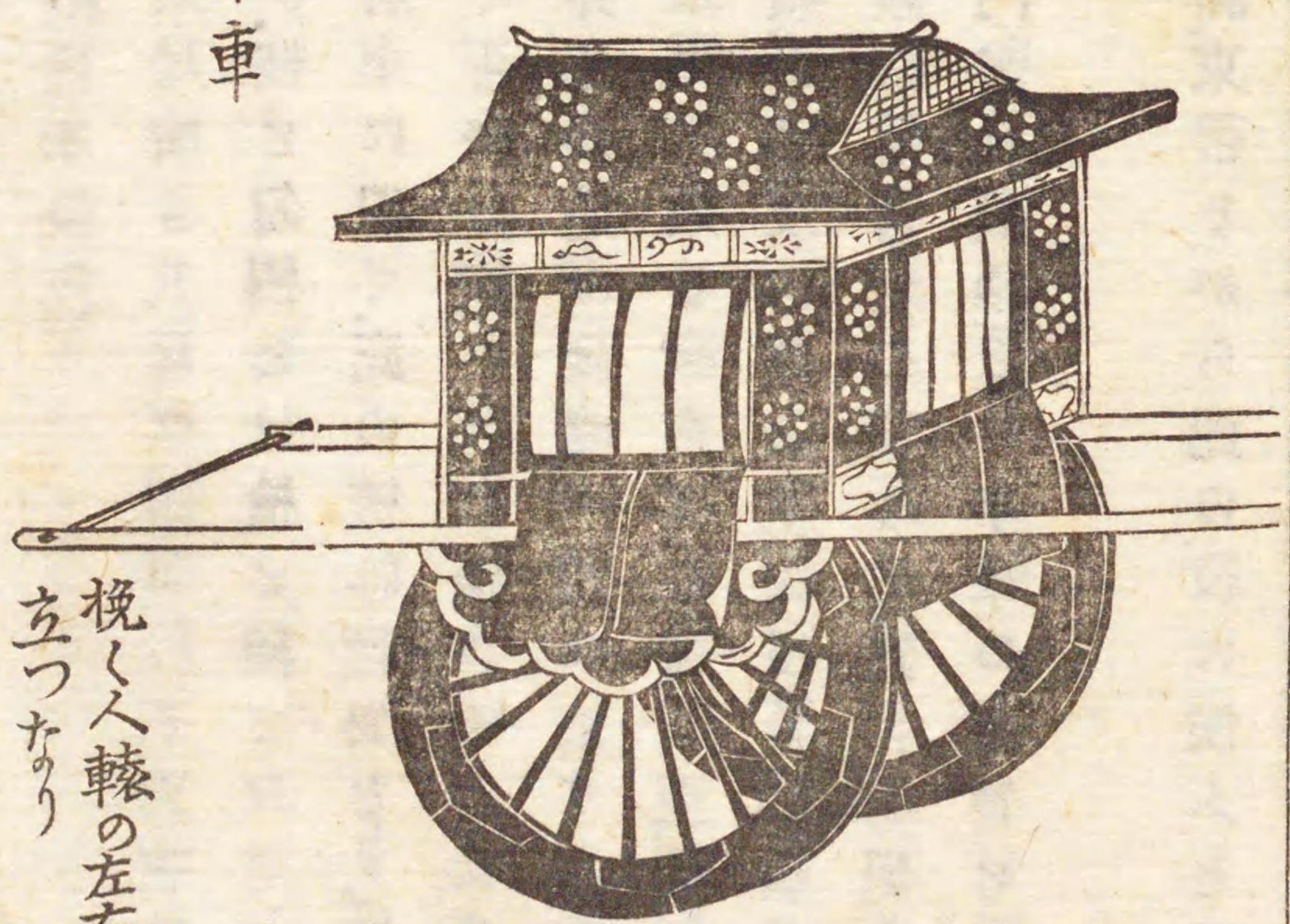
輦車

輦車は天久流萬(手車)とも、已之久流萬(腰車)とも稱す。(和名抄、令集解)後世輦といふは、鳳輦、葱花輦などの如く、輿の事とすれど然らず。本義は擧げ行くを輿と云ひ、輓き行くを輦と謂ひて、輪ありて人の手して輓



き行く車をいふなり。(令義解、和名抄、羽倉考)抑、輦車は勅許を得て、宮城の中、重門ナカカドを出入するに乘るべき車なり。故に中、重の輦とも稱す。(花鳥餘情)中、重門とは、宮城の構へ三重なるうち、中廊の門をいふ。又小車とも號しき。承和六年六月、仁明天皇の女御從四位下藤原澤子、病篤きにより小車にて禁中を退出すとあり。又同九年八月、廢太子を淳和院へ送り申すとて、先づ小車に

輦車



輓く人輓の左右に立つたり

駕せしめて禁中を出たし、神泉苑の良の角にて、牛車に乗せ替へ
参らせつとある、則ち是れなり。(續日本後紀)

輦車の製作はまづ屋形を長さ六尺廣さ五尺に作り、障子六枚楳
を以て造り、輦と輪とは櫟を用ひ、柱と勾欄とは檜と樽にて造
る定めなりき。(延喜内匠式)大抵唐車に似て、庇の様躰聊異なり。(門
室有職抄、三條中山口傳)輪は小くそばは廣く前せばきものにて、
脇より乗るなりとぞ。(蛙抄、源氏弄花抄)是れは唯一類にして製作
の異なるものなし。(羽倉考)凡そ輦車に乗るべきは、東宮、親王、攝關、
大臣、妃、夫人、内親王、命婦、三位の嬪、女御、及び孫女王、大臣の嫡妻な
どにして、僧中は大僧正、至尊の護侍僧、耆老の輩まで、宣旨を以て
聽さるるなり。(延喜雜式、西宮記、門室有職抄)之を手車の宜旨とい
ひならへり。(源氏物語桐壺の卷)

貴人の輦車を挽く人は、諸司の祐、束帶ながら此の役に候ふを晴

の儀とす。(蛙抄、三口中傳)

輦車

輦車は葬儀に用ふるものなり。(日本紀、令義解)もと輦と車とは別
にて、輦とは喪屋、俗に小屋形とも云ふとあり。(令集解)棺の上部を
覆ふものにして、其の状、屋形に似たればならし。孝徳天皇の大化
二年喪葬に關する制を定めて、王以上には輦車を用ひしめしか
ぞ、諸臣には及ばざりき。(日本紀)然るに大寶撰令の後に至りて、親
王四品以上、諸臣は一位並びに大臣のみ、輦車を用ふる事にぞな
りぬる。(令義解)

輦車は後世に遺らねば、委しき製作を知り難けれど、元正天皇養
老五年に、太上天皇明元天皇薄葬の遺詔を下して、輦車靈駕の具は、金玉
を刻鏤し、丹青を繪飾すべからず。(續日本紀)とあるを想ふに、其の
裝飾極めて莊嚴なりけむと察せらる。

平安京遷都以後、輜車のきたは、をさく、史籍に見えず。其の頃の
ならひ、尊き御あたりには、大かた出家入道せさせ給へば、輜車の
如き端正なる儀を略せられしより、自然と廢り行きたるものか。
延喜以來、皇后、中宮などの御葬送に、金作糸毛の車を用ひさせら
れしも、殊更に作り設けしにはあらで、常にめしける御車に御棺
を納れたるなりけり。(榮花物語)後小松天皇の御棺は、いと古びた
る網代車を供奉したりともいへり。(後小松院崩御記)其の頃兵亂
の後といひ、末世の作法悲むべし。其の後いつしか、御葬儀の車は、
棟車とか、一種異様に製らせ給ひぬ。其の状はかしくも、先年京
都にて目のあたり、拜み奉りし人々もありけん。

輿

起原及び制度の沿革

輿の史に見えたる始めは、垂仁天皇の十五年、皇后日葉酢媛、命の

女弟三人を召し納れて妃としたまふに、ひとり竹野媛といへる
が容姿醜きにより、本土に還し給へりき。然るに媛大にこれを羞
ぢて、路次葛野を過ぎし時、自づから輿より墮ちてみまかりぬと
ぞ。(日本書紀)また應神天皇の御輿は傳はりて禁中にありしが、承
久元年七月の焼亡に灰燼になりしきともいへり。(吾妻鏡)されば
其の世には輿を用ひたりしこと知るべし。

孝徳天智兩朝の頃より、凡百の制度唐風に倣はれ、文武天皇の時
には、至尊の乗御は輿のみに限りて車を供奉せざる事とし、主殿
寮は乗御の御輿の事を司れり。(職員令義解)至尊の外には、皇后と
齋王とのみぞ輿にはめしける。其の證は正史野乘にいと多かれ
と、煩はしきを憚りて今悉く省きたり。かかれは先帝といへども
遜位の後は、御輿に奉ることなかりき。

淳和天皇弘仁十四年に、上皇嵯峨の莊へ御遊幸ある由を聞こし

めして、天皇より御輿を供へ奉りしかど、上皇辭して受け給はざりき。(類聚國史)此の外後世の記録雜史にも、當今行幸、先帝御幸とて物する時、主上は御輿に、先帝は御車にめされたり。然るに中世以來、上皇は申すに及ばず、公卿以下僧俗まゝ輿に乗る例あり。是れ制度の廢弛か。否あながち然らざるに似たり。其の由聊か次に辨せん。

按ずるに、王臣以下乘輿の事は、法度を破りたる所爲にはあらじ。そもく、牛車は階段などを越え難く、細き道にも障りなせして、甚た不便なりければ、縛フシの繩をときて、車箱(車屋形)の事なりをば臺より取り放ち、手に釣りあけたるが始めにて、後には遂に車箱の下に轅を添へて作りなし、之を手輿テウと云ひたるにて、誠の輿の如く、肩上に昇き行きたるにはあるべからず。古き畫卷などを見るに、いづれも車箱の體にして、鳳輦葱花輦の類とは毫も紛るゝ

所なし。其の様は次の網代輿の條に圖を出たして示すべし。猶洛外遠行の時に輿を用ふる事の見ゆるも、輿とこそいへ。極めて疎製なる乗物にして、是れはた法度外のものと思はる。

武家は車服の類、すべて公家と反對の制を立て、常は輿を乗用し、公儀大禮の時のみ車を用ひたり。まづ鎌倉幕府にては、文治二年頼朝將軍の嫡子頼家が、鶴岡八幡參詣の時を始めとして、代々の將軍輿に乗りし例多かりき。(吾妻鏡)室町幕府にては、延文三年足利義詮將軍宣下の拜賀に已れは車に乗りたれども、舍弟基氏管領義繩は輿を用ひ、以下皆騎馬にて供たり。之を以て武家の制度は車を重くしたる事知るべし。此の後も將軍宣下任大臣の拜賀など、朝廷に對する執禮には、必ず車を用ひられ、榮行く花の上、室町殿行幸紀、普廣院左大臣拜賀記、鹿苑院殿御直衣始記等に據る。又足利氏一家に限れる私事、社參佛詣を始め、管領家御成な

とには、凡て輿にて物とたり。祇園會御見物記、鹿苑院元服記、畠山亭御成記等に據る。されは當時足利家の禮式家とも稱すべき、今川貞世がかける書にも、輿についての式作法は悉く記されつれど、車の制度はをさく見えず。今川大雙紙

いつの頃よりか、幕府の家の輿に乗るべき家格を定めて、斯波細川畠山の三職家を始め、御相伴衆の人々、吉良六角土岐石橋伊勢等、評定衆奉行は、御免の沙汰に及ばず、乘輿を許され、御相伴衆の中にも、赤松京極大内などの面々は、御免の沙汰を蒙りて後にぞ輿には乗りける。宗五大雙紙殊に評定始の節は、評定奉行以下政所問註所其の他の衆中も、張輿或は網代輿にて出仕する例なりきとぞ。花營三代記、鎌倉大草子

徳川氏江戸開府の後、乘輿の制は、位職、祿多寡に拘らず、御三家御一門を始め、國主城主にして、大廣間席以上の、家格よろしき者に

限りて、御免の沙汰ありき。それは大儀の時に限り、武家格例式、大成武鑑然るに文政十年の事なりけん。家齊將軍太政大臣に昇任あり、諸大名慶賀として登營せし時、ひとり津輕越中守信順が、いまた乘輿御免の家格にも入らざるに、妄に乘輿したること不束なりとて、逼塞を命せられぬ。泰平年表か、これは常は身柄よき大名といへども、腰黒、腰網代など名つくる駕籠を用ひたり。その事は別に云ふべし。

今上天皇明治元年東京に遷りまして後、武州一の宮御社參の行幸ありしが、珍らしくも鳳輩に奉りて、公家武家の供奉いかめしく、御威風市民を靡け給へり。おのれ幼少の時にて路傍に拜み奉りしこと、今もなほ記憶する所なり。

輿の種類

天皇御料の御輿に三種あり、鳳輩、葱花輩、御腰輿是れなり。其のう

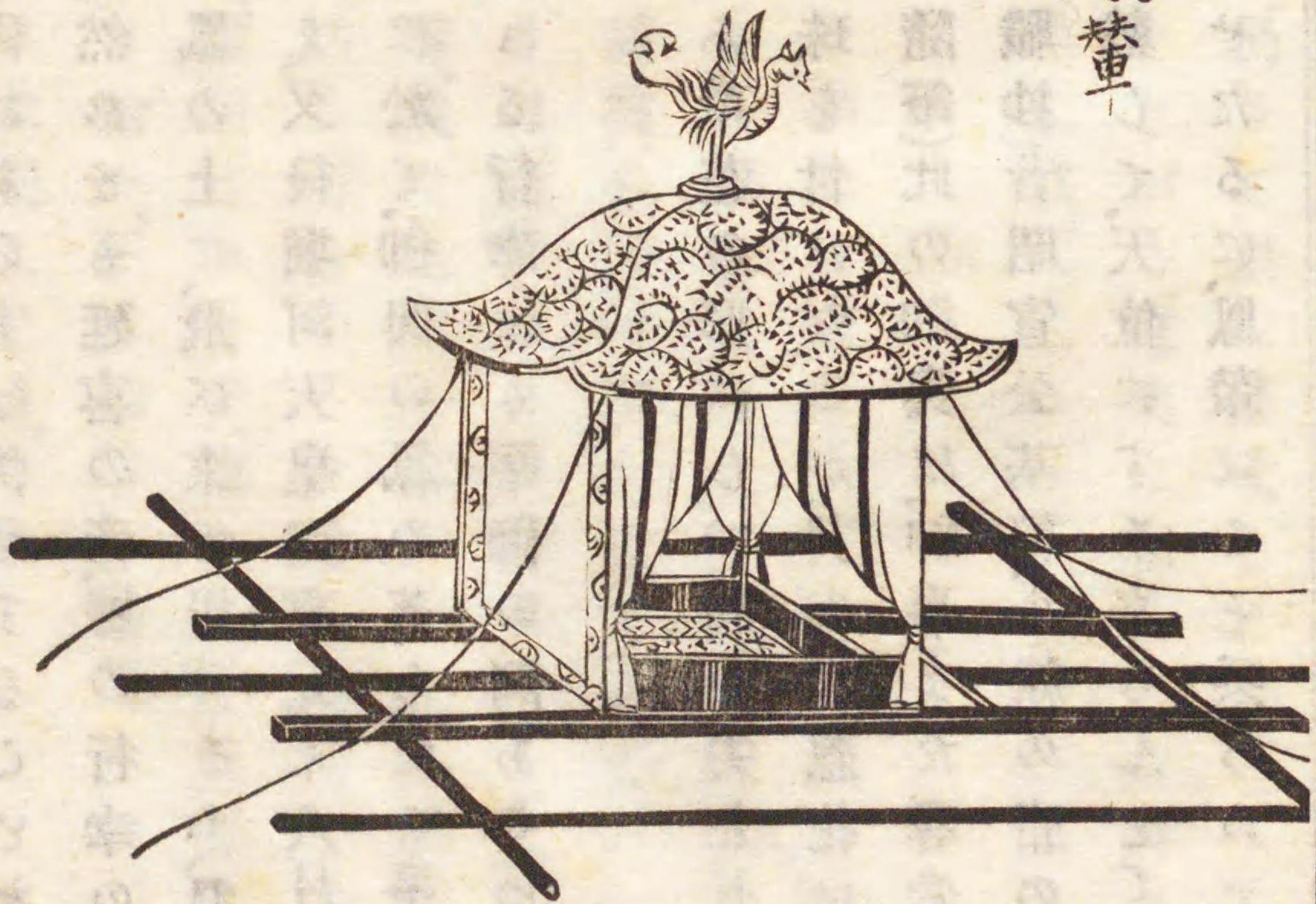
ち鳳輦尤も重し。

按ずるに、職員令主殿寮の條に、頭一人掌供御輿輦蓋笠云々等事とありて、義解に、舉行曰輿輦行曰輦と注し、集解の古記には、輿无輪也、輦有輪也ともあれど、是等はいづれも、文字に就きたる解釋に過ぎず、輿も輦も共に輪なくして、擧げ行くものなり。但し人の挽く手車を輦とかく事もあるは、前にも既に記しおけれど、其の頃のならひとして、手車の事をば、車の字を添へて、輦車とかく事例なりき。そもく輪なきを輦ともかける事は、此の邦のみの例ならず。唐六典司輦局的條に、輦車云々蓋古謂人牽爲輦、春秋宋萬以乘輦車其母、秦始皇乃去其輪而輦之、漢代遂爲人君之乘云々と見え、たれば、秦漢の代より、既に輿を輦とも云ひ、且人君の

乗物とも定められし事知るべし。猶狩谷掖齋翁の箋注和名抄にも、隋制輦無輪人荷之、皇國倣之、亦謂鳳輿爲鳳輦とあるにて、いよく明らかなり。

鳳輦

鳳輦 又鸞輿とも號す。屋形の上に金鳳を据ゑたれば、然稱す。(有職抄)此の御輿を用ひさせ給ふは、先づ御即位(扶桑略記仁和三年の條)大嘗會の御禊(北山抄)江家次第(朝覲行幸(西宮記)等な



り。凡て節會行幸などの晴れの儀にあらずは、供奉することな
るといふ。小右記長和二年の條然れども延喜の帝野の行幸の
時鷹の雉を獲りながら御輿の鳳の上に飛び來て居たるが似
合はしく輿ありし由大鏡に見え又後堀河天皇寛喜元年八月
御方違カミマダヒの行幸に錦小路大宮邊に於て御輿の鳳の落ちたる事
百鍊抄に見えたれば稀にはかゝる行幸にも乘御の例ありつ
と見えたり。

葱花輦 葱花とは、トトモシといふ草花の形にして、圓く尖りた
るものなり。屋蓋の飾りに金の珠を付けたるが其の形葱花に
似たれば然稱する也とぞ。安齋隨筆此の御輿は、神事また尋常
の行幸に供奉するものなり。有職抄昔昭宣公基經小松の帝の
いまた親王にてればせしを推戴して天位にすゑ奉らんとて、
御迎への御輿を御殿の前へ寄せたるに、鳳輦にこそ乗らめと

て、葱花輦には乗り給はざりき。仍りて更に儀仗をととのへて、
迎へ申ししに、本位の御服をめぐながら、鸞輿に駕して大内に
入らせ給ひきといふ。古事談神皇正統記是れにて、鳳輦と葱花
との輕重を知るべし。

腰輿 太古タコ之と稱す。和名抄手輿の義なり。掖齋翁の箋注和名抄
に、按胡三省注通鑑梁紀云、腰輿令人舉之、其高至腰、海錄碎事引
決疑要錄云、腰輿以手挽之、別於肩輿、是所以訓太古之也、といへ
り。大嘗會御禊の日、河原頓宮よりは、腰輿にめすを本式とす。貞
觀儀式その外は、内裏炎燒、地震等、俄に他所へ遷御なるに用ひ
られて、無事の時に召さるゝ事、然る可らずとの説もあり。有職
抄凡そ腰輿は箋注の説の如く、肩輿にあらず、極めて簡畧輕便
に製りしものなれば、上皇も乗り給ひ、王臣高僧の乗用せしこ
とも、家記日録雜史物語等にあまた見えたり。

小輿 此は正月八日最勝會に、講讀師の乗る所なり。

(貞觀儀式、江家次第)また齋

王入京の時、伊賀の堺に於

て、小輿に乗り替へ給ふて

と、例なりともいふ。(西宮齋

王入京の條)其の製作はい

かゞありけむ。詳ならず。

網代輿 此亦元は手輿に

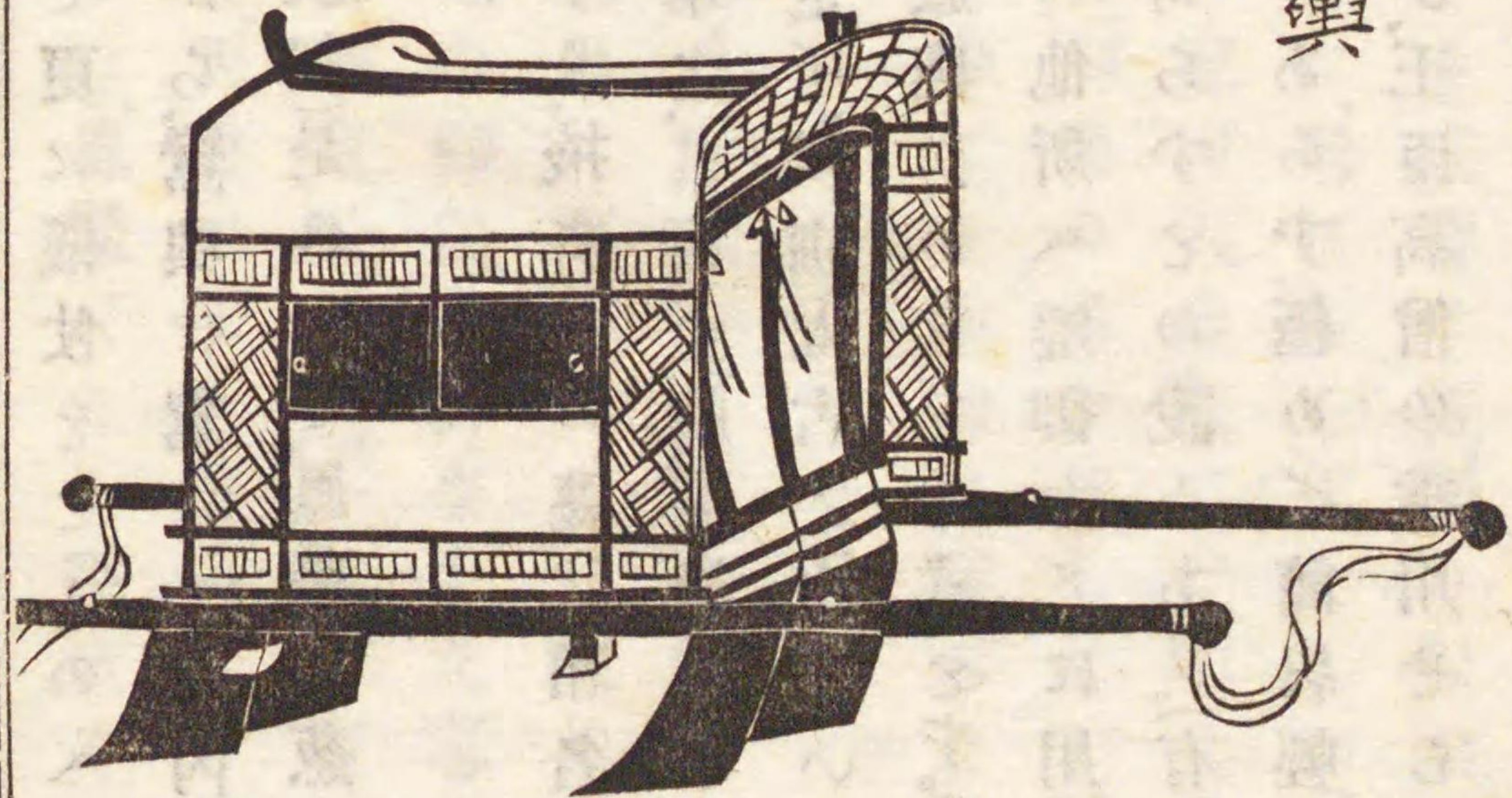
して肩輿にあらず。按ずる

に、中古の家記日録雜史物

語の類に見えたる、王臣以

下乗用の輿といふは、此の

網代輿



網代輿の事と思はる。もと

牛車の不便なりとからし、

其の車箱を取り放ちたるより起こりて、遂には別にこれのみ

を小形に作り、轆を添へて舉げ行くに便にせしものなりけむ

こと、上に辨せしが如し。然るに室町將軍以後に至りては、更に

轆を長くし、肩に昇き行く事となりしが、始めは圖の如く轆に

布を付け輿丁の之を頸に懸けて立ち、轆を腰のありにつけて

行きしものなり。さてもとは親王、攝關、清花の家柄の、乗るべき

料なり。(故實拾要)武家にては、大抵これを用ふる事になりぬ。(伊

勢貞彌記、後愚昧記、康富記等に據る)

四方輿 此は鎌倉以前のものには見えず、元弘の亂に、後醍醐

天皇を隱岐國へ遷幸せんとて、洛中は御車を供奉し、

洛外より、四方輿に召さるべき用意して、御車のあとに、空しき



四方輿を昇き行きしこと、梅松論に見えたり。室町時代には、上皇攝關大臣以下公卿僧綱等の通用するものとぞ。(海人藻芥)但し遠行に乘用するにて、棟の作り様は道俗によりて、相違あり。俗は菴形、僧は雨眉の如し。表に網代を張る。謂はゆる網代輿なりと蛙抄に見えれば、前の網代輿の一名を四方輿といへるにか。又板輿といへるも、全く四方輿の事なる由、蹇驢嘶餘に記せば、四方輿といへるが本名にして、網代を張りたるを、網代輿と云ひ、板を張りたるを、板輿とはいへるならむ。扱この四方輿は、前の網代輿と同物か。愚按定めかねたれば、別に掲げて大方の教を竣つ。

板輿 四方輿に板を張りたるものなる由、前にいへり。これは山中など行くに、木の枝に障ることあれば、四方の屋形を取り除きて、臺ばかりにする構へにて、然いふ由、蹇驢嘶餘にあり。今現

に博物館に有栖川家の御板輿といふありと覺えたり。それは四方を取除くべくはあらぬ様に、見受けられど、門外漢の能く知る所にあらず、猶尋ぬべし。

張輿 これは蕙張の輿なり。文治元年平宗盛虜はれて、鎌倉へ護送せられし時、藍摺の張輿にのせられたりし事、吉記に見ゆ。又元弘の亂に、俊基中納言の刑せられんとせし時も、張輿に載せられ、後醍醐天皇笠置御没落の節も、事蒼卒に起こりて網代輿さへもなかりしかば、張輿のあやしけなるに、扶けのせ奉りぬといへり。(太平記)然れども室町幕府にては、將軍も乗用し(宗五大雙紙)大御所將軍の夫人も管領評定衆なども、乗りたることありき。(伊勢貞彌記)按ふに是れ名は同じけれども、製り様に精疎ありけん事論なかるべし。

塗輿 漆にて塗りたるなりとぞ。略儀に用ふるものにて、四方輿

の代はりなりといふ。公家の乗るは廂あり、武家と僧中とは廂なり。(三光院内府記)天正中後陽成天皇聚樂亭へ行幸の時御供の中に塗輿十四五丁あり。六宮御方、伏見中山九條殿たちの乗られしなり。(聚樂亭行幸記)その頃は、公家中普く乗用したるものと見えたり。

駕籠

乗物駕籠の差別及び起原

駕籠は徳川時代に至りて、多く行はれし者にて、當時その製の細しきを乗物と稱し、粗造なるを駕籠と呼び習へり。されば乗物といふ方は、家格高き人か、さらすは特許を得たる人の乗るべき物、駕籠は平人の料と定まれり。抑、乗物とは、泛く涉れる稱なる事前にも述べしが、いつしか之を一物の名としたり。按ずるに字鏡集に、「駕」の字を「ノリモノ」と訓點せり。此の書は乾元の輿書あれば、鎌

倉時代より、其の用その稱ともに行はれし事知るべし。

乗物は板輿より轉じたるものといふ。板輿は元肩輿なる事、前の輿の部にも記せり。然れどもこれが臺を取り放ち、一本の轆を上の方、輿の屋形の上)にさし添へて、之を昇くべく構へし事、今もたまたま堂上方の板輿ののこれるに徴して知るべし。されば板輿は後世の乗物なりと、先輩も云ひおかれたるのみならず、宣胤卿記永正八年二月廿七日の條に「今日春日祭也(中略)着衣冠乘輿云々」とある下の註文に、板輿、輿丁三人也と見えたり。これは二人前後して、輿の轆を昇き、一人手かはりとして、附添ひたるなるべし。常の輿の如く、轆二本雙びてあらむには、三人にて昇き得べくもあらねばなり。

駕籠は篋輿より轉りし物ならん。篋輿は阿美以多、俗に阿牟多と云ふ。竹木を編みて作れば、編板の義と聞こゆ。元は刑具なりき(和

名抄)古代彈正臺の糺彈に、囚獄の官人、犯人を率て行く時、之に乗せて物とけんと云ふ。(秋草)又疾病、負傷の人を乗せたる事も多く見ゆ。河津祐泰が赤澤山にて、流矢に中りし時、また佐藤繼信が八嶋に戦死せし時も、板輿に助け乗せつと云ひ、(異本曾我物語、義經記)北條四郎入道慧性の、奥州へ落ちけるに、負傷者の眞似をして、板輿に乗りし事も見ゆ。(太平記)

駕籠と云ふもの書に見えたるは、太平記笠置山御没落の條に月卿雲客何れも、籠輿傳馬に乘せられて、とあるを古とすべし。又康應元年三月十一日足利義滿嚴島社參詣の時に、御前の濱なる、鳥居の程より、駕輿にのれりとも聞ゆ。

古今要覽に、稻山行教の説を載せて曰はく、太平記に籠輿を傳馬と並べ稱せしを思へば、驛毎に多く用意せしにて、今の宿駕籠の類なるべし。是は病人旅人又は死せし人など、送るべき料

の物なり。昔は旅人にて輿に乗るべき程の人は、固より輿にて旅行するなれば、従者などの爲に、設けたるものなるべし。と云ひ、栗原信充の説には、籠輿は稻山が説の如く、宿駕籠の如き輿なるべし。或は牢輿の通音ならんと云ふ説あれども、笠置より京へ入れ奉る事、倉卒の際なれば、牢輿を設けらるゝ暇あるべしとも思はれず。と云へり。按ずるに是等の説當れり。なほ宗祇紀行に、文明十二年神無月の朔日、いたはり有る同行を輿に乗せて、此の松原を見ず。とある。是れも宿駕籠なるべし。

制度の沿革

乗物駕籠の起原、及び其の差別概ね右の如し。一般乗用の料となりしに就きては、これが制度も時に隨ひて沿革あり。文祿四年豊臣秀吉、法令六章を定めし中に、乗輿の制一條あり。曰はく、乗物を免すは、徳川家康、前田利家、上杉景勝、毛利輝元、小早川隆景の五人、

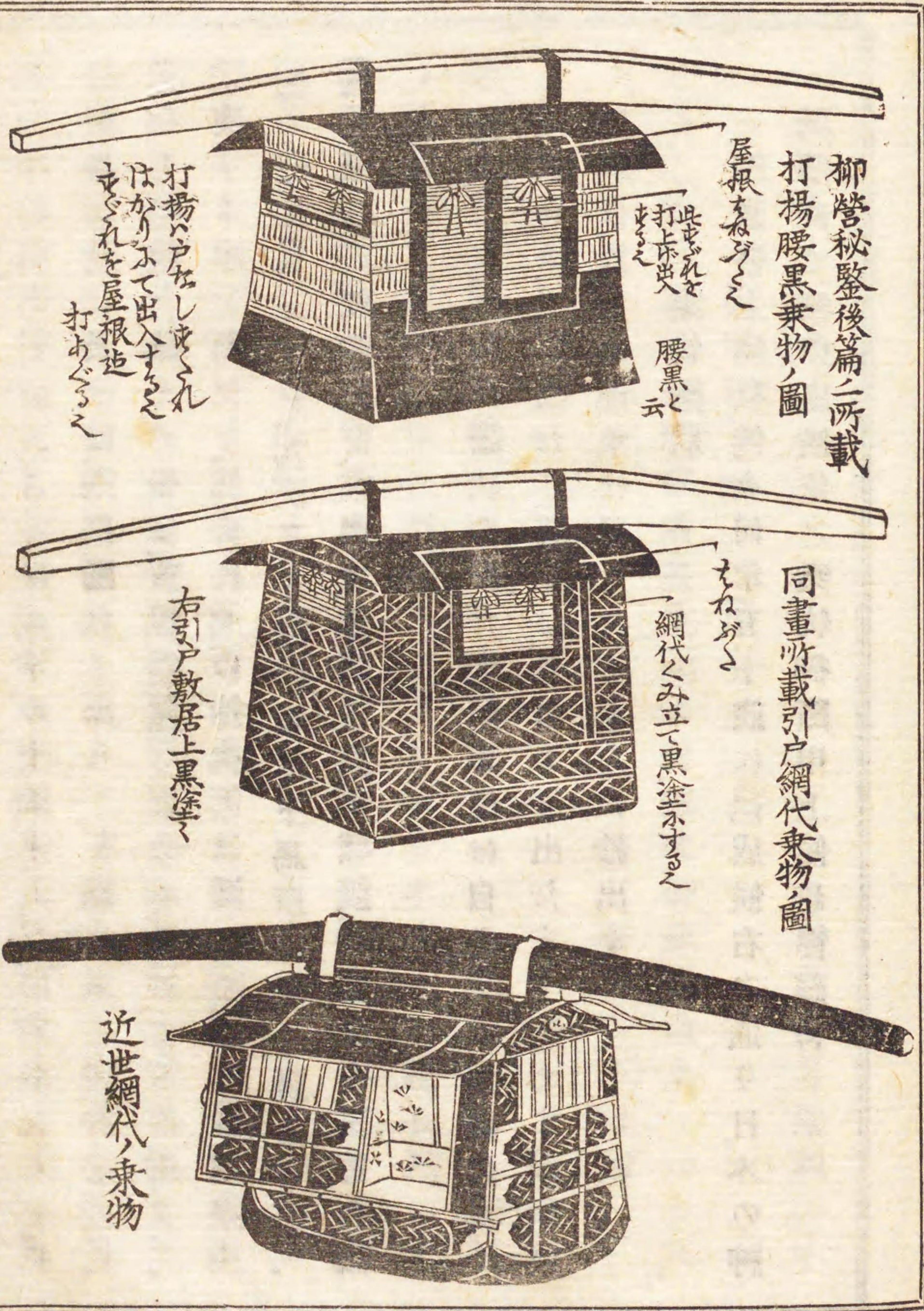
乃至高壽の公卿、五山の長老に限る。其の他は國守たりとも壯年の間は之を許さず。若し年五十以上なるが、一里以上の行程には之を許す。但し壯年なりとも疾病ならんは制限に非すと云へり。

(豐臣秀吉家譜)是れ乗物に制度を設けし始めなるべし。
德川氏執政の世となりては、元和元年七月二代將軍秀忠、林道春に命じ貞永建武の二式に據りて、新式を定めし序に、武家法度十三條を諸侯に頒てり。其の一に云はく、雜人恣に乗物を用ふ可らず。元來乗物は其の家柄により、免許なくして乗る人と、免許を得て後乗る者とあり。然るに近來昵近家老諸卒の輩まで、乗物を用ふる事、頗る濫叨の至りなり。自今國守大名以下、一門の人々は、公許を請ふに及ばず。其の他昵近の輩並びに醫陰の兩道、或は六十歳以上の老人、又疾病ある者の如きは、特許を得るに非ずば、乗用すべからず。諸家中陪臣の、縦に乗用するは、其の主の過ちと認定

す。されば其の主其の從の人物年齢事由を驗し、添書上願して、公許を受くべし。但し公家門跡並びに、諸出家の輩は制限に非ず、と云へり。(野史、東遷基業、柳營禁令式)三代將軍家光就職の始め、寛永六年の制には、國守大名の息子、城主五萬石以上の者、又年五十以上の者も、乗用を許され、同十二年に至り、重ねて國主城主壹萬石以上の者並びに國主の子は、嫡庶の別なく、城主及び侍從なる人の子は、嫡子に限りて、乗物を許されき。(柳營禁令式、舊章錄)天和三年五代將軍綱吉が就職の時には、舊例醫陰兩道とありしを改めて、儒醫の輩と記せり。是れ當時儒道を重んじられたるなりけり。(野史、被仰出留)此の頃乗物に、種々の制出で來ぬ。謂はゆる打揚、腰黒、腰板、腰網代、引戸、薦包などの類、是れなり。畢竟家格によりて、其の制を異にす。とぞ。(柳營禁秘錄、武家格例式)又乗物と駕籠との制をも、明に差異を立つべき由、法度屢々下りにき。(青標紙)

駕籠舊記に云はく、元文二巳年四月十九日、松平左近將監殿本
 多伊豫守殿、御渡被成候御書付云々、一右駕籠之儀、見分共乗物
 に紛れ不申様に可致候、駕籠之者衣類紋所附け不申、無紋に致
 し、對之衣服爲着候儀、可爲無用候事、といひ、又乘輿記に云はく、
 駕籠致方の儀、腰に籠目を附け、棒等も短く仕り、戸は不目立様
 に仕り、惣體乗物に不紛様に、可致候事、とも云へるにて、大方の
 差異を知るべし。

かかれは當時乗物の公許を得たるは、公卿門跡を始め、徳川氏一
 門の人々、國主城主壹萬石以上の諸侯、乃至其の嫡庶子、並びに年
 五十以上の者、儒醫僧徒の人々にして、此の他幕臣の身分輕き輩、
 諸家の陪臣に至りては、其の年齢に隨ひ、事情に依り、誓詞および
 斷狀を幕府に出たして、五ヶ月を限り、乗物又は駕籠の乗用を許
 ざる。五ヶ月を過ぐる時は、更に斷狀誓詞を出たすを例とせり。



之を月切御免と云ふ。さるは旗下の士御家人、又は陪臣にして、年齢四拾九歳に及べば、乘輿斷狀を出たし、誓詞を以て公許を受け、翌年五拾歳を越えて後は、誓紙斷狀を要せず、公然と下馬所まで、乘輿する事を得たり。然るに此の掟次第に濫れて、遂には下乗橋迄も、乗り入りしを、元文二年嚴制して、下馬所までを限りとせり。
(柳營禁令式、被仰出留、乘輿記、駕籠舊記、青標紙、御當家令條等の説を參取す)

按ずるに、乘輿の斷狀を出たす事、幕臣は自身より、陪臣は其の主家より、之を出たし、誓紙は、各自より出たすを例とす。斷狀の書式は、地方落穂集に見えたるを左に抄出す。

乗物斷狀

一筆致啓上候私儀來何年五十歳に罷成候右之通り日本の神祇僞にて無御座候依之乗物御斷申上候恐惶謹言

年號月日 宛所御目付不殘殿付 何之誰名乗判

右之通僞無御座候拙者共支配に付如此御坐候以上

何月 勘定奉行中不殘判

右の如し

是れより、市民の駕籠に乗りし事蹟を述べんに、慶長の始め迄は、江戸市街に、駕籠を見る事、僅々なりしが、十年許りを経る程に、貴賤大かた駕籠に乗る風となりしかば、幕府遂に令を下して、庶民故なく乗用する事を禁せられき。(慶長見聞集)然るに寛文の末に至り、漸く又盛になり。延寶三年、江戸城下に於て、謂はゆる辻籠三百挺を限りて、免されき。(延寶日記)同三年幕府、更に市中に令して曰く、乘輿の事從來其の制あるに拘らず、近頃縦に駕籠を用ふる者多し。自今は堅く之を禁ず。又近郷遠地への旅行、及び歸程の節

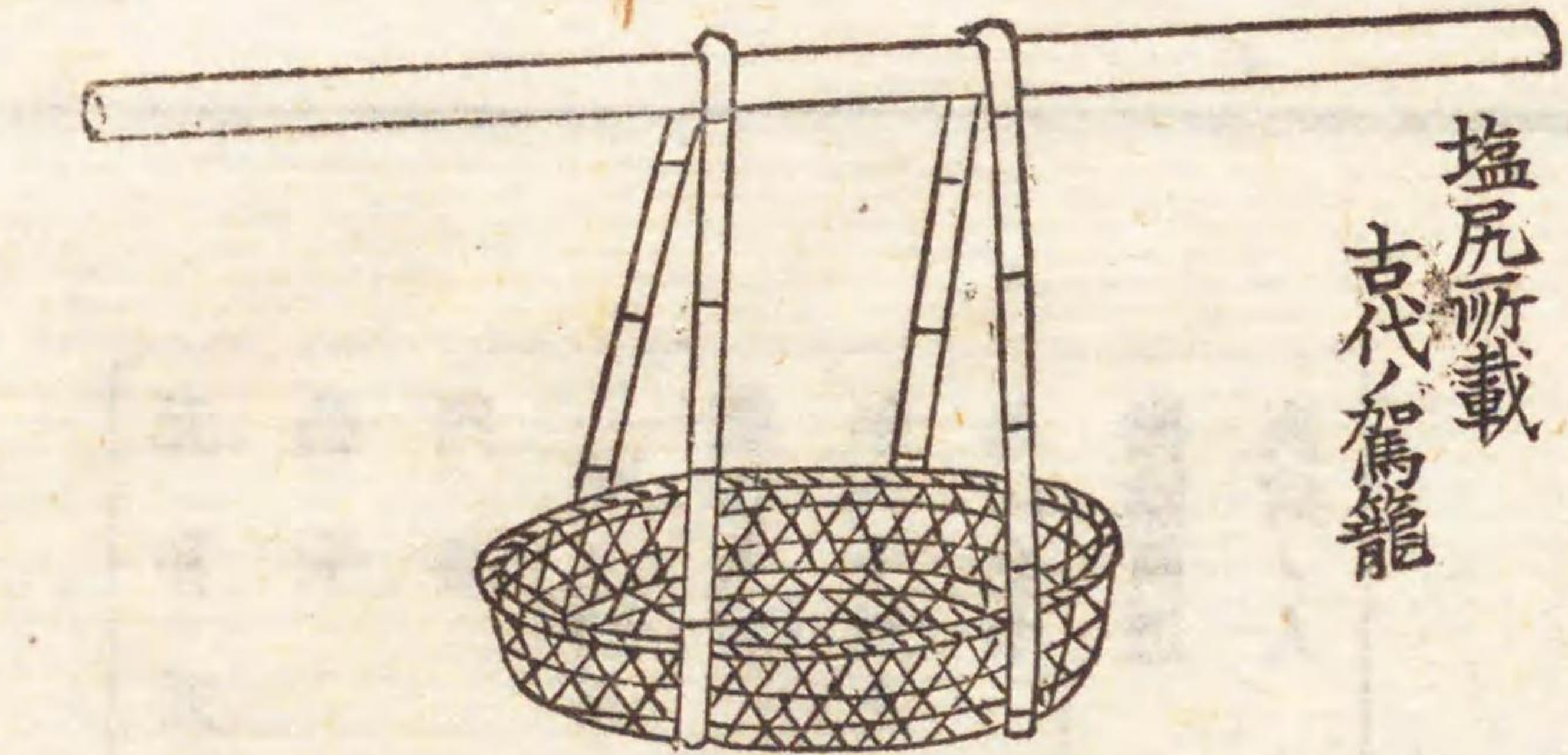
も、前より公許を経ざる徒は、品川、千住、板橋、高井戸の四所を限り、江戸城下は總べて下乗すべし、と云へり。御當家令條其の後に至り、櫻田御門より、馬場先門、和田倉門の内、並びに龍の口邊、神田川通り一橋門の内、竹橋門を限り、大手の方まで、町駕籠、賃駕籠の往來を禁せらるゝ事となりぬ。乘輿之事と云ふ書に據る。

按ずるに、近代世事談には、江戸辻駕籠元祿の末、御免許高百挺なり。其の砌は老人女病人に限りて、若き者はのせず。武士はかまひなし。是れまでは江戸に辻駕籠なし。とあるは、精しからず。

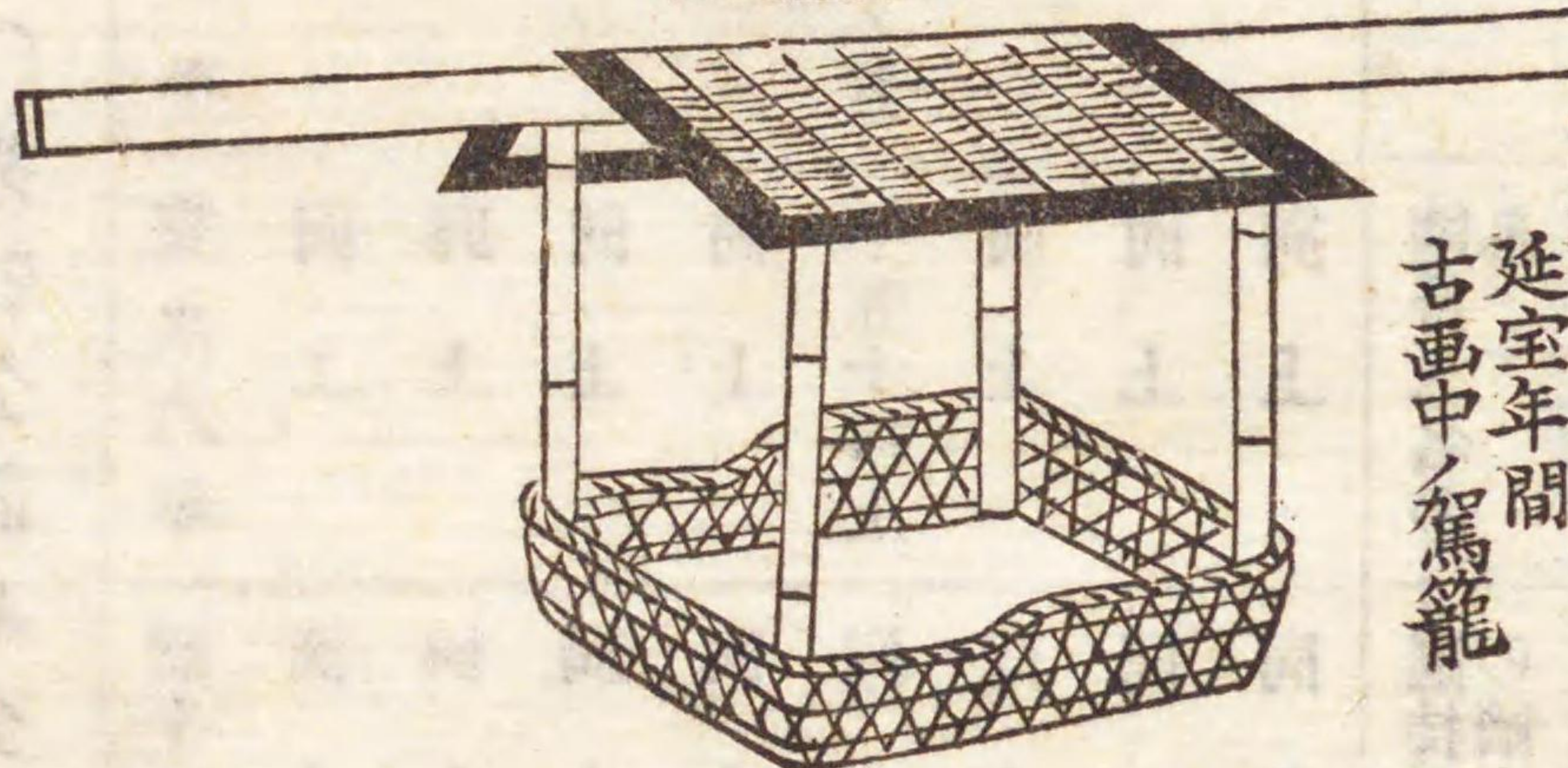
天和元年、市民の乗物を用ふる事、悉く禁せられき。是れより先、支配方斷り濟みの上は、乗物をも用ひたりしが、此に至りて、惣じて駕籠のみに改定せられぬ。御當家令條、被仰出留。此の後の法度に、一二の弛張はありしかど、さまで煩はしければ省きつ。

以上述べし所、乗物駕籠を許さるゝ家格、人品、年代に隨ひて、沿革

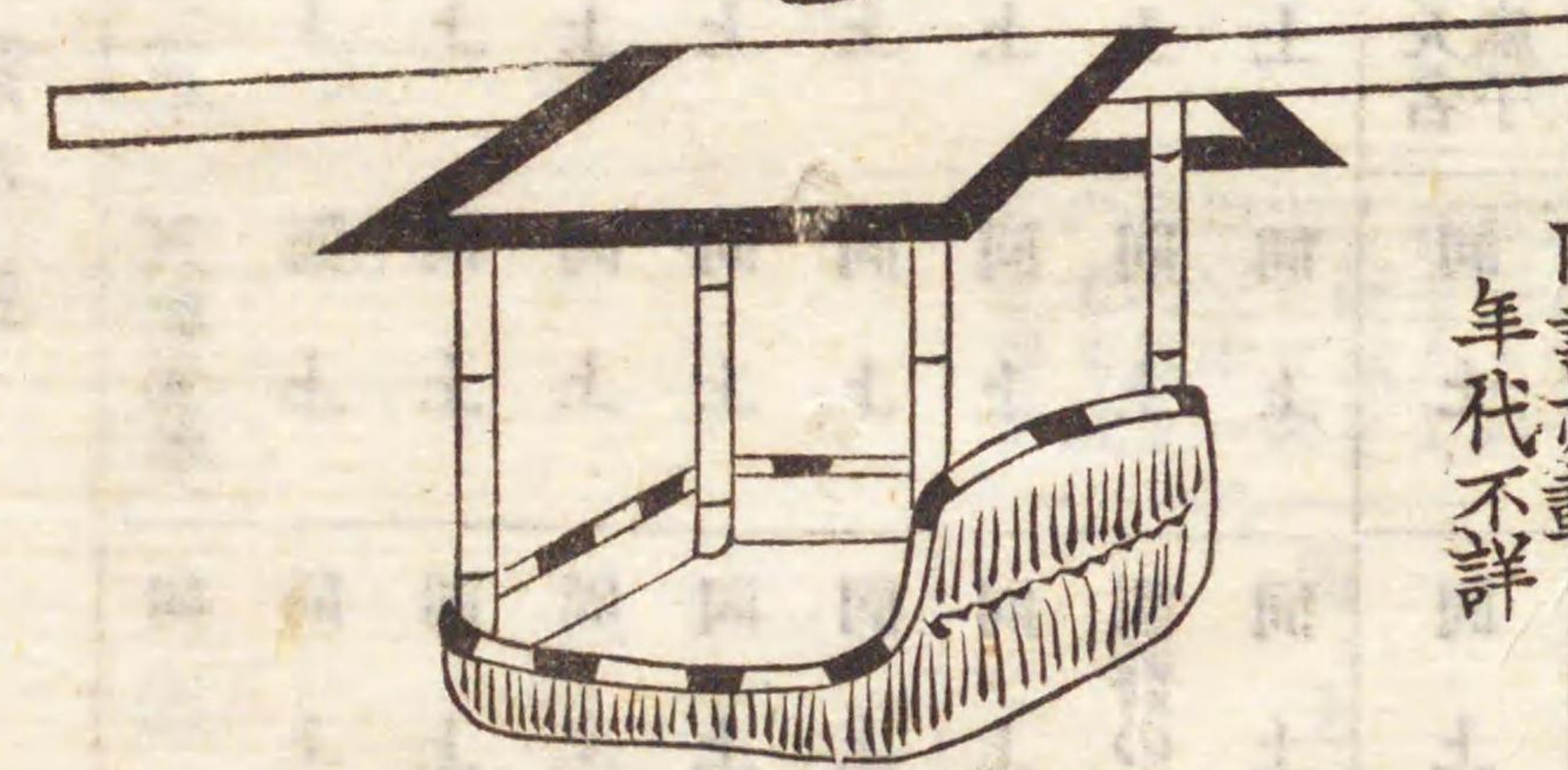
塩尻所載
古代駕籠



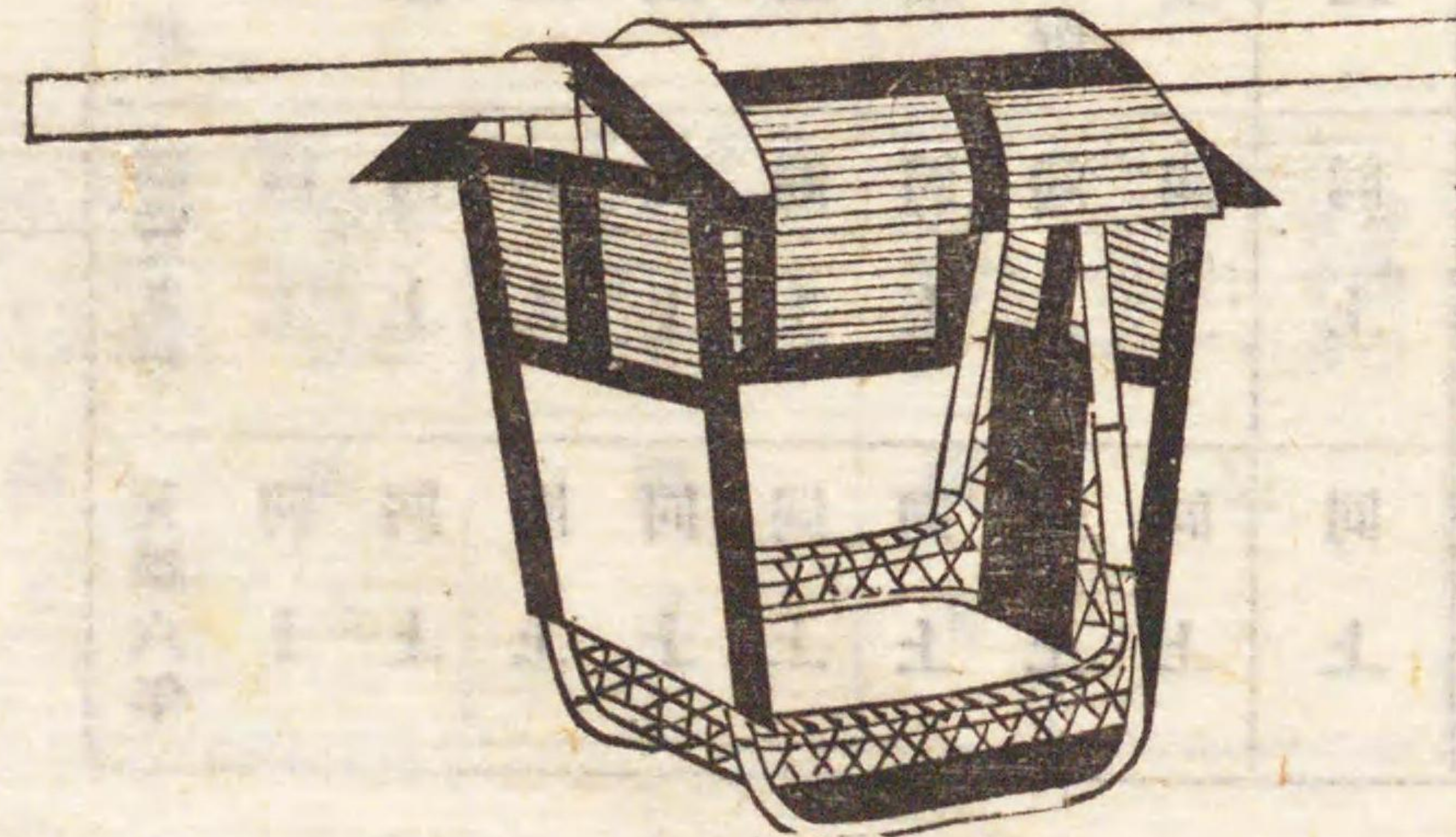
扁額軌範所載
延宝年間
古画中駕籠



同書所載
年代不詳



近世普通駕籠



ありしを、今見易きやうに、大約の表に記して示すべし。

○乗物公許身分沿革表

元和元年	實永六年	同十二年	天和元年	同三年	延寶九年	元祿六年
公家	同上	同上	同上	同上	同上	同上
門跡	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一門ノ歴々	同上	同上	同上	同上	同上	同上
國持大名	同上	同上	同上	同上	同上	同上
年六十以上ノ者	年五十以上	同上	同上	同上	同上	同上
奥向女中	同上	同上	同上	同上	同上	同上
醫陰兩道	同上	同上	同上	儒醫の輩	同上	同上
疾病ノ人	同上	同上	同上	同上	同上	同上
國持大名の息	國持大名の嫡庶子	同上	同上	同上	同上	同上
城主五萬石以上	城主壹萬石以上	同上	同上	同上	同上	同上

陪臣は其主
其臣の吟味
を遂げ願の
上免す
同上

五萬石以上
上城主
家老
以上
主
十
の
以上
請
十
歳
者
下
に
十
歳
者
以
断
状
を
免
以
て
御
免
石
奉
行
衆
御
勘
定
衆
同上

同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
小普請の	者下十歳	以断状を	免	石奉行衆	御勘定衆	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奥御奉公	衆五十歳	以上	願の	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
一萬石取	の惣領病	同上	同上	同上	同上	同上
交代寄合	五ヶ月切	誓詞を以	同上	同上	同上	同上
當病にて	御奉公不	同上	同上	同上	同上	同上

○駕籠乗用身分沿革表

天和元年	御直參輕き御奉公人	諸家の家老五十歳以下の者	諸家の臣 <small>(家老に非る)</small> 五十歳以上の者	猿樂の者	相勤養生の内誓紙を以て御免	同上
元祿四年	御直參輕き御奉公人	其身誓詞主人斷狀	同上	五十歳以上にて乗物を用ひず駕籠たり	御三家の家老	同上
		同上	同上		壹萬石以上の城主の家老	

町人 延寶以前支配方斷にて乗物御免天和以後總て駕籠と定まる

同上 五萬石以上にて城主に非る家の家老

徳川氏の末路、諸人泰平逸樂の化に耽り、上下漸く浮華に流れ、乗輿の法度も、亦大に弛びにき。是れによりて、天保十四年、更に改革の制を下して云はく、近來表方の諸士、馬を捨て、駕籠に乗る者多しと聞く。頗る柔惰の至りなり。自今は努めて、乗馬にて出勤すべし。仍て表方諸役のうち、武事に關からん程の者は、月切駕籠を停止すとありて、兩番頭、御旗奉行、百人組頭、御鎗奉行、新番頭、火消役、御鐵砲方、中奥、御小姓、御先手、御目付、御使番等の諸職は、惣べて乗輿を禁せられき。(續泰平年表)

明治維新の御世となり、馬車人力車出で來て、貴賤乗用の料となりしより、乗物駕籠は全く廢れぬ。

